

UEDレポート

21世紀中葉における
わが国の高等教育の在り方

2025
夏号

一般財団法人 日本開発構想研究所

目 次

1. 中教審の答申を読んで	1
阿部和彦 ((一財)日本開発構想研究所 代表理事)	
我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～ (答申) 要旨 中央教育審議会 (令和7年2月21日)	9
2. 高等教育の大胆なパラダイム転換へのビジョンを	13
—中教審答申『我が国の「知の総和」向上の未来像』を読む— 梶田勲一 ((学)聖ウルスラ学院 理事長、(一財)日本開発構想研究所 評議員)	
3. 海外から留学生を受け入れることの意義	17
弦間正彦 (早稲田大学社会科学総合学術院 教授 国際部門統括理事)	
4. カリフォルニア州公立高等教育システムに学ぶ～大学全入化の日本問題	23
荒井克弘 (東北大学 名誉教授、(一財)日本開発構想研究所 評議員)	
5. 大学院改革について考える	32
鳥飼玖美子 (立教大学 名誉教授、(一財)日本開発構想研究所 理事)	
6. 学校法人におけるガバナンスの諸課題	40
岩尾 洋 (大阪市立大学 名誉教授、前四天王寺大学 学長、(一財)日本開発構想研究所 理事)	
7. 地方における大学の存立可能性を考える	48
田村 秀 (長野県立大学 教授)	
8. 地方圏における大学と地域との連携状況について	57
(内閣府調査結果から) 長島有公子 ((一財)日本開発構想研究所 都市・地域研究部 担当部長) 景山紘翔 ((一財)日本開発構想研究所 都市・地域研究部 研究員)	
下河辺淳アーカイヴスについて	65
下河辺淳アーカイヴスArchives Report バックナンバー	66
復刊UEDレポートバックナンバー	67
研究所の概要	68

1. 中教審の答申を読んで

阿部和彦 ((一財)日本開発構想研究所 代表理事)

中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」

令和7年2月21日、中央教育審議会から「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(答申)が出された。

これは、令和5年10月の文部科学大臣からの諮問「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」に対し、大学分科会で「高等教育の在り方に関する特別部会」を設置して、概ね2040年以降の社会を見据えた、高等教育の在り方について総合的な検討を進めて取りまとめたものである。

この答申では、大学進学者数が2040年には46.0万人(2021年比約27%減、現在の定員規模の約73%)になるという推計をもとに、我が国の「知の総和」(数×能力)の向上を目指し、「質」の向上、「規模」の適正化、「アクセス」の確保を高等教育政策の目的としている。

具体的には、(1)教育研究の「質」の更なる高度化において、学修者本位の教育の更なる推進、多様な学生の受入れ促進(外国人留学生や社会人等)、大学院教育の改革(学士・修士

5年履修可能大学の大幅拡充(特に人文・社会科学系))等をあげ、教員の業務負担の軽減を推進して研究力の強化を図るとしている。

(2)高等教育全体の「規模」の適正化においては、厳格な設置認可審査を行って増加を抑制しつつ、再編・統合の推進、縮小への支援、撤退への支援を行うとしている。日本人学生数の減少を外国人留学生や社会人等の受け入れ並びに大学院生数の増加によって対応しつつ、再編・統合、縮小、撤退を支援するということであろうか。

(3)高等教育への「アクセス」確保では、地域構想推進プラットフォーム(仮称)(地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体)の構築や地域研究教育連携推進機構(仮称)(大学等連携をより緊密に行うための仕組み)の導入により、地域にふさわしい高等教育機関のあり方を検討することとしている。それを促進する一助として、遠隔・オンライン教育の推進(大学間連携による授業の共有化)等も打ち出している。

以下にその概要¹を添付する。



新聞（全国紙）の反応

この中教審答申については、全部の全国紙（日経、朝日、東京読売、毎日、産経）が取り上げ、関心の高さを示した²。

まず日経では、2月21日夕刊1頁で「大学再編・縮小支援を」と題する531文字の記事を掲載し、22日朝刊2頁で「大学 迫る「35年の崖」進学者急減、50年には現在の7割」と題する図表入りの1243文字の記事を掲載した。

東京読売では、2月21日夕刊3頁で「大学統廃合 国が支援 中教審答申 設置審査も厳格化」と題する513文字の記事を掲載し、22日朝刊2頁で「大学統廃合 国が後押し 規模見直し必要性 強調 中教審答申」と題する557文字の記事を掲載した。

朝日では、2月21日夕刊に記事はなく、22日朝刊33頁で「急速な少子化時代、大学の将来像 提言 中教審答申「規模適正化」など示す」と題する725文字の記事を掲載した。

それぞれ、「大学再編・縮小支援」、「大学統廃合」、「規模適正化」に焦点を当てた報道になっている。それが、中教審答申で最も強調されていた点であり、新聞の読者にとっても分かりやすいところであったのではないと思われる。

こうした政府の長期計画が世間の注目を浴びるのは、最近では「エネルギー基本計画」位で、珍しくなってしまった。

日本の高度経済成長を牽引してきた経済計画は、1999年に小渕内閣が策定した「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（2010年目標）を最後に策定されなくなった。

日本国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画である全国総合開発計画は、1998年に策定された「21世紀の国土のグランドデザイン（五全総）」（2010～15年目標）を最後に国土形成計画に変わり、日本国土の利用、開発及び保全に対する影響力を大きく低下させた。2023年7月28日に「第三次国土形成計画」

（2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね 10 年間を計画期間とする）が閣議決定されたが、全国紙5紙では全く報道されることはなく、業界紙でのみの報道に終わった。全国総合開発計画時代の注目度に比べ、世間の関心は著しく低くなった。

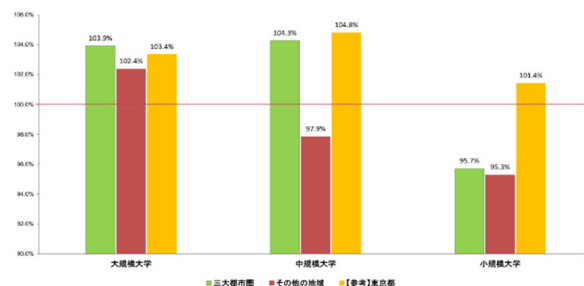
地方の中小規模の私立大学の窮状

我が国の大学校数は 813 校（うち、私立 624 校（76.8%））であり、学部学生数は約 263 万人（うち、私立 205 万人（78%））³である。

学校数において小規模大学（入学定員が 999 人以下の大学）は全体の 77.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。入学定員において小規模大学の定員は全体の 34.1%を占めておりこのうち私立が大半を占めている⁴。

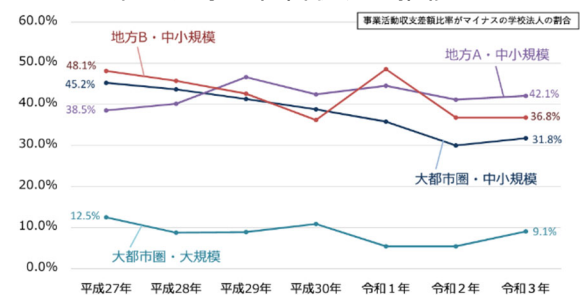
大規模大学⁵は、三大都市圏⁶と地方のどちらでも入学定員を充足しているが、中小規模大学⁷では、地方は定員割れとなっている。小規模大学は、地方でも三大都市圏でも定員割れとなっているが、東京は定員を充足している⁸。

三大都市圏・地方の入学定員充足率（私立大学）⁹



事業活動収支差額比率¹⁰がマイナスの私立大学（短期大学を除く）の割合は地方 A（北関東、北陸、甲信越、東海、東近畿、中国、四国の 24 県）の中小規模の私立大学でのその割合が高まっている¹¹。

私立大学の経営状況の推移¹²



地方の中小規模の私立大学において、入学定員割れとなっており、赤字になっている大学が 4 割超になっているということであろう。

中教審の答申に謳われた規模の適正化（再編・統合の促進や規模縮小・撤退の支援）を、この大学の定員充足率や経営状況（例えば事業活動収支差額比率）を元に進めて行くとすると、真っ先に地方の中小規模の私立大学がそのターゲットとなるということであろうか。

あえぐ地方大 探る活路

2025年4月23日（水）朝日新聞朝刊2面全面を使い、「あえぐ地方大 探る活路」と題する記事が掲載された。

その冒頭に「県唯一の法学部単科大募集停止」として、高岡法科大（富山県高岡市）が2024年3月に「2025年度以降の学生募集停止」を決めた時の苦渋の決断の様子を伝えていた。

同大は、1989年に、北信越では初めて法学部を備えた4年制の私大として開学した。開学してから10年間は順調であったが、99年度以降入学定員を満たすことが出来なくなった。

富山県の大学進学率の伸びが低く、大学進学者数が20年間で4%減ったこと、隣県の金沢市内の大学での文理融合型や「情報」系の学部新設が相次ぎ県外進学者が増えたことなどもあって同大の入学定員充足率は37%に沈んだ。

同大の約35年間の卒業生は4770人。6割が県内企業に就職か県内在住だ。根田正樹学長は「地域の人材育成を担う大学として十分な役割を果たしてきた」と話す。

昨年4月に高岡法科大が募集停止を発表すると、富山県は昨夏、効果的な学生募集の方法などを検討する会議を県内大学と開催した。根

高岡法科大学の設置認可業務は当研究所が受託した私立大学の設置認可業務の嚆矢である。

1984年に富山県から新大学設立に関する調査を受託し実施していたが、その過程で知り合った（学）高岡第一学園から、85年に新大学基本計画策定調査を受託し、それを基に86～88年高岡法科大学設置認可に係わる委託調査業務を受託した。

（学）高岡第一学園は、富山県の教育者川原忠平氏によって1959年に創設された学校法人で、高岡第1高等学校を擁していた。その後、市の要請により幼稚園を設置、更に幼稚園教員養成所を併設した。忠平氏は、富山県教育界の発展のために様々な要職に就いたが、76年77歳で死去した。当研究所が調査を受託した85年には、理事長は川原隆平氏に変わっていたが、高岡第1学園グループとして、大学設置に極めて意欲的であった。

当研究所にとって私立大学の設置認可業務は初めてであったため、文部省の役人の指導を仰ぎながら、四苦八苦して仕上げ、設置認可を受けることが出来た。その後、私立大学の設置認可業務は高等教育研究部の基幹業務となり、現在の研究所の屋台骨を支えている。

田学長は「動き出すのが遅すぎた」と悔やむ。「地方大学は生活インフラを支えるもの。なくなることは、地方社会全体が機能しなくなり、いずれは崩壊することを意味するのではないか。」とも語る。この記事では、大学と地元自治体の関係について、宮崎県や山口県、前橋市の事例を紹介し、地域との連携が一つの活路ではないかとしている。

高等教育への「アクセス」確保

中教審の答申では、こうした地方の中小規模の私立大学を選択的に選別して規模の適正化を図る一方で、地方での高等教育に対する地理的アクセスを確保するために、以下の二つの組織をつくることを提案している。

一つは地域構想推進プラットフォーム（仮称）¹³で、地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体である。もう一つは地域研究教育連携推進機構（仮称）¹⁴で、大学等の連携をより緊密に行うための仕組みである。両方とも、現在の地方及び地方に立地している大学の現状からすると必要とされる仕組みであると思われる。

但し、地域構想推進プラットフォーム（仮称）は、ともすれば衰退していく地域での縮小均衡を図るものになりかねないので、お互いの立場を尊重しつつ、相互に高め合うような組織にしていく必要がある。その場合、地方公共団体が積極的にリーダーシップを発揮していくことが望まれる。

地域研究教育連携推進機構（仮称）は、既に同種の組織がかなりの数の地域で形成されている。地域に立地している大学同士で、自らの弱みを補うものとして、遠隔・オンライン教育等も活用しつつ単位互換を図るなど、大学間連携による授業の共有化を図るものである。この組織は、将来の大学の統廃合などに際し、有効に機能するものと思われる。

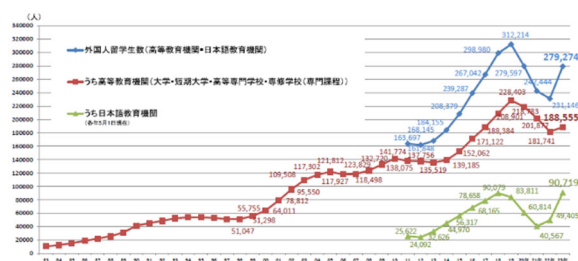
高度経済成長期の「国土の均衡ある発展」から人口減少時代の「地方創生」に至る一貫した地域格差是正の「失敗」の歴史を踏まえ、地方での大学の「規模」の適正化と「アクセス」の確保を同時に実施する中で、それぞれの地方の特性を生かした大学の在り方を模索していく必要があるように思われる。

留学生の受入れ拡大(全学生の3割まで)

中教審答申では、日本人の大学進学者数の減少に対しては、規模の適正化（再編・統合の促進や規模縮小・撤退の支援）以外の方策として、教育研究の「質」の更なる高度化を兼ねて、外国人留学生や社会人等の受け入れ並びに大学院生数の増加によって対応することが述べられている。

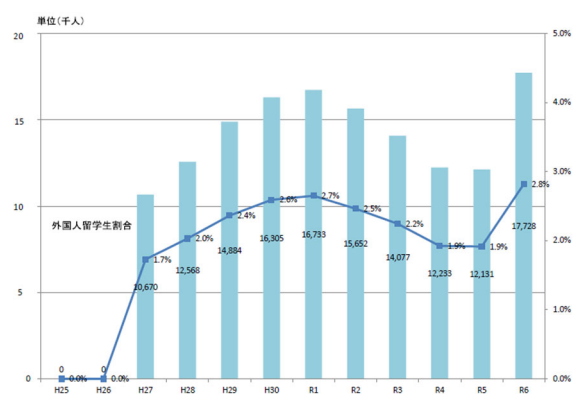
日本に來ている外国人留学生は、(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍調査」によると2023年で279,274人、その内、大学・短期大学、高等専門学校・専修学校(専門課程)に在籍している留学生が188,555人である。

外国人留学生数の推移¹⁵



学校基本統計で入学者（学部・通学制）（在籍資格「留学」を有するもの）をカウントすると、令和6年度（2024年度）17,728人であり、その全入学者に占める割合は2.8%である。

外国人留学生入学者の動向(学部・通学制)¹⁶



2025年3月に出された国立大学協会の「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」¹⁷では、「学生定員の外枠等も活用して全学生の3割まで留学生受入れの拡大を図り、世界から多様な頭脳をわが国に導き入れる」¹⁸という数字を入れた明確な決意を打ち出している。

米国ハーバード大学には在籍する留学生・外

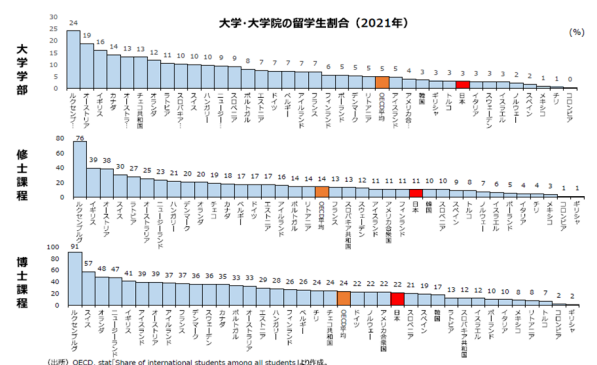
国籍研究者の数は10,158人、その内留学生は5,627人で学生全体24,519人の2割強(22.9%)を占める¹⁹。

大学の中にこの位の外国人留学生がいたら、教育研究の質の高度化、国際的な感覚を有する有能な人材の育成が図れるということであろう。

国大協の決意は、それを全大学に当てはめると、2040年に大学定員規模の73%しか日本人大学進学者で埋められないのなら、その残りを全部留学生で埋めようと言うものである。(国立大学の学部学生数は全体の17%)

なお、OECDによると、学士課程において留学生が占める割合は、OECD平均が5%であるのに対して、日本は3%にとどまる。修士課程については、OECD平均が14%であるのに対して、日本は11%。博士課程については、OECD平均が24%であるのに対して、日本は22%。

大学、大学院における留学生割合²⁰



国際的にみて、近年移民の移動が増えている。国際的な紛争や国内での内乱、政情不安といった政治的要因によるものも多いが、経済的な要因によるものも多い。先進国と開発途上国との経済格差の拡大がその要因であるし、人口動態からしてその現実には避けられない。アフリカから欧州への流れは依然大きく²¹、それが欧州の国内政治の右傾化に繋がっている。移民の排斥と自国中心主義である。

日本では、少子化・人口減少が進んでいる。それなりに豊かで、安全な国である。開発途上国から移民が押し寄せてくるのは必然である。そうだとするならば、賢く受け入れる必要がある。若いうちから、優秀な人材を留学生として受け入れるのは、その一つの方策である。

大学院の大幅な拡充(学部定員の大学院定員への振替)

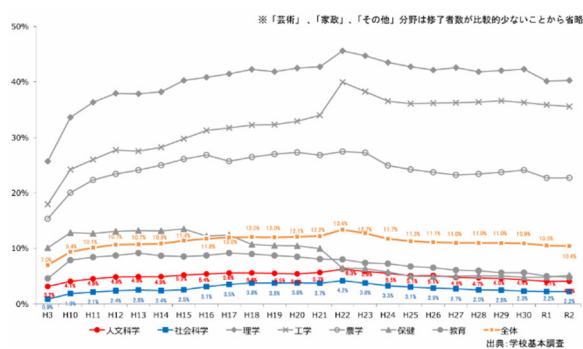
大学院教育の改革は、今回の中教審答申でも大きな課題となっている。

国大協の「新たな将来像」でも、「学部定員の大学院定員への振替により、博士号取得者数を3倍に増加させる」という決意を打ち出している。

中教審では、今回の答申以前に、「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ)²²をとりまとめている。

ここでの検討は、学士課程修了者の進学率が全体として横ばいである中で、人文科学・社会科学系の修士進学率が他の分野と比較して低く、その差が広がっていることについての認識を共有している。

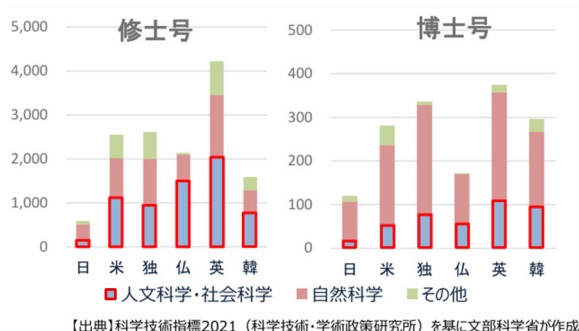
学士課程修了者の進学率の推移(分野別)²³



大学院の教育研究を通じて今後の社会を先導できる力、様々な場面で通用するトランスファブルスキルを身につけ、その能力の上に各セクターを先導できるような高度な専門的知識を養うことが必要との認識を踏まえて検討を行ってきている。

また、国際比較において、我が国は人口比や企業経営者に占める修士号・博士号取得者の数が少なく、その差は人文科学・社会科学系において特に顕著であることにも注視している。

人口百万人当たり学位取得者数(国際比較)²⁴



ただ、課題も多い。課題①は、社会的評価や認知の不足である。人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、大学と産業界等あるいは学生自身との間で十分に理解・共有されていない。課題②は、大学院そのものの課題で、大学院における人材養成モデルが学生のキャリアパスを支えるものになっていない。小規模専攻が多く、学生のテーマに合致する研究指導が十分に行われていないことである。

課題と改革の方向性として、修士課程については、まず修士課程を学部卒後の一般的なキャリアパスとして位置づけるための教育・意識改革や、リカレント教育の推進等が重要。学生の多様な興味や問題意識を尊重しつつ、実社会との接点や社会課題の解決に重きを置いたプロジェクトの実践により学位を授与する課程等、多種多様で外部と双方向的な大学院教育を展開・拡充していくことが有効。

博士課程では、大学教員を志す者が多い中、標準修業年限を逸脱しながらもキャリアパスの展望が描けないといった課程そのものに関する内面的課題の改善が必要。小規模専攻でも効果的な研究指導が行われるよう、組織の大きくくり化や研究指導委託等を活用し、アカデミア内外を跨いだ教育研究を拡大することで、指導教員と研究テーマのマッチングによる学位取得の円滑化を図るとともに、産業界・大学院間での中長期的な共同研究を推進。アカデミックポストの採用基準や要件、必要な業績等を可視化、早期見極めの実施等によるキャリア開拓の予見性の向上及び教員としての指導力の養成。専攻や就職先を問わず、人文科学・社会科学系の博士課程で身につく普遍的なスキル・リテラシーの明確化及び養成²⁵。

大学内だけでは解決することが出来ない課題が多く、「大卒」、そして、「中間とりまとめ」とするしかなかったものと推察される。

「平均寿命が著しく伸長し、就業年数も長くなっている。平均寿命は現行制度の導入時には50歳程度だったが、今や80歳ほど。70台でも仕事を続ける人が増えている。20代前半までの学部の4年間で教育を終わらせてよいとは思えない。社会人になってからのリスキリングをより効果的に行うためにも、大学で育む基礎学力がものをいう。」²⁶とする主張に共感する。

文理横断・文理融合型教育の推進

中教審答申、1. 今後の高等教育の目指すべき姿、(6) 重視すべき観点、①教育研究の観点、ア.未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成において、「総合知」の創出・活用が必要とされる時代であるとの認識の元、「リベラル・アーツ教育を中核に据えた学位プログラムや文理横断・文理融合教育を通じた課題解決能力の涵養に重点を置いた学位プログラム等に取り組むことが重要である。」「文理複眼」的な思考力等を涵養すること」が謳われた²⁷。

日本私立大学連盟では、令和7年3月に「文理横断教育の実践と推進」²⁸という提言を行った。この<プロジェクト設置の経緯>において、「人文・社会科学系の学生が多くを占める私立大学においては、文理横断教育の実践・推進に関する課題が多く、総合大学においても具体策や質の向上に向けた情報の共有が重要です。」

「本冊子は「最終報告」として、文理横断教育を再定義し、質の高い文理横断教育の必要性を再認識したうえで、実践に際しての課題を明らかにしています。また、高大連携や入試改革も含めた教育システムの転換について関係者が広く議論すること、先進的な好事例を共有する機会にもいたします。」としている。

以下にその要旨を示す。

1. 文理横断教育の必要性

- ・中教審答申によれば、循環経済への移行やデジタル化・AI技術で変革が進む社会では、AIには果たせない役割の熟慮と実行、飛躍知の発見・創造が求められ、それに対応できる「文理複眼的な思考ができる」人材が不可欠であり、その育成には「従来の学部等の枠を超えた文理横断教育」が必要とされる。
- ・OECDの調査でも、「学問分野を超えて考える能力」の重要性を指摘している。
- ・文理横断とは、異なる分野の知識と視点を結びつけ、複雑な課題に対処するアプローチであり、例としては、以下があげられる。
 - ☞AI技術の開発における「情報学・数理科学×哲学・倫理学」
 - ☞情報都市の構築における「情報学・工学×社会学・経済学」
 - ☞自動運転における「工学×社会学・心理学」

- ・質の高い文理横断教育は、「数理・データサイエンスやAIを含む科学技術に関する基礎的理解・リテラシー」の学修を根幹とし、その上で、「科学的思考サイクル（仮説→データ収集・分析→検証→立論）」を学修させ、「問題発見力、課題設定力、俯瞰力、想像力、分析力」等の養成を目的とする。

2. 私立大学における文理横断教育の課題

- ・一方、人文・社会科学系の学生が多くを占める私立大学には、文理横断教育の推進に課題が多い。

課題① 教員の確保

課題② 人文・社会系の学生における自然科学の知識不足、データサイエンス・AIのリテラシー不足

課題③ 理工系の学生における論理的説明力（国語力）、規範的判断力（倫理学・哲学）の不足

課題④ 理系科目が増加することに伴う授業料の高額化

3. 中等教育における文理横断教育の課題

- ・高校における文理分断教育（文理コース選択）の是正が求められる。

この文理横断・文理融合型教育の推進は、大学進学者46万人時代における人文・社会科学系学部の、従って私立大学の生き残り方策でもあるのかもしれない。

この最終報告には、別添1.として私立大学における文理横断教育の特徴的・先進的な取組事例が添付されている²⁹。

ここでは、東洋大学、武蔵野大学、早稲田大学、立命館アジア太平洋大学、中央大学、法政大学、芝浦工業大学、同志社大学の8大学について、取組のポイント、取組の目的・背景、取組の内容・実施体制等をまとめている。

8大学とも多くの学部を抱える総合大学で、学部を超えた単位取得や共通科目を設置する形での取組が多い。新しい学部を設置するのは立命館アジア太平洋大学の「サステナビリティ観光学部」だけである。不安定、不確定なグローバル化した時代を生き抜くことが出来る人材を育成するためにも、本格的な文理横断・文理融合型学部が設置され、「総合知」を学べるような環境が整えられることが望まれる。

おわりに

今回の中教審の答申は、国立大学協会や私立大学連盟なども含め、大学関係者が総力を挙げて取り組んだ結果、生み出されたものであるように見受けられた。

大方の関係者がそれなりに理解していた事態を、具体的な数字を示しながら明確にし、その方向性を示したことは、大きな成果であったと思われる。

ただ、高等教育については、教育の目的、教育・研究の質的な内容、関わっている多くの当事者への影響等考慮すべき事項は多々あるように思われる。

この中教審答申の少し前に、日本高等教育学会会長プロジェクトチーム（代表羽田貴史）から「官邸主導時代の高等教育政策」が出版された。その序章で、「第2次安倍政権以降、高等教育政策の決定過程は大きく変容し、首相＝内閣（内閣府・内閣官房）の総合調整を軸とする「官邸主導」が基本政策を決定し、文部科学省は、閣議決定に基づく政策を具体化する役割を演ずるようになった。」³⁰その結果、「官僚機構の自律性が危殆に瀕して」³¹おり、「経済・イノベーション政策の一部として高等教育を扱う政策」³²に回路を開くこととなった。

日本の大学は、明治以来、農学・工学など産業への応用のための科学や技術開発を大学に取り込んで装備してきたが、基本的には自立的に科学技術の発展を志向してきた³³。そのため、産業政策と連動する科学技術政策とは路線が異なるものがあった。省庁レベルでいえば、通産省－科学技術庁と文部省の棲み分けであったが、2000年の省庁再編の一環として、科学技術庁が文部科学省に統合された後は、内閣府が所管する総合科学技術会議と文部科学省の路線の違いとなった。

その中で、競争的研究費改革に関する検討会では、「基盤的研究費が減少する中で、競争的研究費による研究が組織負担を重くして、研究環境の悪化を招いている」³⁴といった状況認識の元での検討も行われている。

この「官僚機構の自律性」については、筆者も感ずるところが多く、中堅官僚の自律性、自ら政策を提案し作り上げていく情熱が、この

「官邸主導」の過程で急速に失われていく姿を目の当たりにしている。尤も、中堅官僚の自律性が失われていくのは、第2次安倍政権以前から生じており、バブルがはじけ低成長期に入る経済状況を背景に、省庁再編や天下り禁止措置の強化、民間との契約方式の透明化が進む中で、次第に課長補佐クラスの中堅官僚の役割が変化していったように感じている。

今回の中教審答申は、底流に「経済・イノベーション政策」に答える理工系教育・研究の強化を抱えてはいるものの、主眼は「規模」の適正化、「アクセス」の確保に置かれている。その実現のために、教育の質を数段階で示す新たな評価制度や大学自らの情報公表の充実等の政策を打ち出している。これは、IT産業が主導するデジタル資本主義時代の効率性重視の政策であるように見受けられる。こうした効率性重視が、大学等高等教育機関の評価にどのように適合するかが問われることになる。

米国を始めとして世界各地でリベラリズムの失敗³⁵が現実の政治・政権に反映し始めている。その中で、リベラリズムの牙城ともいえる「大学」が「危殆に瀕して」いる。デジタル資本主義が極端な貧富の差を生み出し、ほんの一握りの人々に巨万の富を集中させている反面、安定した中間層を形成していた製造業を担うブルーカラー層が落ちぶれていく。その中で、移民やエリートに対する反発が膨れ上がる。

日本は、米国ほど所得格差が大きくなく、移民への依存度も格段に低い。とは言うものの、エリートやリベラリズムへの反発が起きていないわけではない。SNSで拡散されている排外主義的言動等にその萌芽をうかがわせる。

こうした時代の流れがあるからこそ、高等教育政策が適正に実施され、大学や学問、科学技術が自律的に発展出来るような環境が整備されることが望まれる。

追記

米国のトランプ政権が、あらゆる法律を駆使して、あるいは、法律や慣例を無視して、科学技術に関する連邦予算の削減やハーバード大学を始めとする大学への締め付けを強化して

いる。こうしたことを、大統領令ひとつで平然としてやることに、またそれを許容しているかに見える米国社会に啞然とするばかりである。

米国の大学の研究開発費は、2023 年度総額 1088 億ドルで、その 55%が連邦政府からもたらされている。トランプ政権の突然の支援削減で米大学の研究が危機に直面している³⁶。医療や人工知能 (AI) などの研究が中止や縮小を迫られ、代わりとなる資金のめども立っていない。

ハーバード大学には、研究開発費への政府資金支援打ち切りに加え、留学生を受け入れるための認可を停止³⁷したりしている。

日本では研究費削減などトランプ政権の圧力を受ける米国大からの研究者の受け入れ³⁸や米大に留学できなくなった留学生を受け入れる動き³⁹が活発になってきている。研究環境の整備は、研究費をつぎ込んだからといって一朝一夕には実現できないものとしても、トランプ政権の失政を奇禍に、研究者や留学生を受け入れ、日本の研究環境や留学環境を改善する

契機とすることは極めて適切な政策であると考えられる⁴⁰。

【参考文献】

- 1 中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(答申) 概要
- 2 日経テレコン 記事検索
- 3 中教審答申 関係データ集(2)38 頁
- 4 中教審答申 関係データ集(2)40 頁
- 5 収容定員が 8000 人以上の大学
- 6 東京圏 (埼玉・千葉・東京・神奈川)、京阪神 (京都・大阪・兵庫)、愛知県の 1 都 2 府 5 県
- 7 収容定員が 8000 人未満の大学
- 8 中教審答申 関係データ集(3)106 頁
- 9 同上
- 10 事業活動収支差額比率＝基本金組入前当年度収支差額 ÷ 事業活動収入 × 100
- 11 中教審答申 関係データ集(3)108 頁
- 12 同上
- 13 中教審答申 44 頁
- 14 中教審答申 45 頁
- 15 中教審答申 関係データ集(3)75 頁
- 16 中教審答申 関係データ集(3)76 頁
- 17 国立大学協会 わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像 (令和 7 年 3 月)
- 18 同上 国立大学の決意と本「将来像」が目指すもの
- 19 2025 年 5 月 23 日 日経 (夕刊)「ハーバード大留学阻止」ハーバード大学国際事務局による
- 20 中教審答申 関係データ集(3)76 頁
- 21 2025 年 5 月 6 日 日経「世界を支えるアフリカ系移民」
- 22 「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) (令和 4 年 8 月 3 日 中央教育審議会大学分科会大学院部会)
- 23 人文科学・社会科学系における 大学院教育の関連データ集 1. 学生数・教員数 3 頁
- 24 「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) 4 頁
- 25 「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) 課題と改革の方向性 ②—2 (概要) 8 頁
- 26 2024 年 11 月 9 日日経「大機小機」大学の学部 4 年間では足りない
- 27 中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(答申) 8～9 頁
- 28 日本私立大学連盟「文理横断教育の実践と推進」令和 7 年 3 月 文理横断教育の推進プロジェクト
- 29 同上 27 頁
- 30 「官邸主導時代の高等教育政策」序章 3 頁
- 31 同上 4 頁
- 32 同上第 1 部第 1 章 18 頁
- 33 同上第 1 部第 1 章 24 頁
- 34 同上第 1 部第 1 章 37 頁
- 35 パトリック・J・デニーン著 角敦子訳「リベリズムはなぜ失敗したのか」2019 年 11 月 原書房
- 36 日本経済新聞 2025 年 5 月 22 日トランプ vs. 大学研究ピンチ
- 37 日本経済新聞 2025 年 5 月 23 日 (夕刊) ハーバード大留学阻止
- 38 朝日新聞 2025 年 6 月 10 日来たれ米の大物研究者
- 39 日本経済新聞 2025 年 6 月 7 日国内 87 大学が支援表明
- 40 日本経済新聞 2025 年 6 月 13 日研究者受け入れへ 1000 億円

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会(令和7年2月21日)

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

目指す未来像
一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像
持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と協働しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指すべき姿

我が国の「知の総和」の向上

- 目指す未来像の実現のためには、「**知の総和**」(数×能力)を向上することが必須
- 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

「質」の向上 : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化 : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保 : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的(価値)は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「**規模**」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「**アクセス**」確保策を講じるとともに、「**規模**」の縮小をカバーし、**知の総和**を向上するために教育研究の「**質**」を高める

重視すべき観点

①教育研究の観点

ア、未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成(文理横断・融合教育等)

イ、成長分野を創出・けん引する人材等の育成

ウ、デジタル化の推進(AI活用等)

エ、国際競争の中での研究力強化

②学生への支援の観点

ア、学生の多様性・流動性の向上(留学生、社会人、障害のある学生等)

イ、学生への経済的支援充実(社会全体で支える学生の学び)

③機関の運営の観点

ア、高等教育機関の多様性確保

イ、高等教育機関の運営基盤の確立(ガバナンス改革等)

ウ、国際化の推進(留学モビリティ拡大等)

④社会の中における機関の観点

ア、社会との接続・連携強化

イ、人材育成等を核とした地方創生の推進

ウ、初等中等教育との接続の強化

エ、情報公表による信頼獲得

1

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会(令和7年2月21日)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

(1) 教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

ア、学びの質を高めるための教育内容・方法の改善

- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
- 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価と卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与等
- 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
- 遠隔・オンライン教育の推進

イ、新たな質保証・向上システムの構築

- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
- 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進(外国人留学生や社会人等)

ア、多様な学生の受入れ推進

- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
- 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
- 障害のある学生への支援等

イ、留学モビリティ拡大

- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改革**等
- 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化等

ウ、社会人の学びの場の拡大

- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
- 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進

エ、通信教育課程の質の向上

- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改革**や学生支援に向けた検討等

3 大学院教育の改革

ア、質の高い大学院教育の推進

- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
- 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充(特に人文・社会科学系)**等

イ、幅広いキャリアパスの開拓推進

- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム(Univ-map(ユニマップ)(仮称))**の構築
- 全国学生調査の活用



2

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨③

中央教育審議会(令和7年2月21日)

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の連携の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

(3) 高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア、地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
 - 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入 等

- イ、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学
 - 学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等

- 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

3

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会(令和7年2月21日)

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

- (1) 機関別の役割：機関ごとの違いを生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

- (2) 設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ➢国立大学の学部定員規模の適正化（修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や連携、再編・統合の推進に向けた検討 ➢地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ➢地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ➢意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ➢規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

- (3) 機能や特性等に着目した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

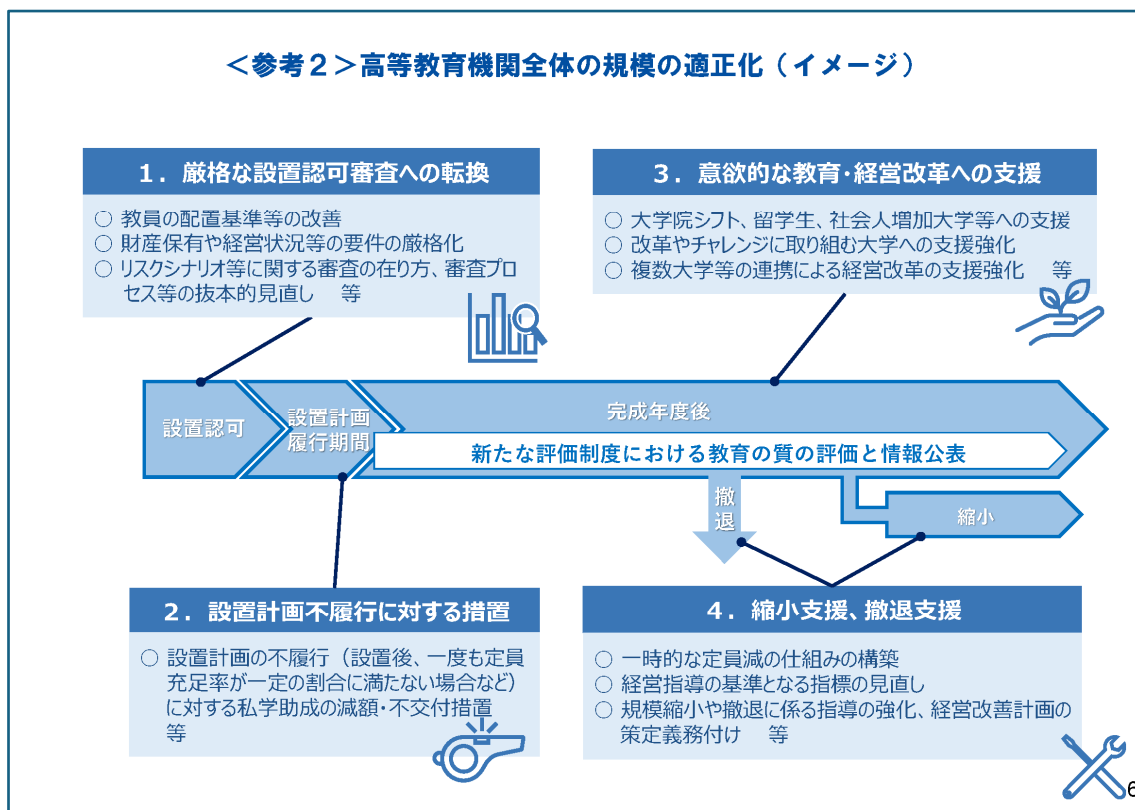
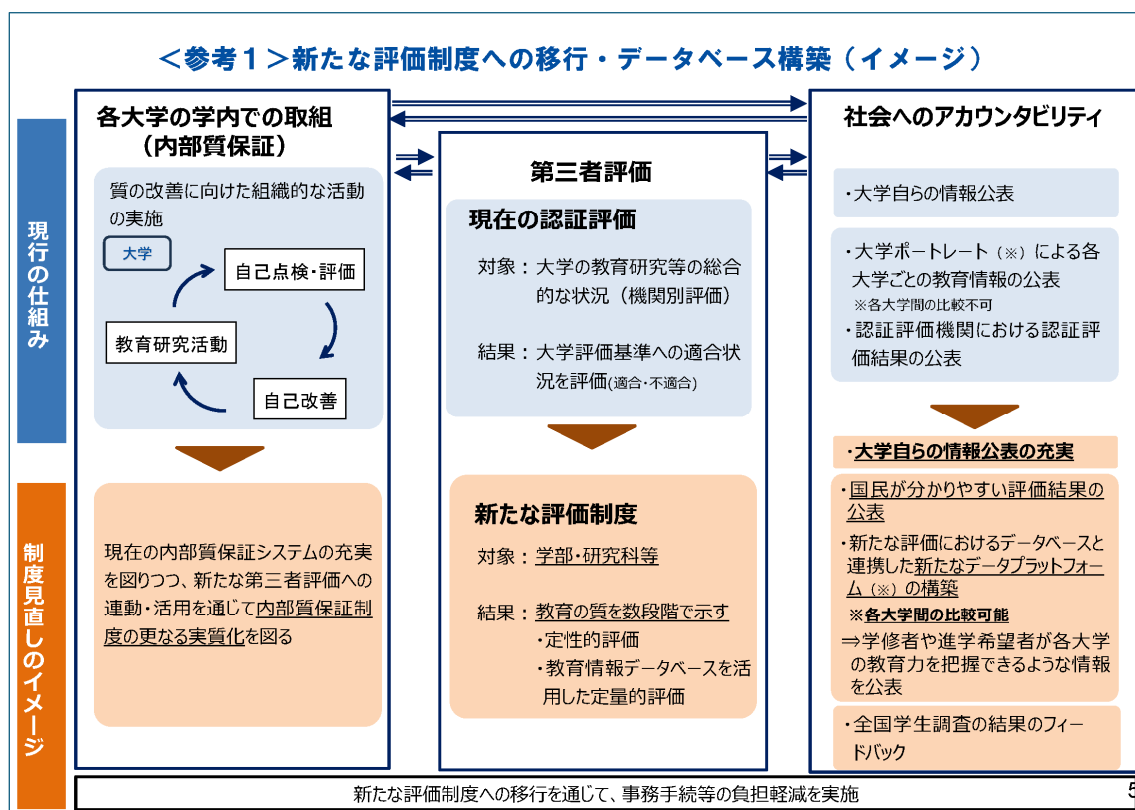
4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の価値：高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資
- ②高等教育への信頼：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して情報公表
- ③必要コストの算出：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④高等教育投資の在り方：公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）	○公財政支援の充実 ➢基盤的経費助成の十分な確保 ➢競争的資源配分の不断の見直しと充実 ○社会からの支援強化 ➢代理返還制度の活用推進 ➢寄附獲得の促進 ○個人・保護者負担の見直し ➢個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討
中長期的取組（5～10年程度）	○教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し ➢授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討 ○高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保 ➢税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

4



<参考3>地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

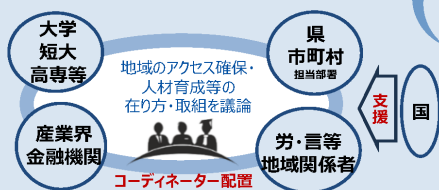
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域の**アクセス確保**等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**^(※)の取組

※文部科学大臣が認定

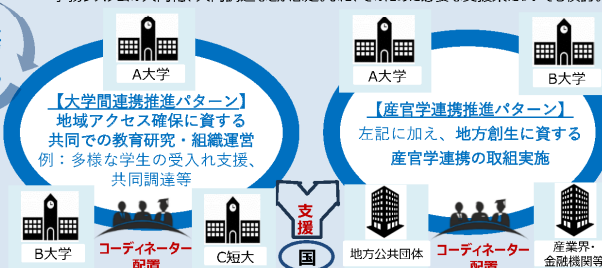
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、**地域構想推進プラットフォーム（仮称）**等での議論を踏まえ、**地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携**^(※)に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

2. 高等教育の大胆なパラダイム転換へのビジョンを

—中教審答申『我が国の「知の総和」向上の未来増』を読む—

梶田 勲一（(学)聖ウルスラ学院理事長、(一財)日本開発構想研究所 評議員）

「我が国の『知の総和』向上の未来像—高等教育システムの未来像」が、令和7年(2025年)2月21日、中央教育審議会答申として公表されました。今後における国の高等教育政策の根幹となる考え方がここに整理され提出されている、と見ていいでしょう。

この答申は、我が国の少子化の進行、という趨勢の中で、これからの大学等の高等教育をどうするか、という問題意識に貫かれています。具体的には、2021年段階の大学進学者が62.7万人であるのに対し、2040年には27.2%減少して46.0万人になるだろうと、その推移に対応した高等教育の在り方を考えよう、ということです。そして結論的には、

(1) 急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、
(2) それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、
(3) 「規模」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「質」を高める、とされています。我が国の高等教育の現状に根ざした、きわめて現実的な、目前の課題への対応策、と言っていいでしょう。しかしながら、この答申は国内事情に、また我が国の高等教育の現状に、あまりにもとらわれ過ぎたもののように見えて仕方ありません。少子化の進行がそのまま大学進学者数の減少、という不動の大前提の下での議論の組み立てではなく、こうした危惧をはらむ現在の状況を国公立の個別大学が十分に認識し、各大学の存立基盤を揺るがすのではとの危機感を持ち、大胆な生き残り策を試みるエネルギーに転嫁させていく必要があるのではないのでしょうか。

国は個別大学が脱皮していくための様々な方向性を明示し、そのための支援策を多様な形で準備する、という方向での議論が強く打ち出されてもいいのではないかと考えて仕方ありません。「多様な学生の受け入れ促進」「地域との連携強化」などとして個別大学が脱皮していくためのヒントは述べられているにせよ、少

子化＝進学者数の減少＝個別大学の存立の危機、という現状を克服していくための議論になっていないように見えてしまうのです。このため残念ながら、現在の危機的状況を打開して我が国の高等教育の新たな段階を目指す大胆なビジョンが感じられない、といった印象を受けざるをえません。

幾つかの重要な視点について、以下に述べてみたいと思います。

【外国人労働者の大幅な招致が進む状況を前提とした高等教育の構想を】

確かに日本国内では少子化が進行しています。そうした国内事情だけを考えれば、日本の大学に進学しようとする人の数は着実に減少していくことになるでしょう。しかしながら日本の高等教育をこれから受ける人達として、日本国内に居る日本国籍を持つ人達だけを考えておけばいいのか、ということです。高等教育の在り方として在留外国人の若者を、さらには諸外国からの留学生を、もっと積極的に受け入れた方が、日本の若者（日本国籍を持つ若者）のためにもいいのではないかと、ということが考えられてなりません。

日本国内での少子化がこのまま進行していくならば、現在の社会経済的な機能の規模を保つことは出来ません。隣国の韓国では、日本以上に急速な少子化が進行していますが、これに対応するために、国の政策として積極的な外国人労働者の導入を図っています。ヨーロッパ諸国の場合は、かなり以前から人口減少傾向が続き、社会経済的機能の維持のために積極的な外国人労働者の導入を継続的に行ってきました。この結果として、国ごとに比率に多少はありますがEU全体では人口の13%余が外国生まれとなっています。日本でも近年は外国人労働者の導入の積極化が図られつつあり、2024年6月時点で在留外国人が358万人余、総人口の2.87%を占めるまでになっています。しかしながら、EU諸国と比較するなら日本はまだまだ

「純粋日本人」で構成される社会となっており、多様化の問題はこれからの大きな課題といっているでしょう。EU諸国の水準まではいなくても、日本列島に諸外国からの移民を思い切って受け入れ、抜本的な多様化を推進する覚悟がなくては、日本列島に現在栄えている産業だけでなくあらゆる社会文化的活動の水準を保っていくことは困難になるのです。

こうした外国人の日本列島への国策的な導入努力は今後大きく加速していかざるをえませんが、直接的に考えても、そうした流入外国人の子女の教育が大きな課題となつてこざるを得ません。小学校から高校までの日本語教育と日本の生活文化への適応教育、それを踏まえた多文化理解教育を抜本的に強化し、その上に立って世界的視野に立った新たな高等教育の在り方を追求していかなければならなくなるでしょう。このためには、小学校から高校までの教師にも、また大学の教員にも、外国生まれの人がかなりの比率で居る、ということも必要となるのではないのでしょうか。いずれにせよ、そうした多様化を大胆に進めていくことになれば、2040年時点での大学進学者数にも、外国生まれの子女の数をかなりプラスして想定する、ということになるのではないのでしょうか。

【留学生の受入れを抜本的に増やし国際色豊かな高等教育への脱皮を】

これに加えて、日本の大学や大学院への留学生の大幅な招致が何処まで具体的に考えられているのか、ということがあります。日本の高等教育機関に在学する留学生の割合は、OECDの資料によると、2021年段階で、大学学部3%、大学院修士課程11%、博士課程22%となっています。これに対して、イギリスの場合には学部16%、修士課程39%、博士課程41%、フランスの場合には学部7%、修士課程13%、博士課程37%、ドイツの場合には学部7%、修士課程17%、博士課程22%、スイスの場合には学部10%、修士課程30%、博士課程57%、オーストラリアの場合には学部13%、修士課程25%、博士課程33%、などとなっています。歴史的な国状の違いもありますが、日本の大学が国内の学生を主対象としたドメスティックな性格の強いものになっていることが伺えるのではない

でしょうか。

またこれと同時に、日本の若者自身が外国に出て学ぶという気風に乏しく、ユネスコ統計を基にした数字では、2021年段階で日本から留学生として外国に行き学ぶ若者が4万人であるのに対し、韓国の若者は9万人、ドイツの若者は10万人、フランスの若者は13万人、そしてインドの若者は51万人、中国の若者は102万人、となっています。今回の中教審答申で、日本の高等教育の未来に関して日本人の若者のことしか想定していないように見えるのは、こうした事情の反映もあるのでしょうか。

しかしながら、現代の学問研究の状況を考えると、外国から留学生もあまり来ないし、外国に留学に出ることもあまりない、といった状況そのものを打破していかなければならないのは自明のことではないのでしょうか。外国からの留学生に対する経済的な支援を現状より手厚くすること、外国で学ぼうとする若者に対する情報提供と経済的支援の策を抜本的に講ずることが急務でしょう。それと同時に、日本の大学で研究し教授しようとする研究者を積極的に受け入れ、支援することによって、日本の大学の教授陣（ファカルティ）の基本構造を国際化していくことも不可欠ではないのでしょうか。

【高齢者と現職の職業人のための高等教育にも発展させていきたい】

もう一つ、社会に巣立つ前の若者に対する最終的準備教育の機関としての高等教育というだけでなく、大学という存在を、在職中の方々に対する新たな専門的力量向上のための機能、職業生活を卒えた高齢の方々に対する多面的な知的文化的学びのための機能、を合わせ持った高等教育にしていくことを、今後はもっと積極的に考えていくべきではないのでしょうか。

教職にあるの方々に対する新たな専門的力量向上のための新構想大学院大学として、1970年代前半には、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、という国立の3大学が新設されました。現職にある人が、給料を貰いながら派遣され、大学院での学び直しをする、という新しいタイプの高等教育機関です。こうした構想で設置されたため、高校卒業後すぐに進む学部課程は大学院修士課程よりも小さいものでした。

また、この3大学に神戸大学を加えた4大学を土台として連合大学院博士課程もすぐに設置されました。

私自身、この兵庫教育大学の学長として2004年から6年間勤めたことを思い起こしても、この新構想3大学の試みは、30歳代から50歳代を中心とした大勢の大学院生と高校から進学してきたばかりの若い学生や院生が共に学ぶ画期的な新しい高等教育の在り方を具現していたように思います。教授などの大学教員側から言っても、自分より年長の方々を、しかも現場での実際の職務を通じて高度な経験を積んできた方々を指導しなくてはならないということで他の大学では見られない特異な緊張関係が漂っていたことを忘れることができません。残念なことに、こうした現職にある人の専門的力量を磨き直すための高等教育が、教職以外の分野では未だ十分に形をとっていませんが、今後の高等教育の展開の新分野として真剣にその可能性を追求していかなければならないでしょう。

指導する側が指導される側より年長で、専門知識だけでなく多様な生活経験の上でも優れている、といった大前提は、小学校から高等学校までの初等中等教育のことなのです。高等教育になると、ヨーロッパ中世の古典的な大学の段階から既に、年長者が年少者を指導するということは大前提となっていました。これからの大学大学院に関しても、学問的な水準の高さ深さを大事にするならば、指導される側が指導する側より年長、ということも普通にあっていいはずです。現職にある人の専門的力量の磨き直しだけでなく、現職を卒えた人など高齢者の方々を対象とした高等教育の在り方も、また積極的に追求されていくべき分野ではないでしょうか。

私自身、以前スウェーデンのウプサラ大学を訪ねた折、講義を聞いている人達に高齢者が非常に多いということで驚いたことがあります。このウプサラ大学は1477年創立の北欧最古の大学ですが、ヨーロッパの古い歴史を持つ大学は何処も、古くから壮年から高齢者までを含む広範な年齢段階の方々を学生として受け入れてきた、との話も伺いました。我が国でもこうした方向性をもっと精力的に追求すべきでし

よう。学ぶということは、精神的な充実をもたらすものであり生きがいをもたらす行為であることを、これから進んでいく高齢化社会における社会的施策の重要な柱として、改めて考えてみるべきではないでしょうか。

幸いなことに我が国では、これまでも社会教育の一環として、各種カルチャーセンターなどの文化団体や地方自治体が、文化講座とか市民大学といった名称で、連続的な講義や演習、実地指導などをする、という取り組みをしてきました。こうした地域的な土台をも十分に活用しながら、今後においては各地の大学キャンパスで、一部は正規の学位課程に位置づけながら、こうした形での新たな高等教育の道を切り開いていくべきでしょう。

【大学等の高等教育機関の基本的パラダイム転換を】

以上に述べてきたところは、いずれも我が国の現在の大学や大学院などにおける高等教育の在り方を発展展開させていくために不可欠の視点であります。こうした方向への取り組みを進めていくなれば、高等教育の在り方に質的な転換が訪れると言っているでしょう。

我が国の、明治維新から今日までの150年にわたる近代高等教育の歩みを振り返ってみるだけでも、高等教育の基本的な在り方が3段階にわたって根本的に転換して来たことを認めることができます。

まず第1段階は、各分野のエリート養成のための帝国大学に代表される旧制大学です。

ここでは、各分野における国際的に最高水準の学問研究とその成果の学生への伝授、が目指されてきました。

第2段階は、新制大学スタートの時期の新たな大学像です。1945年の太平洋戦争敗戦によって、占領軍主導の下に小学校から大学大学院にまで至る学校制度の抜本的な変革がなされた結果として誕生したのが新制大学です。ここでは旧制の専門学校や師範学校等も大学に昇格させ、各分野におけるリーダー的な専門家の育成が目指されました。

第3段階は大学の 대중化が進み、新たな問題や課題が次々と出てきている新新制大学とも呼ぶべき大学像です。1960年代の高度経済成

長の波の中で大学・短大への進学率が、1960年の10%足らずから1975年には40%近くにまで上昇します。そして15年ほどはその水準が維持された後、2024年末には62%となっています。そうした中で、大学や短大はもはやエリート養成でもリーダー養成でもなく、高等学校の続きの(ポスト・セカンダリーの)教育機関として、希望するなら誰でもが進学し、2年なり4年の教育機関の延長に見合う専門的知識や技能を身に付けるところとなっています。

こうした流れの上に、次世代の新しい大学像が目指されることになるわけです。これが次の段階の大学像ということになるでしょうが、この新しい大学では、ここで述べてきたような国籍や年齢など様々な面での学生の多様化が前提とされ、教師陣も国際的に開かれたものとなると同時に、教育活動の面でも様々な形での国際交流と国際連携が図られる、というものにならないでほしいでしょう。

日本社会の少子化の進行を単なる危機として捉えるのではなく、一つの変革のチャンスと捉え、人類社会全体に開かれた新たな高等教育の場を我が国の各地域に創り出す、という努力を今こそやっていくべきではないでしょうか。

【参考文献】

文部科学省『我が国の「知の総和」向上の未来像――高等教育システムの再構築（答申）』関係資料集、令和7年（2025年）2月21日。

文部科学省『我が国の「知の総和」向上の未来像――高等教育システムの再構築（答申）』関係データ集、令和7年（2025年）2月21日。

梶田叡一『新しい大学教育を創る――全入時代の大学とは』有斐閣、2000年。

3. 海外から留学生を受け入れることの意義

弦間正彦（早稲田大学社会科学総合学術院教授 国際部門統括理事）

本稿では、「海外から留学生を受け入れることの意義」に関して、早稲田大学の事例について説明する中で議論したいと思う。海外からの留学生は、自身が持つ文化、宗教、習慣、価値観、言語能力などを背景に、国内生とは異なったものの見方や意見を持っている。そして、新たな日本の生活環境と、キャンパスの内外におけるいろいろな体験を通して、世界中から集まる学生や教員、そして町で出会う多彩な人々から、生まれ育った環境と違った世界について学んでいる。このように、新たな学問を母国語以外の言語で学ぶだけでも大変なものにもかかわらず、いわゆる異文化体験も同時に積んでいるのが海外からの留学生である。

キャンパスに多様性をもたらす海外からの留学生

あまり海外と関わりがなかった国内生にとっては、留学生との出会いは、世界には多様な考え方と生活様式を持った人々がおり、それらが多様な国や社会をつくっていることを知るきっかけとなる。そして、異なる背景を持つ人と共存していくためには、コミュニケーションが必要であり、お互いの文化や社会、考え方について尊敬を持って理解を深めた上で、個人やコミュニティがお互いの交流を図ることが重要であることを、留学生にも国内生にも体得して欲しいと思う。このように、留学生は、国内大学にとって、減っていく国内の18歳人口を補う存在という消極的な存在ではなく、文化、宗教、習慣、価値観、言語の面から、大学キャンパスにおける多様性確保の一端を担う貴重な人材であり、その存在が長期的に日本を含む国際社会にもたらす効果は大きい。

多様性がもたらすイノベーション

新たなアイデア、価値や技術を生み出す力は、多様性の中に存在していることは多くの学術研究により証明されている。例えば、Jonesら（2020）は、その文献レビュー論文の中で、多

様な文化を包摂するチームは、想像力に富み、イノベーションを作り出してきたことを示した。さらに、多様性が新たなアイデア、価値や技術を生み出すためには、チームの多様性をもたらすリーダーシップやオペレーションを、組織の発展に合わせて変化させていくことが重要であり、チーム構成員には異文化理解能力が必須であると結論付けている。このように、イノベーションを通じた社会の発展に貢献できる人材を育成するためには、異文化理解能力が必要とされることから、キャンパスにおける留学生の存在は、大学教育の社会的効果を高めるためにも必要とされていることが分かる。

さらに、Ramasamy & Yeung（2016）は、文化が国のイノベーションに与える影響は明確であるが、これまでの研究は、同じ国の中においては文化が同質であるという前提で議論が進んできたが、民族と価値観という側面において多様性が国内にも存在するという仮説を立て、それらの多様性がイノベーションに及ぼす影響について検証した。民族と価値観という側面における多様性の影響は、その国のイノベーションの成果に顕著に表れ、民族多様性はイノベーションに対して負の影響を、価値観の多様性は正の影響を与えることが分かった。そして、民族が同質であるが、価値観が多様である国が、もっともイノベーションを生み出していることを示した。国内の民族の構成を意図的に同質化することはできないが、人々の持つ多様な価値観を尊重する政策を導入することは可能である。大学のキャンパスにおいても、多様な価値観の存在を理解した上で、皆が共生する持続可能な大学コミュニティの形成と発展を推進する施策を推進することが重要である。

Bolliら（2018）は、多数のスイス企業のパネルデータを用いて、教育レベルの多様性が企業のイノベーション活動に与える影響について検証した。垂直的な教育レベルの多様性は、

R&D活動の収益を拡大させ、新製品の創出にもつながることを示した。ただし、教育レベルの多様性とプロセス・イノベーション、研究開発の集約度、製品イノベーションの集約度との間の関連は証明できなかった。これらの結果から、垂直的な教育レベルの多様性は、発明段階における創造的次元を高める一方で、商業化プロセスには影響を与えないという結論に至った。大学発のイノベーションも注目を集めているが、異なった背景を持つ多様な人材が集う大学においては、発明が起こる素地は十分にあるが、必ずしも商品化に至らないので、商品化のためには別のアプローチをとる必要があることを示しているのかもしれない。

Zhangら（2020）は、ハイテク企業が持続的な成功を達成するには、活用型イノベーションと探索型イノベーションを同時に追求することが重要であることを示した。特許データなどのパネルデータに基づく実証分析では、産業の多様性は、企業イノベーションの活用型と探求型の両立を高める一方で、地理的多様性は企業イノベーションの活用型と探求型の両立を阻害することを明らかにした。大学においては、必ずしも両方のタイプのイノベーションを両立して生み出すことが優先されておらず、協働する産業や地理的多様性の重要性を考慮する段階にはないものと思われる。

文化の多様性とイノベーションの関係について、一国レベルで検証した事例もある。Guoら（2023）は、中国の省レベルのパネルデータを使い、転入者の戸籍や使用方言でみる文化の多様性と、特許申請件数で見たイノベーションの深化の間に統計的に正の有意な関係があることを示した。さらに、この関係は、30歳から50歳までの年齢層、もしくはイノベーションにつながる職業、もしくは競争的な市場において、もしくは内陸部において明確に表れていることが報告された。文化の多様性が生み出す技術的なイノベーションについては、一律に正の効果が表れないので、学生にはキャリア選択が、マクロで見た場合のイノベーション効果に違いをもたらすことを伝え、理解してもらうことが有用であると考ええる。

Huら（2022）は、Guoら（2023）と同様に中国を対象として、ただしより細分化した地域データを用いて、使用方言の違いを文化の多様性としてとらえ、それが対象地域のイノベーションに与える影響について検証した。そして、両者の関係には統計的に負の有意な関係があることを示した。さらに負の関係を軽減するためには、教育に対する投資を増加させ、外部からの資源の移転が有用であることを示した。文化の多様性が、より小さく区分された地域においてイノベーションを生み出すためには、教育に対する投資や資源の投入が継続される必要があり、大学を始めとする教育機関・組織の役割が重要であることを意味している。

Miller, D. & Z. Acs（2017）は、シカゴ大学（米国）の事例をとりあげ、20世紀の米国に存在した自由で創造的なアメリカン・フロンティアは、今は大学のキャンパスを取り巻いて存在する企業家経済（Entrepreneurial Economy）で置き換わっていることを示した。現在の大学キャンパスの起業家エコシステム（複数の組織が互いに連携し、それぞれの強みや資源を活かし合いながら、共に成長していく仕組み）は、利用可能な資産、自由、多様性を提供しながら機会を創出し、起業家精神と革新を促進してきていると論じ、キャンパスにおける多様性は、様々なイノベーションを生み出していることを具体的に立証した。大学は、このように社会や経済の革新・変革を生み出す仕組みの重要な一部に現在なっていることを示した。そして、新たな知的創造を、キャンパスにおける多様性が生み出しうることを確認した。

イノベーションを生み出す多様性の役割は、オンライン教育においても、同様に観察されるものであろうか。Usherら（2020）は、ナノテクノロジーの授業を、通常の対面授業形態をとる大学生チーム以外に、オンラインの授業形態をとった大学生チームと、MOOC（大規模公開オンライン講座）の授業形態をとった一般受講生チームに対して行い、それぞれのチームのクラスプロジェクトの成果を、学問分野、学術レベル、母国語の多様性との関連で比較した。学問分野、学術レベルの多様性は、これらの3つの

異なる授業形態のいずれにおいても、正の成果をもたらすことが確認できた。一方で、母国語における多様性は、対面授業においては正の成果を上げたが、両方のオンライン授業チームにおいては、負に働いた。これは母国語の多様性という留学生がもたらす正の授業環境変化においては、対面でない場合には、逆効果になってしまうことを示している。このように、キャンパスにおいて実際に留学生と国内生が共に時間を共有して対面で学習することは、教育効果を高めることから、重要である。

多様性にあふれるキャンパスにおける異文化理解の推進

留学生と国内生が集う大学のキャンパスは新たな気づきと価値創造の場であることを理解した上で、海外からの留学生と国内生の交流を促進することは、国際社会の持続可能な発展のために必要である。交流を積極的に進め、異文化理解を図るために、早稲田大学においては、Intercultural Communication Center (ICC) (異文化交流センター) が存在する。それは本部キャンパスの真ん中に、大学のダイバーシティセンターと共に存在し、さまざまな出会いと異文化理解の場を提供している。そこでは、海外からの留学生が共に活動する機会を毎週のように提供している。ICC (2025) によると、「ICCはすべての出身地・国籍の人を歓迎し学生同士の交流機会を提供している。学生が主軸となり様々なイベントを企画・運営している。世界の文化への理解を深めながら、新たな価値観や文化を生み出すことを目指し活動している。」大学組織である。

ICC の具体的な活動としては、1) 海外からの留学生と国内生を両方含む学生を中心としたさまざまな相互交流機会の提供と、2) すべての学生の異文化理解促進に資する情報の提供がある。1) 相互交流機会の提供については、「言語や文化のエキスチェンジ、社会・国際問題、音楽、ダンス、スポーツ、研修旅行などさまざまな形態のイベント」が学生の手を通じて企画・実施されている。交流は学生間に留まらず、さらに学生と教職員の交流、在校生と 68 万人の校友(同窓生)の交流、学生と地域の交流

を通した町おこしなどに拡大して行われている。

2) 情報の提供に関しては、学生の交流や情報収集の場となる ICC ラウンジを設けている。そこでは、早稲田大学で学ぶ海外からの留学生の出身国および日本の全 47 都道府県のインフォメーション・ボックスを設定している。さらに、世界各地の観光局などから取り寄せた資料や、利用者自身によって提供された各地の地図や観光案内などが閲覧可能となっている。ICC ラウンジは、旅行や留学先を考える上での、レファレンスルームとなっている。さらに、「ICC ライブラリー」もあり、各国の小説や写真集、コミックなど、利用者が持ち込んだ資料を閲覧することが可能になっている。さらに、インフォメーション・ボードをラウンジ内に設け、ICC 主催のイベント情報以外にも、学内外で開催される異文化交流・理解に関連する各種イベントやプログラムの情報提供を行っている。メールマガジンでは、ICC のイベントごとの案内以外に、毎週土曜日には日本語・英語両言語で「ICC サタデーニュース」を発信して、ICC 以外の組織・団体が主催するイベントや企画で学生が興味のあるような関連情報をお知らせしている。他大学の教員・文化団体などが企画するイベントも、学生にとっては貴重な異文化体験となると思われることから、広報の対象としている。

以上のように、留学生と国内生が様々な場で積極的に交流をすることが、大学における知の創造 (イノベーション) につながるので、大学としても出会いの場と異文化体験の機会を積極的に設けることが重要だと考えている。これは、早稲田大学だけでなく、他の大学においても普遍的に重要なことだと思う。

建学の理念と海外からの留学生の果たす役割

一方で、私立大学においては、独自の「建学の理念」が存在することから、留学生が果たす教育や研究上の役割は大学により異なる。吉崎 誠 (2013, P.19) は、グローバル人材に関して議論を展開し、導入できる含意として、「それぞれの大学の「建学の理念」を実現するなかで、各大学のミッション・ビジョンに合わせて、

どのような人材を育成していくのか、グローバル化をどう位置づけていくのかについて、議論をきちんとすべきである。」と意見している。早稲田大学の事例から、海外からの留学生が果たす役割について、グローバル人材の育成という視点から考えてみたい。

それぞれの大学には、「建学の理念」と、目指す教育・研究・社会貢献に関する目標があり、早稲田大学の場合には、「学問の独立」、「学問の活用」、「模範国民の造就」が「建学の理念」である。早稲田大学総長大隈重信（当時）は、1913年の創立30周年記念式典において、以下の演説をしている。まず、「早稲田大学は学問の独立を本旨と為すを以て、之が自由討議を主とし常に独創の研鑽に力め以て世界の学問に裨補せん事を期す」と述べ、「自主独立の精神を持つ近代の国民の養成を理想として、権力や時勢に左右されない、科学的な教育・研究」を行っていくべきだとしている（早稲田大学、2025）。

また、「早稲田大学は学問の活用を本旨と為すを以て学理を学理として研究すると共に、之を実際に応用するの道を講し以て時世の進運に資せん事を期す」と述べ、学問は現実に活かすものであること、日本の近代化に貢献するものであることが求められるとした。そして、安易な実用主義ではなく「進取の精神」としての学問の活用を考えるべきであると説いた（早稲田大学、2025）。

さらに、「早稲田大学は模範国民の造就を本旨と為すを以て個性を尊重し 身家を発達し 国家社会を利済し、併せて広く世界に活動す可き人格を養成せん事を期す」とし、豊かな人間性を持った「国民の育成」を目指した（早稲田大学、2025）。また、大隈は「一国の為のみならず。進んで世界に貢献する抱負が無ければならぬ。」と述べており、大隈の意を引継ぎ、早稲田大学では「国民」を「地球市民」として捉えて、国籍を問わず、進んで世界に貢献する学生の育成に努めてきている。1905年には、清国留学生部を設けて、積極的に海外から留学生を受け入れ、その数は5年間で2000人を超えて

いたと言われている（袴田、2024）。

大隈がその時代において、国の枠を越えて「世界に貢献する」ことの重要性を論じたことは、現代のように国境を越える財・サービス・資本・労働力の自由な移動が発生するグローバル化した時代が到来することを見越した上での言動だったと思われる。現代の「地球市民」は、グローバル化した国際社会において、多様性の存在を理解した上で、社会的包摂の重要性を認識して、それぞれのコミュニティで活躍し、社会への貢献ができるグローバル人材だと考える。そして、自身の活躍するコミュニティは、世界平和の実現に取り組む国連かもしれないし、高地に位置するインドネシアのボゴアにあるのかもしれないし、海や山に囲まれ自然に恵まれた岩手の田野畑村かもしれない。留学生は、グローバル人材の卵であり、早稲田大学で学ぶ中でグローバル人材として育ち、文字通り国際世界で活躍する人材になってもらうことを想定している。早稲田大学では、年間に8,000人以上の留学生が学んでおり、国内生にとっては留学せず、キャンパスにて国際体験を積む機会が提供できていると考えている。海外からの留学生と国内生は講義教室やゼミ教室のみならず、ICCのイベントなどを通じて積極的に交流を図っていることは、本稿で述べたとおりである。

海外からの留学生と国内生の積極的な交流

グローバルリーダー育成の新たな拠点として「早稲田大学中野国際コミュニティプラザ」に、早稲田大学国際学生寮「Waseda International Student House」（通称 WISH）が、2014年にオープンし、最大872人の海外からの留学生と国内生が共同生活を送っている。

WISHは、「日本全国・世界各地から集まった多様な価値観を持つ国際色豊かな学生たちが、共に学び生活することにより、相互理解を深め、グローバル社会で活躍するために必要となるコミュニケーション能力等を涵養するとともに、幅広い人間関係を形成することを期待している。そのためWISHでは、社会のニーズに応え得る人材となるため将来に必須となる能力を磨く「Social Intelligence(SI)プログラム」を実

施し、すべての寮生に参加を義務付けており、「世界に貢献する高い志を持った学生」「グローバルリーダーとして歓びをもって汗を流す卒業生」の育成を目指す。（早稲田大学学生生活課学生寮デスク、2025）」ところに特徴がある。SIプログラムは、海外からの留学生と国内生がチームを組み、グループワークを行う中で、創造的課題解決力、コミュニケーション力、多様な知識・経験の獲得を目指すものであり、授業期間中の平日 19 時 00 分～20 時 30 分、週 3 日～5 日を目安に開講しており、寮生には週一回の参加（オンラインでの参加も可能）を義務付けている。

まとめに

海外からの留学生は、大学キャンパスに多様性をもたらし、その多様性は大学や社会の知的創造（イノベーション）の源泉の一つとなっている。そして、この多様性と社会のイノベーションを強く結びつけているものが、異文化理解能力であり、キャンパスにおける留学生の存在は、これを身につけるために役立っており、大学教育の社会的効果を高めるためにも必要とされている。留学生は、国内大学にとって、減っていく国内の 18 歳人口を補う存在という消極的な存在ではなく、文化、宗教、習慣、価値観、言語の面から、大学キャンパスにおける多様性確保の一端を担う貴重な人材であり、その存在が長期的に国際社会にもたらす効果は大きい。

今回、事例として取り上げた早稲田大学では、ICC（異文化交流センター）や早稲田大学国際学生寮（WISH）において、海外からの留学生と国内生との積極的な交流を通じた、異文化理解の促進と、多様性を包摂する社会をつくるための創造的課題解決力・コミュニケーション力の涵養を目指した活動が日々実施されてきている。海外から留学生を受け入れることは、大学教育にとって必要であり、多くの日本の私立大学にとっては、「建学の理念」を実現させるためにも重要な行いだと考える。

【参考文献】

- ・袴田郁一（2024）、120年前の留学生の苦悩とは？、早稲田ウィークリー、2024年4月25日号、<https://www.waseda.jp/inst/weekly/news/2024/04/25/117766/>
- ・吉崎 誠（2013）、グローバル人材養成で注目される国際教養大の挑戦 「大学の国際化」を考える糸口として、「大学の国際化とグローバル人材の育成 UEDレポート2013 夏号」、一般財団法人 日本開発構想研究所、pp.6-19
- ・早稲田大学（2025）、早稲田大学教旨、<https://www.waseda.jp/top/about/work/mission> 2025年6月27日最終アクセス
- ・早稲田大学 学生生活課 学生寮デスク（2025）、Waseda International Student House(直営寮) 国際学生寮WISH、https://www.waseda.jp/inst/rlc/student_dormitory/wish/concept/ 2025年7月14日最終アクセス
- ・Bolli T., U. Renold, M. Wörte (2018), Vertical Educational Diversity and Innovation Performance, Economics of Innovation and New Technology, Vol. 27, No. 2, pp.107-131
- ・Guo, M., Y. Yu1, J. Ye (2023), Cultural Diversity and Regional Innovation: Evidence from China, Growth and Change, Wiley, DOI 10.1111/grow.1270
- ・Hu, H., G. Yua, X. Xionga, L. Guoc, J. Huang (2022), Cultural Diversity and Innovation: An Empirical Study from Dialect, Technology in Society, Vol.69 101939
- ・Inter-cultural Communication Center (ICC) (2025), About ICC, <https://www.waseda.jp/inst/icc/about/service/>, 2025年7月14日最終アクセス
- ・Jones, G., B. Chirino, J. Wright (2020), Cultural Diversity Drives Innovation: Empowering Teams for Success, International Journal of Innovation Science, Vol. 12 No. 3, pp. 323-343

- Miller, D. & Z. Acs (2017), The Campus as Entrepreneurial Ecosystem: the University of Chicago, Small Business Economics, Vol. 49, pp.75-95, DOI 10.1007/s11187-017-9868-4

- Ramasamy, B., M. Yeung (2016), Diversity and Innovation, Applied Economics Letters, Vol. 23, No. 14, pp.1037-1041

- Sheik, A., van Rooyen, D., Mazzei, M. (2023), Social Innovation in South Africa: Building Inclusive Economies?", Social Enterprise Journal, Vol. 19 No. 1, pp.1-22. DOI 10.1108/SEJ-07-2021-0060

- Usher, M. & M. Barak (2020), Team Diversity as a Predictor of Innovation in Team Projects of Face-to-face and Online Learners, Computers & Education, Vol. 144, 103702 DOI 10.1016/j.compedu.2019.103702

- Zhang, G., C. Tang, Y. Qi (2020), Diversity and Innovation Ambidexterity: The Differential Roles of Industrial Diversity, Geographical Diversity, and Functional Diversity, Sustainability, Vol.12 No.3, 1041DOI 10.3390/su12031041

4. カリフォルニア州公立高等教育システムに学ぶ～大学全入化の日本問題

荒井克弘（東北大学名誉教授、(一財)日本開発構想研究所 評議員）

はじめに

2年ほど前に、友人や後輩の研究者、行政家の協力を得てジョン・オーブリー・ダグラスの著書『カリフォルニア州高等教育マスタープラン』（Douglass, 2000）の翻訳を刊行した。カリフォルニア州の高等教育計画には以前から関心があり、遅まきながらその想いの一端を果たすことができた。

本稿は日本開発構想研究所の阿部和彦代表理事の勧めによる。タイトルも副題を除けば企画書のとおりである。ダグラスの原著は2000年にスタンフォード大学出版部から刊行されたが、不思議なことに日本では紹介されることなく埋もれていた。筆者がダグラスの著書を手にしたのも偶然であった。別件の調査でプリンストン大学を訪れた際にブックストアの棚で見つけた。

カリフォルニア州の公立高等教育計画は1960年に公表された同州の「高等教育マスタープラン」が注目を浴び、一躍その名を世界に轟かせることになった。カリフォルニア州の公立高等教育計画に対する取り組みは、遡れば1930年にはじまる。1947年に公表されたストレイヤー・レポートの評判が高く、後にこのレポートはファースト・マスタープランとも呼ばれた。だが、その後のカリフォルニア州の人口変動、社会変動の波が想定よりも高く、すぐにその修正計画を求められることになった。この間に高等教育に対する州民の要求も高くなり、産業的な需要も劇的にかわった。

計画作業の行程は以前よりも複雑で険しいものになった。これを乗り切ったのはカリフォルニア大学総長クラーク・カーの卓越した調停力による。1960年の「マスタープラン」の情報は日本にも早くから伝えられ、中央教育審議会四六答申（1971）の参考資料にもなった。OECDもこの計画には早くから関心をもち、後に各国の有識者を集めた調査団を派遣している（1975）。

教育史の専門家は、戦後日本の教育を論じる

際に、「戦後日本はアメリカの教育を範とし・・・」と書くのが習わしのようにになっている。門外漢であるが、こと高等教育に関してはさほどアメリカの高等教育に似ているとは思えない。

制度の類似性はさておき、これからの日本の高等教育問題を考える際に、65年前に遡って、カリフォルニア州の高等教育計画を読み返してみるのも無駄ではないと考えた。何といってもその計画は20世紀の高等教育を先導したモデルだからである。本稿ではダグラスの研究を下敷きにして、今日のアメリカの高等教育データをそれに重ね、過去と現在そして日本のこれからを考えて見たい。カリフォルニア州の高等教育がアメリカ高等教育のすべてを代表するわけではないが、この作業には意義があると考えた。

1. 現代のアメリカ高等教育の主流

アメリカの高等教育は私立大学が主流と思っている方は存外多いに違いない。ハーバード大学から、イエール、プリンストンと、淀みなく大学の名前が浮かんでくるのはその証拠であろう。それに比べると、公立大学はどうも陰が薄い。われわれの世代でも各州の公立大学はいまだ新興大学のイメージがつきまとう。実際、アメリカの公立高等教育の歴史は私立に比べて、2世紀ほど遅れてはじまった。それまで公立カレッジがなかったわけではない。が、1862年に連邦議会を通過したモリル法が公立高等教育の本格的な始まりとなった。南北戦争の終結間際のことである。

モリル法は、農学、機械学（工学）の部門を設ける高等教育機関であれば、あまり制約を設けずに、国有地を付与するというおおらかな高等教育振興策であった。この法律のもとにできた高等教育機関がランドグラント・カレッジ（国有地付与大学）と呼ばれた。対象となる機関は新設、既設を問わず、また私立、公立の別も問題ではなかった。産業を興し社会経済の流動性を高めるような実学系の高等教育であれ

ば、積極的に支援しようという企てであった。世俗と距離をおき、真理の探究を旨とした19世紀のヨーロッパ大学とはだいぶ趣がちがう。

18世紀中頃のカリフォルニア州は、連邦の仲間入りをしてから間もなく、また教育に関してはまったくの未開の地であった。そこに1869年、州立カリフォルニア大学が設立された。日本の東京大学が設立されたのが1877年、大学令のもとで東京帝国大学として再出発したのが1886年である。歴史的な時間として眺めれば、カリフォルニア州高等教育と日本の大学との間の差はわずかなものであった。

（１）高等教育の量的な構造（2022）

現在のアメリカ高等教育を全米の統計データをもとに在学者数のグラフ（図1）描いてみた（Condition of Education：2024）。横軸に設置者を取り、縦軸に機関別の在学者数を目盛った。高等教育機関の種別はリサーチ・ユニバーシテ

ィ（研究大学）、ユニバーシティ（準研究大学）、4年制カレッジ、2年制カレッジの4種である。この区分はそれぞれの機関が授与できる学位のレベルによって決まる。研究大学は博士学位までを、準研究大学は修士号（一部例外もある）まで、4年制カレッジは学士号、2年制カレッジは準学士号の学位を授与する。設置者は公立（州立）セクター、非営利の私立セクター、営利の私立セクターに別けてある。

図1のグラフで注目されるのはまずアメリカ高等教育の量的規模の大きさであろう。在学者の総数は1,900万人に近い。日本の大学・短大の在学者総数はほぼ300万人だから、両国の在学者数を比べると、国民人口の規模の違い（アメリカ人口は3億4千万人）を考慮しても、アメリカ高等教育の在学者数はゆうに日本の2倍を超える。つまり、アメリカ型の高等教育システムはそれだけの収容力があるということになるう。

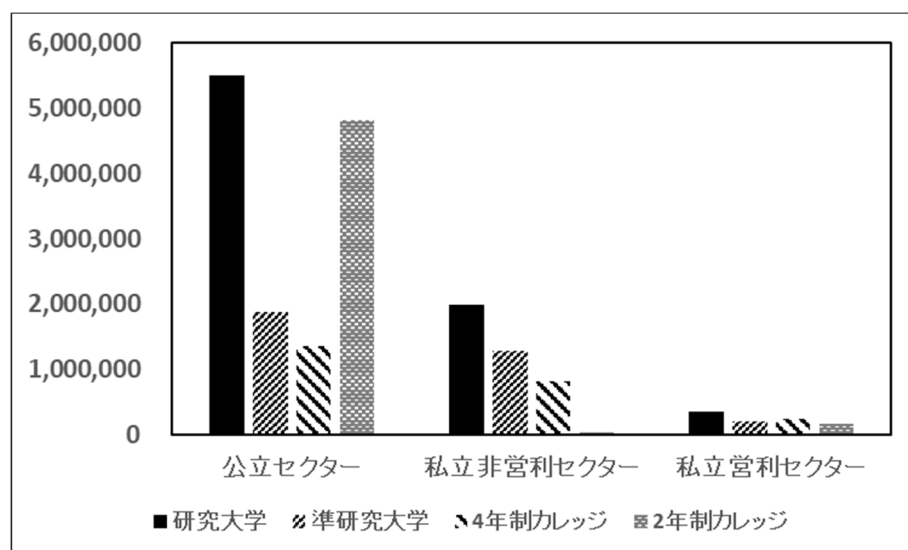


図1 設置者別・機関種別在学者数（2022）

	公立機関	私立機関 (非営利)	私立機関 (営利)	合計
研究大学	5,107,309	1,181,501	0	6,288,810
準研究大学	2,261,015	2,079,397	568,573	4,908,985
4年制カレッジ	1,350,318	813,047	246,941	2,410,306
2年制カレッジ	4,813,229	31,742	168,001	5,012,972
合計	13,531,871.0	4,105,687.0	983,515.0	18,621,073

表1 アメリカの高等教育機関の在学者数：2022

図1のグラフで注目される第1の点は、公立の研究大学と公立2年制カレッジに在学者の多さであろう。いずれも500万人をこえている。準研究大学と4年制カレッジをひとグループにまとめれば、在学者数はほぼ3等分になる。研究大学は高等教育の「高度化」を代表し、2年制カレッジは高等教育の「大衆化」を代表する。アメリカの公立高等教育がこの2つの目的をいかに重視しているかは、このグラフを見てもわかる。すでにお気づきかと思うが、在学者の圧倒的多数が公立高等教育で学んでいる。そのシェアは在学者数全体の7割をしめる(表1)。私立セクターが在学者(学部)の8割をしめて

いる日本の高等教育とはまったく対照的である。

(2) 公立高等教育支援の一貫性

図2は、設置者別の在学者数の推移である。これを見ると、公立セクターの優位が確立したのはさほど古い時期ではない。公立セクターが私立セクターに追いつき、追いこしたのは1950年代半ばである。公立4年制カレッジの成長が先行し、それを2年制カレッジが追いかけていさまは公立高等教育を重点施策とする点で連邦と州の一貫した政策的な意思を感じさせる。

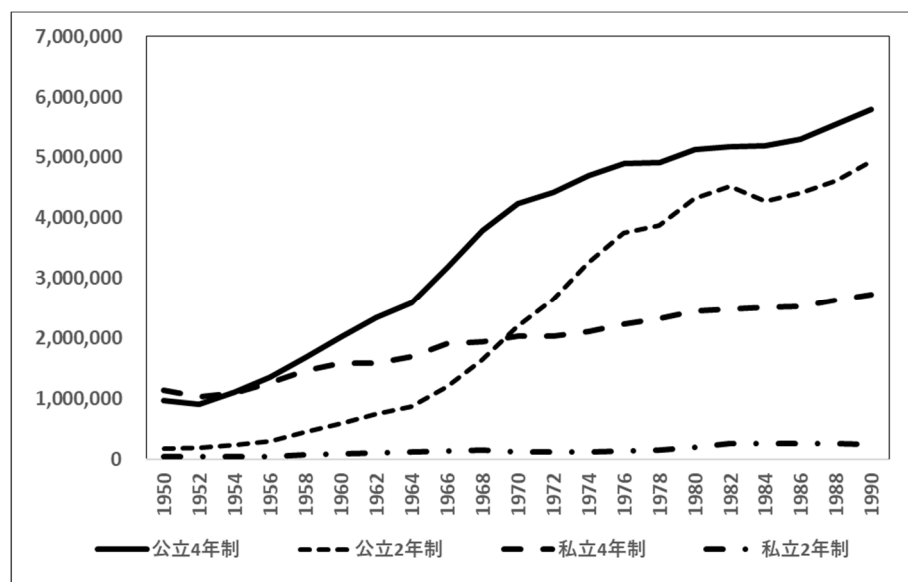


図2 設置者別、機関別の在学者数の推移 (Snyder, ed., 1993)

2. 公立高等教育システムの構築

20世紀のアメリカ公立高等教育は複数の高等教育セグメントの集合体(システム)として存在する。19世紀の近代大学が大学という単体の機関としてミッションが完結させていたのに比べると、両者の目的の違い、時代のながれの速さを感じる。

(1) 3セグメントシステム

カリフォルニア州の公立高等教育システムは、1960年当時の想定では、州立の研究大学(University of California)が中心に位置し、その周辺に複数の州立4年制カレッジ(California State College)が位置し、さらにそのまわりに多数の州立2年制(California Junia College)カレ

ッジが取りまいてるイメージである。このモデルはカリフォルニア州高等教育の3セグメントシステムとも呼ばれる。3セグメントの関係は階層的ではなく、それぞれのセグメントが独自の目的と機能をもち、あくまで自律したセグメントの集合体として緩いガバナンスを保ちながら、システムを形成していた。

カリフォルニア大学は州の旗艦研究大学(フラッグシップ・ユニバーシティ)であり、カレッジ教育の課程のうえに専門教育と研究を目的とする修士・博士課程の大学院を置いている。4年制カレッジは1880年代に州立師範学校として発足し、1920年代に教員養成カレッジに、1935年に州立カレッジに昇格した。教育課程は一般教育を基本コースとし、教員や技術者など

の専門職業教育、その他の一般市民の育成など、幅広い教育コースを用意している。州立2年制カレッジは1967年にコミュニティ・カレッジ (California Community College) へ改称されたが、本稿では州立（公立）2年制カレッジの表記のまま用いる。この機関にはカレッジの前期課程と職業教育の2コース型があり標準形である。小規模の機関ながら地方の周辺部にまで多数配置されている。大衆化、高等教育機会の均等化に貢献する最前線である。

＜2年制カレッジはシステムの要＞

州立2年制カレッジが構想されたのは1980年代といわれている。州立教員養成カレッジや州立4年制カレッジの成立よりも20年ちかく早い。最初の州立2年制カレッジが誕生したのは1905年である。この事実は州立2年制カレッジが当初は大衆化に向けて設立されたのではなかったことを示唆している。大学院ができ、高等教育の高度化が期待されるなか、専門教育や研究開発を拡充していったプロセスと関連が深い。

カリフォルニア大学も設立されてしばらくして大学院が設置され、教員たちが大学院の専門教育、研究開発のプログラムに取り組んでいた頃、その全容が見えてくるにつれて、いまの教員規模では負担しきれない仕事になることが明らかになってきた。といって、簡単に教員補充などできるはずもない。そこで関係者が考えついたのがカレッジ教育の負担軽減であった。カレッジ教育の前期課程を切り離して、カレッジの後期課程と大学院をひとまとめにした機関をつくる、そういう構想だった。ドイツの大学とギムナジウムを想定したアイデアだったともいわれる。

イリノイ州やミシガン州でも、やはり同じような問題にぶつかり、カレッジの前期課程を切り離す案が出され、実際に大学入学を2年ズラして3年次からとする案を実行した大学もあった。つまり州立2年制カレッジは当初は「大衆化」向けとは違う路線からでてきた話であった。

この経過がわかってくると、アメリカの転入学制度の由来もはっきりしてくる。州立2年制カレッジの課程から州立4年制カレッジ、研究大学へ転入学するのは別の教育課程に移るのではなく、本来同じ教育課程だったものが、復元されるだけのことである。分離された教育

課程を連結するだけのことで不自然さはない。

むしろ、2年制カレッジが分離されたことで、離れたセグメントを再結合する動機がはっきりしてきた。3つのセグメントが機能的に連結する必然性ができたのである。それによって「高度化」と「大衆化」という両立しにくい2つの目標を実現する可能性も拓けてきた。

スタンフォード大学長のデイビッド・S・ジョーダンやカリフォルニア大学長のベンジャミン・ウィーラーなどの大学リーダーたちは2年制カレッジに強い関心を持ち、その実現に熱心であった。しかし、反対者も少なくなかった。哲学者のジョン・デューイやハーバード大学長のチャールズ・エリオットらは2年制カレッジに反対であった。デューイは、2年制カレッジは将来、青年の進路を分断する仕組みになってしまう危険があると予想し、それを危惧した。エリオットはカレッジ教育の4年間は分割のできない一貫した青年教育の場であると主張した。反対派の主張も核心を突いたものであった。

（２）高等教育全入化とは？

1960年のマスタープランはカリフォルニア大学 (UC) への入学資格を高校成績上位1/8まで、州立カレッジ (USC) への入学を上位1/3までときめた。2年制カレッジは選抜基準を設けず、すべての高校卒業者に門戸を開く機関とした。全入化（機会の均等化）と質保証を実現するために2年制カレッジを開放入学制にした。つまり、残りの2つのセグメントにとって2年制カレッジは防波堤の役割を果たすものであった。

2年制カレッジは、初期の構想とは違い、社会の教育要求と産業需要に直接応える前面に押しだされた。無論、2年制カレッジを隘路に追い込まぬために転入学の制度も本格的に整備された。カリフォルニア大学 (UC) と州立4年制カレッジには2年制カレッジの卒業者のために50,000人分の転入学枠が用意された（とりあえず1960～75年の分）のである。

転入学制度は州立2年制カレッジの卒業者にさらに高度な高等教育の機会を提供するインセンティブであり、そして同時に、転入者を受け入れるカレッジや研究大学にとっても、その接続関係を維持するには質保証は必須の要件

になった。

＜高等教育システムの効用＞

マスタープランは目的も質も異なる複数の高等教育セグメントをひとつに連結するための設計図であった。単体の高等教育機関では負いきれない目的や機能を集合体として担うことで、高等教育システムを構築する利点があった。

カリフォルニア州公立高等教育システムの第1のセグメントは、1869年にバークレイのキャンパスからスタートした州立カリフォルニア大学である。いまや10の総合キャンパスをもつ巨大なマルチキャンパス・システムの研究大学に発展した。第2のセグメントは、19世紀のおわりに州立師範学校として発足し、1920年代はじめに教員養成カレッジになり、1935年には州立カレッジとなった4年制カレッジである。その数はいまや27校に及び、その多くが修士課程大学院をもつユニバーシティになっている。第3のセグメントが州立2年制カレッジである。1905年に最初の1校が設立され、現在は100校以上が配置されている。当初の目的とは違う方針の下に置かれることになったが、地域との交流の拠点として、多様な機能を有する地域型の高等教育機関になった。これらの3セグメントのすべてを包摂するのが現在のカリフォルニア州公立高等教育システムである。

設計図という言葉を用いると、そこに描かれた建造物がすぐにでも組み上がるような錯覚が生まれてしまうが、実際に複数の高等教育セグメントを連結させ、共存させることは容易で

はない。カリフォルニア州は高等教育計画に着手してから、マスタープランの合意にいたるまでに、多数の年月を絶え間ない確執と調整と論争に費やした。その継続には関係者の揺るぎない意思と努力が必要であった。高等教育セグメントは自律的に成長し発展するものである。セグメントの教育的役割も絶えず見直しが必要になった。時代の要請とつねに向き合う姿勢、絶え間ないセグメントの間の調整の必要が高等教育システムを「システム」として機能させる重要な要素であった。

3. アメリカ高等教育の就学形態

（1）就学形態の自由

次に着目したいのは、学生の就学形態である。アメリカの高等教育にはパートタイム制の学生が大勢いる。カレッジ段階で3～4割の学生がパートタイム制で学んでいる（図3）。フルタイム制かパートタイム制のどちらを選ぶかは学生本人の環境、学修ペース、考えかたによる。多数のフルタイム学生がいる一方、仕事に就きながら学修を続ける学生もいれば、休学して長期に外国に出かける者もいる。

1970年代、これらの学生たちは非伝統的な学生と呼ばれ、消費者型の学生とも呼ばれた。時代は変わって、パートタイム制も現在は定着した就学形態になった。最近は大学院の学生が増えたこともあって、パートタイム学生数は増えている。2020年の統計では大学院学生の半数以上がパートタイム制で学ぶ。それにとまって就学期間も長く、学生の年齢の幅も広がっている。

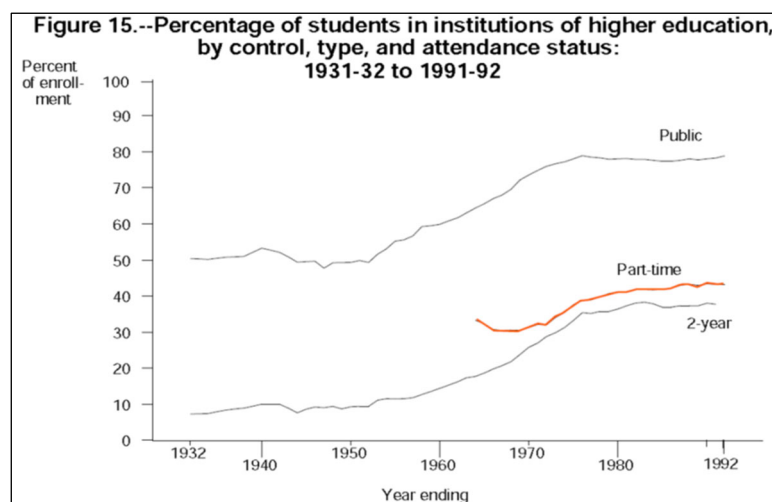


図3 公立高等教育におけるパートタイム学生の動向 (Thomas,1993)

（２）就学年齢の幅

就学形態の特徴をもうひとつ加えるとすれば、就学年齢の幅の広さになろうか。しかし、この特徴はアメリカに限らない。ヨーロッパの国々も学生たちの年齢の幅は広い。中世以来の大学の伝統といってよい。日本は近代の年齢主義の慣行が徹底しているので、このバリアはかなり高い。日本などに比べると、学修の自由の伝統が残っている諸外国の場合はリカレント教育やリスキリングへの移行もさほど抵抗が

少ないだろう。逆に高等教育が「学校」として移植された後発国には簡単に乗り越えられる壁ではない。こうした事例以外にも、徴兵制を実施している国や、アメリカのように復員兵に高等教育の便宜（復員兵援護法）を供している国の場合は年齢に幅が生じる。これらの要素が学生の多様化を生む要因にもなる。アメリカの現状でいえば、年齢の幅が大きいといっても、学生たちの大半は20代の若者たちであり、30代、40代の学生は合わせても2割ほどである。

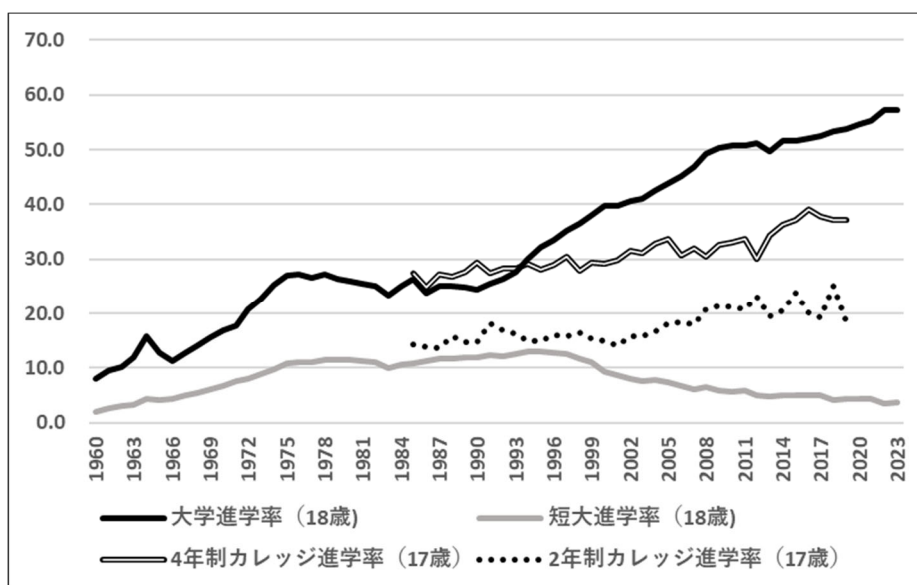


図4 高等教育への進学率：日本とアメリカ

学生の年齢の幅は例えば、外国との進学率の比較などにすぐにでも影響する。日本のように18歳に注目した指標ばかりではない。アメリカの場合も3種類の指標が目的に応じて使い分けられている。1つは17歳のカレッジ就学率である。他に、18～21歳、18～24歳を該当年齢にした指標がある。図4に示したグラフは日本の進学率に近づけて調整した指標である。

アメリカの進学率の推移が想定以上に緩やかであったことに筆者も少々驚いた。進学者の年齢が分散していることも要因のひとつに考えられるが、1970～90年代の高等学校の卒業率が低かったことが直接の原因であるようだ。7割台からなかなか上昇しなかった。1970年代に注目を浴びたマーティン・トロウのエリート・マス・ユニバーサル段階などの議論からすると、アメリカの高等教育就学率はすぐにでも50%を突破してユニバーサル段階に突入するよう

な気配であったが、実際はそうではなかった。むしろ、少子化の進んだ1990年以降の日本の大学進学率の傾きが突出して大きな変化を生じている。アメリカの進学率は2022年時点で4年制カレッジへ就学率は44%、2年制カレッジで22%である。同じ年の日本の大学進学率は60%、短大は4%であった。日本の短大進学率の減少も同じ要因と考えられる。

（３）学位取得の商品価値

高等教育の質的な指標としてしばしば卒業率（学位取得率）がその目安に使われる。入学した学生の課程修了率、つまり学位を取得した比率である。表2に示したのは、2018年にカレッジへ進学した高校新卒者を追跡した結果である。高等教育（学士課程）への進学率（就学率）と卒業率（学位取得率）を比較した。卒業率はその入学者たちの4年後（2022）及び2年後（2020）

の学位取得率である。(注：アメリカの進学率データには17歳の高校新卒者のカレッジ就学率を用いた。)

両国の高等教育進学率は偶然にも同じレベル、6割台であった。但し、内訳は先にも述べたように、4年制カレッジ（大学）と2年制カレッジ（短大）の間でかなりの違いがある。アメリカの4年制カレッジ進学率は4割、2年制カレッジは2割である。これに対して日本の4年制大学進学率は6割に達し、短大は1割に満たない。

学位取得のようすもアメリカと日本ではその違いが大きい。アメリカの学士号取得率（2022）は60%、準学士号は30%である。2年

制カレッジは開放入学制であることによる学生の多様性を考慮しなければならないが、日本の学位取得率は高い。大学、短大のいずれも9割に近い数字である。日本の教育はそれほどに効率の高い教育を施しているのか、と考えると、実感は乏しい。この数字の違いの裏付けを得るには、それ独自の研究プロジェクトを起こさねばならないほどのテーマである。とりあえずは統計からデータのみを呈示する。(注：アメリカの学位取得率は就学期間の1.5倍まで延長して超過履修者を含めているので、日本の統計もこれに準じた。)

表2 高等教育の学位取得率

		アメリカ	日本
高等教育進学率	4年制カレッジ/大学(2018)	0.37	0.53
	2年制カレッジ/短大(2018)	0.21	0.05
学位取得率	学士号 (2022)	0.60	0.88
	準学士号(2020)	0.30	0.86

4. 日本の大学全入化問題

さて、日本の大学全入化問題である。少子化が続くかぎり、全入化問題の検討は日本の高等教育の避けて通れぬ問題である。本稿の前半ではアメリカの高等教育、とくにカリフォルニア州の高等教育計画を中心にその概要を見てきた。それを下敷きに、日本の「大学全入化」問題を考えてみたい。

アメリカの場合、カリフォルニア州を例にとれば、高等教育の全入化は「教育機会の均等化」の問題として扱われた。先述のとおり、アメリカでは州立2年制カレッジへの入学は開放入学制を採用している。つまり、高校を卒業してさえいれば、誰でも入学することができた。カリフォルニア大学と州立4年制カレッジには選抜があるが、州立2年制カレッジは全入化である。このような体制を実現できたのは公立高等教育の3セグメントシステムのおかげだといってよいだろう。州立2年制カレッジを開放入学制にすることによって、教育機会を均等化するという体裁を整えた。州立カレッジや州立大学にかなり高い入学基準を設けることができたのはそのおかげだといってよい。教育機会の均等化と質保証の両方を実現してみせた。

だが、日本の全入化はこれに比べると、かなり奥行きがなく素朴である。「全入化」が意味するのは大学・短大の志願者数と入学者数が等しくなるという状態だけである。日本は全入化を政策目標に掲げてきたわけではなく、「全入化」したからといってそれを歓迎するでもなかった。志願者が減少し、収容力が増した結果として「全入化」を受け入れた。

<大学入学者選抜の機能不全>

しかし、この事態を大学・短大への入学者選抜の問題として捉えたと、事態は深刻である。日本の高等教育はもっぱら大学入学者選抜によってその質を担保してきた。選抜基準は入学定員である。入学定員の数倍に及ぶ志願者がつねにいることを想定して、その選抜基準を用いてきた。欧米のように資格試験制度を設けるわけではなく、独自の入学基準を設定するわけでもなかった。突然のように急激な少子化が襲い、急速に志願者の減少が進めば、選抜がほとんど成立しない状況に至る。これまでの選抜の仕組みは働かず、多数の大学の入り口管理が機能不全に陥る。

<事前評価から事後評価へ>

理解に苦しむのは、急激な少子化が進む時期

になぜ規制緩和の政策を進めたのかという理由である。とりわけ、大学の設置認可行政などは規制緩和の評判が広がるだけで、認可申請が降って湧いたように集まる。年表風に並べれば、1991年に大学設置基準の大綱化が実施され、高等教育政策もまた、他分野の行政政策と同様に事前評価から事後評価へ転換を迫られた。信頼に足る事後評価の実績があって、規制緩和が進められたのではなかった。第三者による認証評価などは大綱化の後に整えられたのであり、個々の大学・短大を制御できるほどの実績もなかった。おそらく将来もそれほどの成果をあげるとは期待しにくい。

2002年の『大学の質保証』の中教審答申はこうしたさなかに、特定の5領域を除いて、大学設置の抑制方針を撤廃するという大胆な答申を公表した。タイトルの「質保証」とはほど遠い内容である。事後評価に対する過剰な期待なのか、他分野の行政へのお付き合いなのか、真相は不明である。2005年の『高等教育の将来像』答申はこの流れのままに2007年時点に大学・短大が「全入化」とすると予測し、それを答申に盛り込んだ。これは試算結果を記載したというだけにとどまる。

<18歳年齢人口と大学進学者の減少>

大学志願者の減少は第2次ベビーブームがピークを迎えた1992年を境にはじまった。それを待っていたかのように、規制緩和に便乗した大学設置の認可申請ラッシュがはじまった。急激な少子化と大学設置認可の緩和措置を文部科学省はどのような気分で眺めていたのだろうか。その結果、1992～2023年の間に4年制大学は287校増えて810校に、30年の間に大学数は1.5倍に増加した。公立大学もこの機に便乗して3倍、102校に増えた。18歳年齢人口は30年間に100万人に減少する一方、大学・短大への入学者数は進学率の上昇によって20万人増加した。こ20万人増にどんな意味があったのだろうか。解明はこれからである。

今年、2023年2月に公表された中教審答申『知の総和』によれば、2040年には18歳人口は110万人（2023）から74万人（2040）に、現在の大学入学者数は63万人から46万人に減る。大学入学者の17万人の減少は質の保証をどのように変えるだろうか。それは『知の総和』答申には

書かれていない。

<高等教育の窮屈さ>

2023年現在、大学・短大の進学率は6割を超えている。高卒者に限定して大学・短大の割合を算出すれば、ほぼ7割に達する。高卒者の残り3割のうち2.5割は専門学校進学者にしめられる。高卒就職者が1.5割ほどいるはずだが、進路重複者もあり実態は掴みにくい。かつては、誰もが高等教育に進学できるのは希望であった。到来した全入化は、誰もが進学しなければならない窮屈な世界であった。日本は曖昧な質保証に庇護された高等教育を抱えながら、厳しい人口減の時代を進んで行かなければならない。

アメリカ高等教育システムから何を学ぶか～ まとめにかえて

ダグラスの著書を読み返すなかで、翻訳の際に気づかなかった幾つかの発見をした。

第1は、州立2年制カレッジの役割と意義、その沿革の再認識である。

第2は、大学モデルと高等教育システムの違い。日本の関係者は3セグメントシステムを単純に種別化と訳して扱うが、注目しなければならないのはシステム化のほうではないか。現代の高等教育は複数の目標達成を担わされている。そのためには多様な高等教育機関がただ並んでいれば、済むのではない。システムとして成果をあげることが求められる。その観点からセグメントのシステム化を考えるべきではないか。

第3はセグメントの間の分節的な関係である。カリフォルニア州の転入学制度は学生が動くことによって、同時にセグメントの質保証が働くという機能に気がついた。それはシステムが有する機構的な質保証のメカニズムであり、これは今後、考察を深めるのに値すると思う。

最後に、「大学全入化」への考えかたについて自身の反省を込めて補足したい。マスタープランが公表されたときに、2年制カレッジが開放入学制を採用したことを認識ではしていた。だが、それを「大学全入化」と関連付けて考えるには至らなかった。教育機会の均等化は裏返せば「大学全入化」である。それを認識したのは今回の作業を通じてであった。日本では「大

学の大衆化」を論じることはあっても、「教育機会の均等化」を正面から論じることは少なかった。最近になってようやく経済格差の議論が表にできるようになって公平性、公正性が議論に登場してきた。関係者の間で取り上げられてきたのはもっぱら「大衆化」であり、大学の威信の低下、質の劣化であった。それは社会の側からすれば、教育機会の均等化の1つの側面にすぎなかったはずである。大学関係者はそのことに敏感ではなかった。

カリフォルニア州の高等教育計画に日本の高等教育を映しだしてみたい、というのが今回のテーマであった。学んだのは日本の高等教育の脆さである。脆さの理由は突き詰めた議論の乏しさにあると認識せざるを得なかった。それはまっすぐ自分に向かってくる刃でもあった。

【参考文献】

- ・ 天野郁夫 2019, 『新制大学の時代』名古屋大学出版会.
- ・ 天野郁夫 1986, 『高等教育の日本的構造』玉川大学出版部.
- ・ 中央教育審議会『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』令和7年2月21日、文部科学省
- ・ Douglass, John Aubrey 2000, *The California Idea and American Higher Education: 1850–the 1960 Master Plan*, Stanford University Press. 荒井克弘・田中義郎監訳『カリフォルニア州高等教育マスタープラン–アメリカ大学モデルの創出 1850–1960』玉川大学出版部, 2023.
- ・ Geiger, Roger I. 2014, *The History of American Higher Education*, Princeton University Press. 原 圭寛・間篠
- ・ 剛留・五島敦子・小野里 拓・藤井翔太・原田早苗 訳『アメリカ高等教育史』東信堂, 2023.
- ・ Snyder, Thomas D. (ed.) 1993, *120 years of American Education : A Statistical Portrait*, Center for Education Statistics, U.S.A.
- ・

5. 大学院改革について考える

鳥飼玖美子（立教大学 名誉教授、(一財)日本開発構想研究所 理事）

1. はじめに

高等教育を取り囲む状況は2025年になり厳しさを増している。米国では大統領の政治的介入により大学の自治が脅かされ、日本では学術会議に関する立法による「研究機関の独立」ひいては「学問の自由」が懸念される事態となっている。高等教育を取り囲む政治的なコンテキストを捨象したままで、研究力の強化を考えても解決にはならないことを確認しておきたい。

さらに国家政策が研究の現場を歪めている例として、成長分野（と目される）研究のみを重視することが、地味で短期に結果を出しにくい基礎研究の衰退につながっていること、若手研究者が「任期付き」という不安定かつ経済的に困窮する身分に置かれていることで長期的な研究が叶わず、長い目で見て優秀な研究者育成につながっていないことを指摘しておきたい。

その上で、社会人になってから米国の大学院で修士、英国で博士の学位を取得した経験をもとに、日本で大学院教育の改革に取り組んだ筆者の体験を紹介したい。

2. 大学院教育の改革

令和7年（2025年）2月の中央教育審議会答申では（以降、「答申」と略す）「大学院教育の改革」について、「社会人や学外からの進学も促進されるような多様な入学者の受け入れに取り組み、一人一人の能力を全面的に引き上げる質の高い大学院教育を推進し、大学院修了者、特に博士人材の社会的評価の向上と認知の拡大を進め、幅広いキャリアパスを開拓・拡充していくことを並行して進めることが重要である」（p.28）と述べている。

本稿で紹介する事例は、学部を基礎に持たない「独立研究科」という形態で、社会人対応を可能にする昼夜開講制により「社会人や学外からの進学」を可能にし「多様な入学者」を受け入れ、修士課程と博士課程を一貫させたカリキュラムのもとで「一人一人の能力を全面的に引

き上げる質の高い大学院教育」を推進した大学院改革である。

1）独立研究科という大学院改革

独立研究科とは、基礎となる学部を持たない研究科であり、多様な分野を融合させ分野横断的に先端的な研究を行う。およそ次の特徴を有する。

- (1) 院生数が多い
- (2) 社会人を主たる対象とする
- (3) 昼夜開講
- (4) 時代を先取りする切り口の先駆的な課題に取り組む

文部科学省によれば「独立研究科」に関わる法令の整備は昭和51年（1976年）であり、日本初の独立研究科は、東京工業大学総合理工学研究科とされる。私立大学においても次々と独立研究科が発足した。

今回、取り上げるケースは、立教大学における大学院改革の一環として1999年から学内で議論を続け、2002年4月に創設された3種類の独立研究科¹の一つである。

社会人に対応した昼夜開講制を実現するためには、土曜や夜間の授業を可能にする事務体制の整備や、図書館の開館時間延長、構内の閉門時間を遅らせるなど課題は多かった。その一つ一つを解決し、社会人が現職を継続しながら大学院に通えるよう18時からの授業を中心にした。夜間授業を2コマ行い、終了後に個別の研究指導を実施するなど教員の負担は大きかった。独立研究科は複数の学部が共同で運営することが多いとされるが、大学院担当だけではなく所属組織が複数になった場合の負担の軽減、大学院専任教員数の確保などを大学に訴えながらの運営となった。

この難題は、独立研究科としての存続を左右するので、後段で詳述する。

筆者はコロンビア大学大学院（Columbia

University, Teachers College) で英語教授法 (TESOL=Teaching English to Speakers of Other Languages)MAを取得した経験から、米国式の英語教育修士課程に物足りないものを感じ、日本独自の視点で異文化コミュニケーションとして外国語教育を幅広く捉えたいと考えており、学際的な大学院を構想した。

同時に、教員のための大学院づくりではなく、院生にとって充実したカリキュラムの構築を最優先した。「行動する研究者」の育成を目的に、「理論と実践の往還」をカリキュラムの軸とし、領域間に垣根は設けず有機的な関連を追究することで分野横断的な「異文化コミュニケーション学」の確立を目指した。

異文化コミュニケーション学を専門とする独立研究科（以降、「独研・異文化」と略す）開設当初の入学定員は30名（収容定員60名）、初年度の志願者は167名、合格者50名、手続者48名、名目倍率4.16倍、実質倍率2.53倍。

その後も高倍率が続き、大学からの要請で2004年には定員を35名に増員した。社会人の比率は、2002年度66%、2003年度73%、2004年度64%、2005年度73%と高い割合であった。

2002年度入学の1期生48名は、社会人枠での合格者が32名、一般受験で合格した社会人が6名であり、実質的な社会人は合計38名となった。教員、民間企業や新聞社勤務、編集者、公務員など多彩な現職であった。大学新卒で入学した10名のうち学内からの進学は4名であった。各学部からの志願者は多かったが、他大学からの入学者が数としては上回った。ただ、社会人受験生の中には各学部同窓生が相当数いた。

領域別の分布は、英語コミュニケーション領域が17名、異文化コミュニケーション領域13名、通訳翻訳コミュニケーション領域9名、環境コミュニケーション領域（開発コミュニケーション2名を含む）は9名であった。

圧倒的な存在である社会人院生の強い希望もあり、2004年には博士後期課程（定員5名）を設置。修士課程・博士課程を一貫してとらえ学位取得までの道程を体系化し、2005年には文科省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に採択となった²。

2) 「学修者本位の教育」

答申では、「質」の向上、「規模」の適正化、「アクセス」の確保の3点を軸に「高等教育システムの再構築」が提案されている。

特に重要である「質の向上」について答申は、「学修者本位の教育の更なる推進」「多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）」をあげ、教員の業務負担の軽減を推進して研究力の強化を図ることを打ち出している。

このうち「多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）」については、高等教育においてある程度の実績はある。

「学修者本位の教育」は、どうであろうか。学部レベルでは努力がなされており、筆者自身も立教大学における全学共通カリキュラム改革で学生中心の英語カリキュラム構築に関わった。ところが、大学院においては「研究力強化」と直結する問題でありながら、実は相当に厄介な問題を抱えているのが実態ではなかろうか。

答申では、「学修者本位の教育の更なる推進」（下線は筆者による）と述べており、これまでも「学修者本位の教育」が提案されたことが窺われる。しかし、日本の大学院で院生中心の教育が本当になされてきたのか甚だ疑問である。「さらなる推進」というよりは「抜本的な改革」の範疇に入るのではないか。

3) 欧米の例

日本の大学・大学院でのシラバスは、近年とみに重要視され毎回の授業内容や成績評価について細かい記述が求められる。多くの場合、文科省のガイドラインに沿って大学が用意した一定の様式で作成され、学修者はそれを受け入れる。

米国の大学院では以前から各科目の詳細なシラバスは常識だが、入学して初めての授業で教授が「シラバスは教員と履修生との間の契約であるから、不都合がある場合は率直に知らせて欲しい」と挨拶したことに瞠目した。

その後、日本では通訳学専門の大学院がなかったのも、海外の大学院で博士課程に入学したいと考えた。その際に受けたアドバイスは、大学で選ぶのではなく指導教授で選ぶことであった。

そこで専門分野で選んだ指導教授に英国まで会いに行った。教授はフランスの文化・社会・思想及び（英国と欧州における）公共言語政策が専門で通訳学にも造詣が深く、研究内容についての問いが中心であった。大学教授なのに今から博士論文？という質問は全くなかった。当方は指導方法や人柄などを面談で確認した。

結果として英国University of Southampton, School of Humanitiesに入学したところ、Ph.D取得までの道筋が文書で具体的かつ明快に説明されており、研究計画が立てやすく助かった。

正副指導教授による丁寧かつ的確な個別指導に加え、指導教授以外の教員が複数出席しての研究進捗報告会など折々に関門が設けられていた。最後の関門であるviva voce（米国のdefenseに相当する最終面接試験）では、学外から専門家が主査として入り長時間にわたって論文内容について質問があり学術的な討論といった趣であった。指導教授は発言を許されず同席するのみ。学内から他分野の教授が副査として入る中、副指導教授は同席も許可されない。このような公正確保の仕組みを日本の大学院でも参考にしたいと感じ入った。

4) 修士課程と博士課程の一貫性

答申では「修士・博士5年一貫プログラム構築（特に自然科学系）」「学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）」を提唱しているが、「研究力を強化」するためには自然科学系、人文社会科学系を問わず、博士前期課程（修士）を充実させ博士後期課程へ院生を導き、博士論文提出までのプロセスを明確に可視化することが不可欠である。

3. 理想を追求してのシステム構築

「独研・異文化」を構想した際の主目的は、「院生のための大学院」を創ることであった。伝統的な日本の大学院で多い、指導教授の研究室に所属する院生が教授に取り込まれるような徒弟制度的な教育を打破し、「院生一人一人の能力を最大限高め」「教育研究の質の向上を図る」ことを目的に、幾つもの新機軸を打ち出した。

1) 複数指導体制

第一は、「複数指導体制」である。大学院設置基準には、「〇合」と「合」の教員配置が求められており、これは複数の教員での研究指導を念頭においていると考えられる。ただ実態としては、教授が率いる研究室において「合」教員は補佐的な役割が多い。

独立研究科には最低3名の「〇合」と3名の「合」教員が専任として必要であった。「独研・異文化」は万全を期し6名の「〇合」教員、「合」3名（教授2名、准教授1名）で審査を受け認可を得た。

設置後は「〇合」「合」教員9名全員を活用し、研究指導のあり方を従来型から脱皮させるため複数の教員配置体制を整えた。

● 正副指導教授による複数指導体制

正指導教授と副指導教授の二人で一人の院生を指導する制度を導入した。

これは一人の教員によって院生の命運が左右されない為の工夫である。

● 研究科教員が全員で院生の教育研究に責任を持つ為の仕組み

構想発表会、中間報告会、進捗報告会（後期課程）、予備論文制度（前期・後期課程とも）、修士論文審査会、博士予備論文審査会、博士論文審査会のすべてに研究科の全専任教員が参加することを原則とし、修士論文・博士論文執筆のプロセスを報告する「構想発表会」「報告会」では、指導教授以外の教員が自由にコメントをすることで論文の質を確保した。

● 博士論文提出後の面接試験（viva voce、defenseに相当）には必ず外部の専門家が入り、中心となって審査。その結果を尊重しつつ、最終的な可否決定には全専任教員が参加することで研究科としての責任を明確にした。

● 毎週の「異文化コミュニケーション」科目（必修）において、院生と専任教員の全員が一堂に会し、教員が持ち回りで自身の専門について講義することで、異文化コミュニケーション学の領域横断性を共有した。

2) 4領域横断

第二は、「領域横断」を制度化した。

- 院生は研究科が設けた4領域のどの科目も履修可能であり、他領域教員の指導も受けられる「領域横断」を認め、修士課程では入学後の指導教授変更と専門分野変更を可能にした。
- 公益財団法人キープ(KEEP)協会との連携により修士1年の合宿を清里で実施し、研究科の理念について入学者の理解を深めることを目指した。
- 研究と実践の往還を具現化するため「リサーチワークショップ」科目を各領域に設置した。

この指導体制は教員にとって仕事が増えたが、入学者には極めて好評であった。修了生はいまだに「異文化コミュニケーション」科目で異なる分野の教員の講義を聞くことができ、多様な教員から指導を受けることが可能な仕組みのおかげで、当初考えていたのとは違う進路を選ぶようになった恩恵を語っている。

例えば、現役の小学校国語教諭が環境教育をテーマに学位論文を執筆、大学教授として環境分野で活躍。又、英語学校講師が異文化コミュニケーションを学びたいと修士課程に入学、博士論文では多文化チームについて執筆、異文化コミュニケーション学専門の大学教授になるなどの成果を生んだ。

3) 多言語構想

設置準備中から多言語を対象とする言語コミュニケーション領域を構想していたが、人材確保と学内調整に手間取ることから、当面は英語で開設した。

初年度から常に、志願者が希望する分野は、言語にとらわれない異文化コミュニケーション領域と環境コミュニケーション領域が多く、特に社会人にその傾向が強かった。通訳翻訳コミュニケーション領域も好調であり、台湾・中国・韓国、タイ、米国、英国など海外からの応募が増えた。これは、英語教育なら教員養成系大学院が他大学に存在するのに比べ、他の3領域は「独研・異文化」がオンリーワンであったことによる。志願者・入学者が専門とする言語は多岐にわたり、国語教育・日本語教育の専門家も含まれていた。

従って2006年度からは「英語コミュニケーション」領域を「言語コミュニケーション」領域に変更。科目名称も英語ではなく「言語コミュニケーション」に統一し、「通訳翻訳特論」担当に中国語通訳者を依頼するなど、多言語的な視点の導入を実現した。

「言語コミュニケーション」領域に変更。科目名称も英語ではなく「言語コミュニケーション」に統一し、「通訳翻訳特論」担当に中国語通訳者を依頼するなど、多言語的な視点の導入を実現した。

4) アドバイザリー・ボード

外部評価を得るため、アドバイザリー・ボードを設置した。アドバイザリー委員の専門は、教育学、社会言語学、社会学、文化人類学、環境学、環境教育、通訳学、異文化経営学、国際協力など、研究科の学際性を反映した。

5) 博士後期課程の増設

独立研究科は大学の方針により修士課程で発足したが、「独研・異文化」は後期課程について「設置趣意書」で言及している上、社会人院生の博士課程進学希望が極めて強いことが判明した為、大学側と折衝し紆余曲折を経て2004年に後期課程設置が実現した。

定員は5名。志願者が多く狭き門となり、修士課程からの進学が叶わず浪人する院生もあり、他大学や海外の修士課程からの受験者も少なからずいた。

初年度に合格した5名は全員が修士課程から進学の社会人であった。

他の2独立研究科も結局、博士後期課程を増設するに至り、社会人対象の独立研究科は修士課程のみ、という当初の想定は覆されたことになる。

6) 開設後の成果

● 「大学院GP」採択

2005年度文科省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に、「持続可能な未来へのリサーチワークショップ:異文化コミュニケーション学構築をめざして」を申請し採択された。「持続可能な未来」と「臨床の知」をキーワードに、4領域における「リサーチワークショップ」科目を再編し、「実践RW」「理論RW」「ドクターRW」として体系化した。申請に当たっては、「複合新領域」「社会学」を選択し、審査は「社会学」で行われた。

● 科学研究費採択

2006年には「持続可能な未来のための異文化

コミュニケーション学:明日の国際理解教育への試案」(基盤B)が文科省科学研究費に採択された³。

● 学会設立

2003年、立教・異文化コミュニケーション学会(RICS)設立。各専門分野での将来の学会活動に備える意味で、運営は院生が主体となり、年次大会では修了生・院生による研究発表及び内外の専門家を招いての基調講演を実施。学会誌『異文化コミュニケーション論集』を発行した。

● 公開講演会・シンポジウム・セミナー

国内外から多種多様な講師を招き、開設前年の2001年度から2015年度までの開催は83回に達した(日本学術会議、立教大学ESDセンター等との共催を含む)。

● 出版活動

ユネスコ「環境教育」ウェブ教材を、研究科の環境コミュニケーション領域と通訳翻訳コミュニケーション領域の共同作業として日本語訳。『持続可能な未来のための学習』として2005年に立教大学出版会から刊行した。

創立10周年には『異文化コミュニケーション学への招待』(2011年、みすず書房)を出版した。

● その他

民間産業からの委託研究、産学連携、国内外の他大学との研究交流や招聘研究員・客員研究員の受け入れ等々を実施した。

4. 独立研究科と新学部

順調に進んでいるかに見えた「独研・異文化」だったが、好事魔多し。「異文化コミュニケーション」という分野が注目を集めたことが裏目に出たのか、2期目の大学執行部は、研究科と同名の新学部を設置する計画を発表した。当然ながら独立研究科としては同一名称に強い反対を表明した。

理由は次の3点である。

- 1) 既存機関と同じ名称を、内容の異なる後発の別機関が、既存機関の意向を無視して名乗ることは組織論上、あり得ない。
- 2) 教育理念や目的の異なる新学部を介して現在の独立研究科に干渉、影響、拘束を与える提案は、独立研究科というユニークな試みを封殺し、研究科の主体性を損ない、研究科の

将来の発展を阻害するものである。

- 3) 研究科は幸い、志願者を多く集め、学外での評価も高いが、この水準を保つ為の方策は、これまで通り独立研究科という組織を堅持することである。

新学部に所属予定の教員が、教養教育の全学共通カリキュラム担当者を中心としていることから、新学部構想の内容が言語教育中心であり、「独研・異文化」の理念や目的、教育内容と全く異なることが学内で指摘されたし、新学部名称としては他に複数の候補があったことから、同一名称にすることに対して異論はあった。

ところが大学執行部は、「異文化コミュニケーション」という名称に強いこだわりを示した。

「独研・異文化」創設者2名が当初、全学共通英語カリキュラム改革を担う人材として着任したことから、学内で独立研究科設置の議論が始まった頃、大学執行部は「全学共通カリキュラムの発展形としての大学院」と謳った。それは学内を説得するには有効な表現であったが、「発展形」の内容は曖昧であった。設置構想を練り上げ設置申請をした頃には、「独研・異文化」カリキュラムは英語教育をはるかに超えた理念や教育内容に「発展」していた。残念ながらその「発展」内容は十分に理解されていないようであった。

学内で独立研究科設置が議論されていた2年間、「独研・異文化」が環境教育を包含することに反対が強かったこともあり、言語コミュニケーションに軸足を置いて開設に至った。やがて2005年度『魅力ある大学院教育』イニシアティブに採択となった「持続可能な未来のための異文化コミュニケーション学の構築」にみられるように、「独研・異文化」の研究教育の重要な部分を環境コミュニケーション領域が担うようになっていた。さらに言語コミュニケーション領域の内容も言語人類学や社会言語学が主要分野であることから、新学部の名称が独立研究科と同じなら、「独研・異文化」の基本コンセプトやカリキュラムを参考にするべきだという意見も学内の会議では出た。しかし、大学執行部は異文化コミュニケーションの理論的基盤などには関心がないようで、新学部

のカリキュラムを所属予定の英語教員に一任する方針を貫いた。すなわち、同一名称でありながら、新学部の内容と「独研・異文化」の内容は甚だしく乖離することとなった。ここに、その後、新学部が大学院設置を望んだ際に両組織が歩み寄れなかった原因がある。

3 独立研究科の将来構想を検討する委員会は、独立研究科の持続的発展と教員の確保という課題と、「学部との関係のなかで将来構想をどう描いていくかという課題」とは密接に結びついていると指摘し、「独立研究科が学部の上に移設された後も、専攻ではなく研究科としての自立性を保持し、それに対応する事務組織を保持することが重要である」と提言した。

最終的に総長は、新学部開設後も「独研・異文化」の独立継続を約束することで学内の議論を収め、新学部は「独研・異文化」と同一の名称を冠して2008年に設置された。

5. 「独研・異文化」の末路

学内の独立研究科構想委員会答申で、独立研究科は学部との関係において「専攻ではなく研究科としての自立性を保持」することの重要性が指摘され、他の2研究科は2025年現在に至るまで独立を保持している。しかし「独研・異文化」だけは独立が維持されず、独立研究科としての要素を全て失い、一専攻として学部の大学院に吸収され、その存在が消えるに至った。

これは一体なぜなのか、検証してみる。

1) 「高い壁」

次の新総長は、「独研・異文化」の特異性を認識し、独立研究科と学部との分離独立を図った。両組織の間に「高い壁」を設け、事務体制も異なる別組織として「社会人を受け入れる昼夜開講制、院生中心の修士・博士課程を一貫させたカリキュラム、先端的な研究」を存続させようとしたのである。

しかし異なる組織が同一名称を有するという根本的な問題は解決せず、新学部が大学院の新専攻設置を要求したことで軋轢が先鋭化した。新専攻設置等検討委員会は2010年から検討を重ねたが、目的や内容が全く異なる大学院の違いは大きく、歩み寄りとは双方にとって受け入れ難いものであった。

筆者の定年（2011年3月）以降、後任の研究科委員長となったもう一人の創設者は、分離の壁を守ろうと孤軍奮闘したが、独立研究科であっても学部と全学共通カリキュラムを兼務する「独研・異文化」教員の疲弊感は増していた。

2) 「3重所属による過重負担」

開設前から「大学院・学部・全カリ（全学共通カリキュラム）との3重所属による過重負担」は危惧されており、「独立研究科将来構想検討グループ」は2004年、総長に対する答申で、「全カリ英語科目担当教員4名の独立研究科・学部・全カリへの三重所属による超過負担を解消するために、全カリにかかわる行政を免除する等の工夫が必要である」と指摘。全カリ教員は「独立研究科8コマ、学部2コマ、全カリ4コマ」とする教学条件を提案した。

2006年には定員増と引き換えに「独研・異文化」は大学院を主たる所属とする教員1名が承認されたが、念願とした独立研究科専任教員全員の受け入れにはつながらなかった。

3) 新設学部との合併

学内での議論は続いたが、同一名称の大学院と学部が別組織として存在することは分かりにくく、対外的にも説明が難しい状況になってきた。加えて肝心の「独研・異文化」教員は、創設者ほど過重負担に耐える情熱を保つことができなくなり、2012年度末くらいには独立よりは学部と合体し負担を軽くする策を模索し始めた。

2015年、新設学部との合併が学内で承認され、立教・異文化コミュニケーション学会(RICS)は同年10月の臨時総会において解散を議決した。

合併とはいえ事実上の吸収であり、2016年4月に「独研・異文化」は学部にも所属する通常の大学院の一つの専攻となり、昼夜開講制・4領域横断・複数指導体制を含む独特の理念とカリキュラムは完全に消滅した。

4) 修了生という成果

「独研・異文化」修士号取得の1期生27名のうち、「独研・異文化」後期課程進学は6名、東京大学大学院研究生1名、早稲田大学大学院後期課程進学1名、大学職などに転職6名、キ

キャリアアップが3名、学部新卒者は開発NGOや国際特許事務所などに就職した。

独立研究科としての使命が終わった2016年3月までに、「独研・異文化」の修士号取得者は430人、博士号取得者は18名（うち論文博士1名）。各大学の教授・准教授、グローバル企業で通訳職を継続している環境人文学研究者など、「独研・異文化」での学びを各方面で生かし学際的な異文化コミュニケーション学の牽引役となっている。「博士人材の社会的評価の向上と認知の拡大を進め、幅広いキャリアパスを開拓・拡充」を実現したと言えよう。

5. 「院生中心」と「教員の負担」のジレンマ

理想を追求して14年。花火のように輝いて消えた「独研・異文化」の軌跡を振り返って見えてくるのは、院生を中心に考えることは大前提であるものの、院生にとって有意義な教育研究環境を教員の犠牲的な献身と努力だけに頼って実現するのは至難だという厳しい現実である。

大学として支援する方策が欲しいところだが、少なくとも私立大学は経営の観点や、規模からいって学部主体にならざるを得ず、教員を大学院だけに所属させることは困難であった。結果的に専任教員は学部と大学院双方に所属することになるし、全学共通カリキュラムを支える言語教員は、3種類の組織における教育と業務を兼務する3重所属になった。

通常規模の大学院と異なり独立研究科は収容定員が多い上、社会人が仕事を続けながら大学院に通えるよう昼夜および土曜開講としたことは院生にとってはありがたい制度であっても、教員にしてみると学部も大学院も担当し土曜日も院生の研究指導でつぶれ、両方の入試を担当するなど、負担感が相当に重かったのは否めない。

負担軽減について大学ができることは人件費を考えれば限定され、何らかの政策的な支援が望まれる。「魅力ある大学院GP」や科学研究費などの競争的資金を獲得しても、業務が却って増える面もあり、教員の負担軽減には結び付かなかった。

大学院改革を目指して突き進んだ創設者が研究科を離れた後、残された後継世代の教員は

負担軽減を希求し、独立研究科ではなく、学部所属の通常型大学院に吸収合併される道を選ぶに至った。

その際に学内での説明で使われたのは「学士・修士一貫教育」という大義名分であった。

「独研・異文化」の理念である「理論と実践の往還」、教育目標である「行動する研究者」の文言だけは併合説明文書に使われたが、教員の負担軽減が主たる目的であった為、「独研・異文化」のような院生主体の教育プログラムを継続するのは無理であったし、社会人対応のための昼夜開講も消え去った。

「独立研究科」という基礎学部を持たない形態は大学院改革の一端であり、学部から独立した本来のgraduate school⁴を体現していたが、日本の私立大学が置かれた状況では持続可能が難しく、広く受け入れられることはなかったように思う。

6. 高等教育改革に必要なこと

大学院改革に本気で取り組むには、政策を並べ大学に期待するだけでは実効を挙げ得ない。教員の負担を軽減しながら院生のための教育プログラムを展開し、研究成果も上げるには、適切な形で高等教育政策としての支援が欲しいところである。

無論、日本の急激な人口減少がもたらす影響は多大になろう。すでに少子化で志願者が確保できず募集停止になる大学も出てきている。国の財政難で教育予算がどうなるかも先行き不透明である。

しかし、人口減少に向かう中で社会にとって最大の課題は人材確保である。多様な分野で活躍する人材は必ず必要となるので、高等教育が果たす役割が減じるわけではない。大学・大学院が生き残るには、優れた人材を育成することである。それには、学生にとって魅力があり夢が抱けるカリキュラムを提供するしかない。大学が入学者を選ぶのではなく受験生が大学を選ぶ時代に、学生・院生を中心にした教育内容への変革は当然である。

大学院に限らず、高等教育という広い視点で俯瞰しても、学部改革に取り組もうとする気概ある教員は存在するし、新学部革新的なカリ

キュラムを導入し学生主体の教育を推進しようとする意欲に溢れる教員もいる。

だが往々にして、パイオニア教員の理想や情熱が他教員に共有されず、過重負担だと感じる疲弊感、学生の教育が優先され自分の研究が思うようにできないと考える不満感が鬱積し、大学経営陣の関心が薄れ支援が減少した途端に反発の声が増大する。完成年度に達する頃にはカリキュラム見直しと称して、斬新な（しかし教員にとっては負担になる）尖った仕組みは

徐々に削られ、（教員にとって居心地の良い）

「ふつうの学部」に逆戻りする例がそこそこにある。

日本も世界も揺れ動いている激動の時代にあつて、未来は不確実な部分が多い。高等教育がどうなるかも未知である。それでも、それだからこそ、大学院や学部が置かれた大学の現実を見据えた上で、抜本的な改革が持続可能となるように支援する、長期的視野に立つ高等教育政策が求められる。

- 1 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科（2024 年「社会デザイン研究科」に名称変更）/ビジネスデザイン研究科/異文化コミュニケーション研究科
- 2 平成 17 年～19 年「「持続可能な未来へのリサーチワークショップ：異文化コミュニケーション学構築をめざして」文部科学省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」

- 3 平成 18 年～21 年「持続可能な未来のための異文化コミュニケーション学：明日の国際理解教育への試案」文科省科学研究費基盤 B
- 4 寺崎昌男(2017)「講演：大学院教育の課題と可能性—歴史と調査をもとに考える—」、総合研究大学院大学 学融合推進センター主催 第 12 回大学院教育研究会『大学院教育に何かできるのか』講義録（2016 年 12 月における講演）

6. 学校法人におけるガバナンスの諸課題

岩尾 洋（大阪市立大学 名誉教授、前四天王寺大学 学長、(一財)日本開発構想研究所 理事）

学校法人は法律にのっとり、私立の幼稚園、小中学校、高等学校、大学などの設置や運営を行う公益法人のひとつであります（図1）。今回は主に大学のガバナンスについて考えたいと思います。国公立大学は経費の大部分が税金により賄われていることとは異なり、学校法人は授業料などの納付金等により経費の大部分を自力で調達しています。学校法人の成り立ち

は各学校法人により異なり千差万別です。それゆえに私立学校法等により学校法人はガバナンスに関して大きな自主性を担保されていると同時に公共性も重視されています。私の極めて少ない経験をもとに学校法人のガバナンスについて考えてみたいと思います。もとより多くの学校法人には当てはまらないことが多くあることと思います。

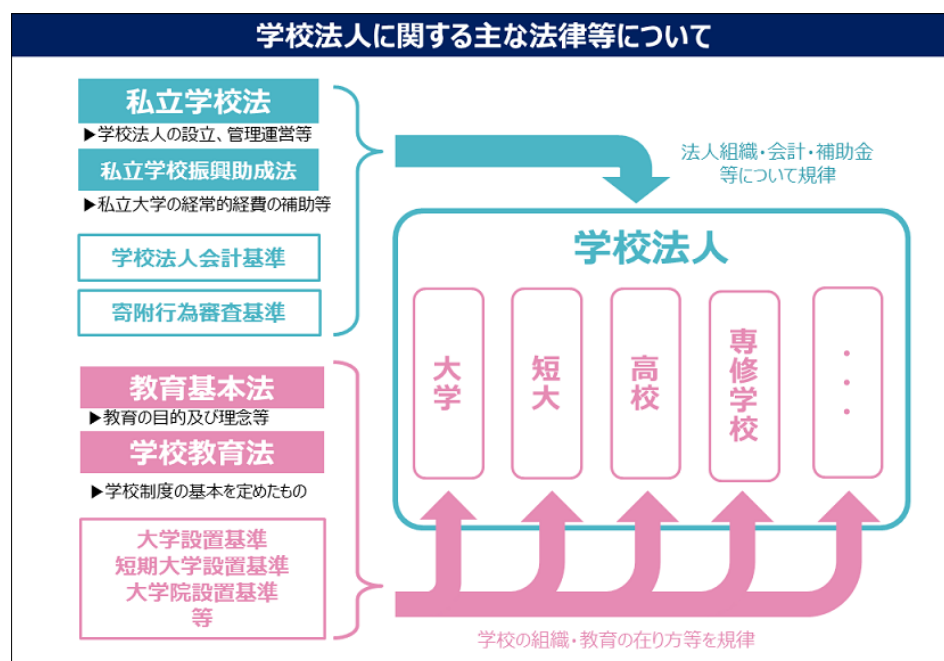


図1：文部科学省・私学助成の充実：私学助成の充実：文部科学省

ガバナンスには大きく分けると教学面に関することと、経営面に関することがあります。教学面は教員が中心に、経営面は経営者がかかわっています。教員の多くは教育と研究を中心に経験し、経営面に係ることはあまりありませんし、経営者が教学面にかかわる経験をすることも多くはありません。経営的には在学生からの納付金等が大きな財源となっていることから定員充足は最大の問題です。このことに対する教員の十分な理解を得ることが重要であり、大学の魅力を生み出して、どのように受験生に伝えていくのかなどの定員充足に向けた大学の取り組みへの協力が不可欠となります。

1 私立大学も文部科学省の方針におおむね左右される

学校法人も国立大学や公立大学と同様に公教育を担っています。文部科学省からは、私学助成として令和7年度は約4,000億円、そのうち大学へは私立大学等経常費補助として約3,000億円が日本私立学校振興・共済事業団を通じるなどとして学校法人への補助がなされています。さらに、税制上の優遇措置がとられています。多くの私立大学では、この私学助成は収入源の一つの柱となっています。令和7年度私学助成の中に、令和7年中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上への未来像～高

等教育システムの再構築～」を受けた予算案を文部科学省は出すことにより私立大学が来

るべき急速な少子化に備えることを促しています（図2、図3）。

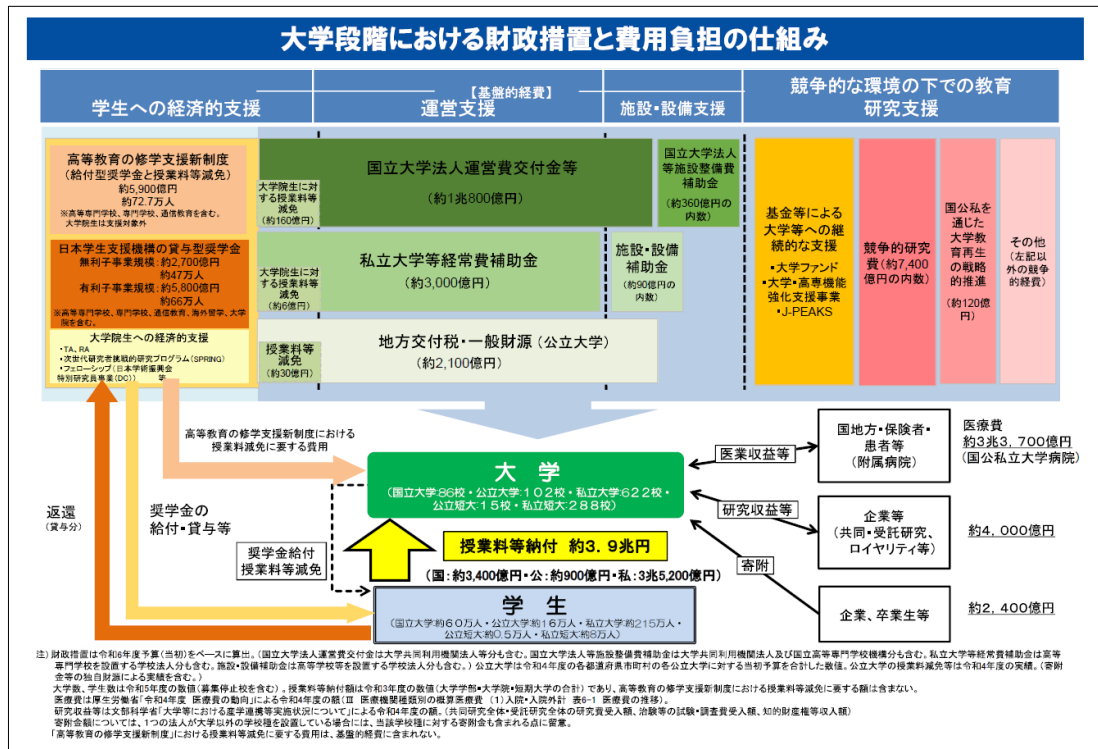


図2：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）関係データ（4）

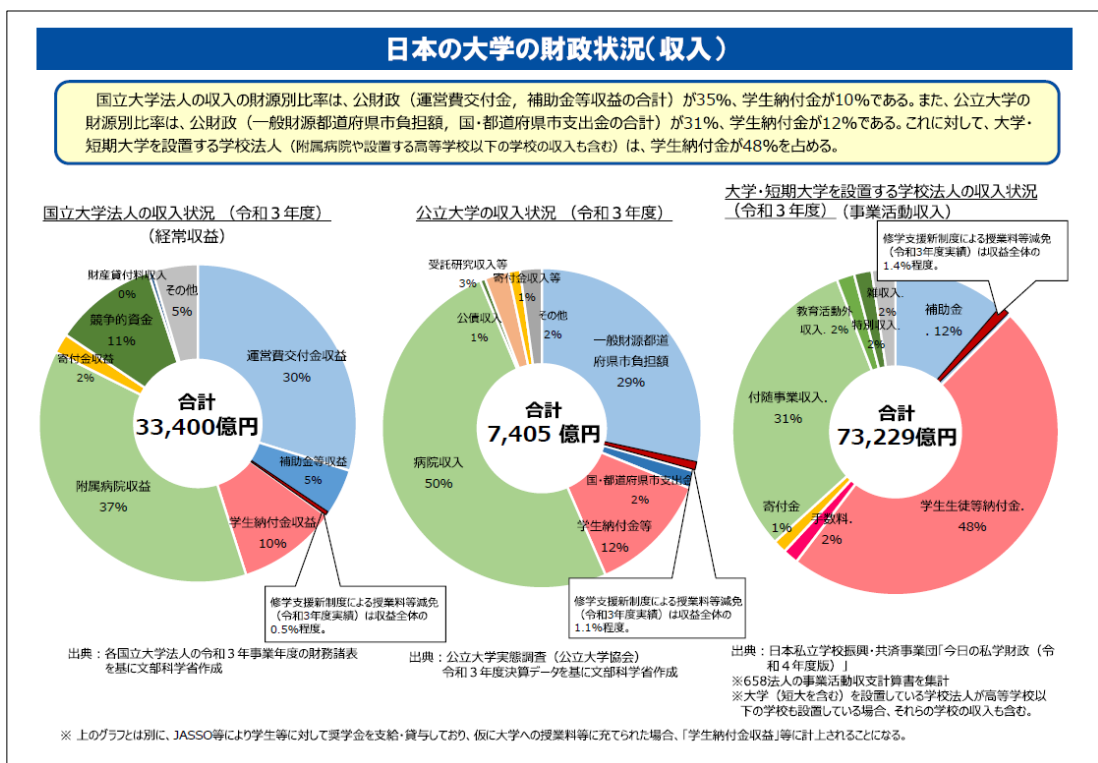


図3：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）関係データ（4）

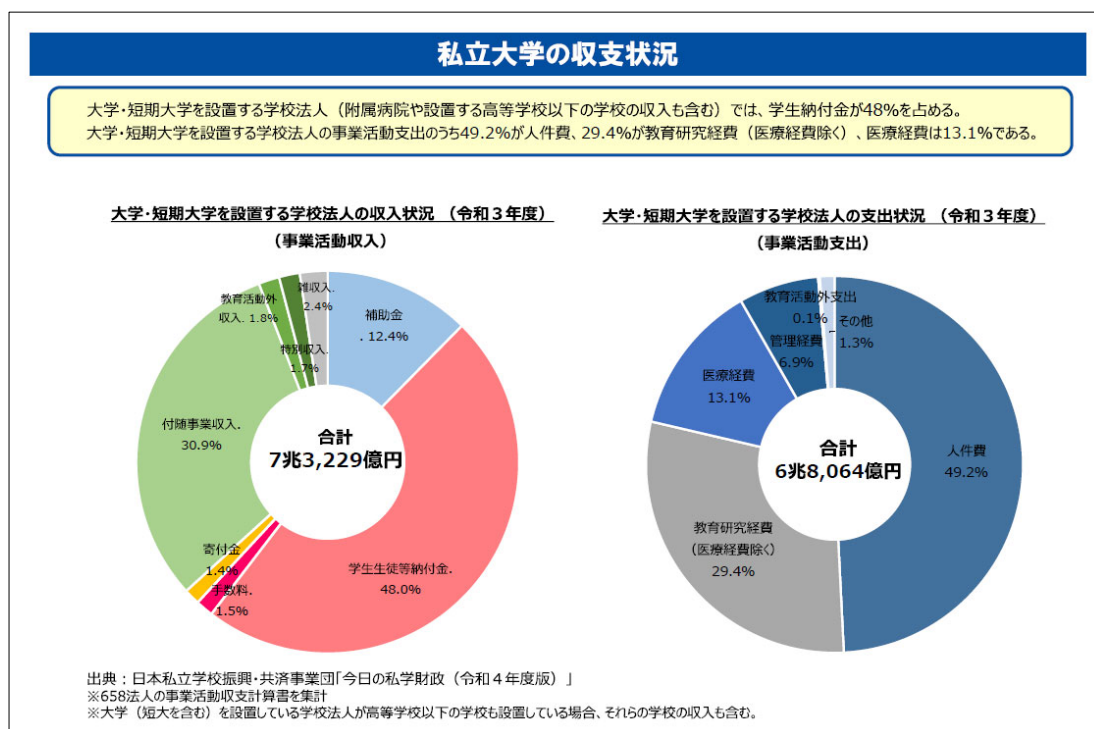


図4：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）
関係データ（4）

各学校法人は、授業料等を大きな財源としながら文部科学省からの補助金を得て経営を行い、各法人が建学の精神に則りより良い教育をする事が期待され、国立大学や公立大学より大きな自主性を与えられています。自主性という状態は非常に良いように思われがちですが、現実にはとても大変である反面やりがいのある側面を持っています（図4）。

偏差値教育が行き渡っている大学入試の結果、国公立大学と一部の私立大学を除けば、私立大学に入学してくる学生の偏差値には大きな幅があります。教員は授業を行うにあたり担当授業科目の学生の学力を事前に調査しておく必要があります。例えば、数学の知識が必要な授業前には二次関数などの知識と理解がどの程度あるのか、化学の知識が必要な授業前には周期律表を理解しているかなどの入学後の大学での教育に必要な知識がどの程度備わっているかです。そしてどの学力を持つ学生層を中心に授業を展開するかを考えて準備する必要があります。高学力の学生にはつまらない授業になりますが、その点をいかにカバーできるか。低学力の学生にはどのようなフォローが必要かを考える必要があります。つまり多くの

私立大学は、国公立大学より学生の教育に時間とコストがかかることとなります。そこで限られた財源の中から資金を出して外部機関からの教育支援を得て、なおかつ学校法人独自の教育を展開することとなります。例えば、私立大学の医学部や看護学部では国家試験に備えて体系的に外部講師の補習授業を行っています。国家試験の合格率はその大学への志望動機に大きな影響を及ぼす要素の一つだからです。ここでも予算措置が必要なことと、修学状況の把握と分析が必要なことから教職員と経営者との協力関係が求められます。

2 入学定員について

大学単独ではなく小学校、中学校、高等学校などをも経営している学校法人が多く見られます。学校法人の経営状態はその全体の収支バランスにより決まります。大学が定員割れとなり、赤字となったとしても、他の小・中・高等学校が黒字であれば、収支の面からは学校法人としては大きな問題とはなりません。私立大学の収入の少なくとも50%以上は授業料等の納付金です。また、支出の約50%は人件費であることから急激に人件費を縮小することが困難

です。このことから私立大学の収支を考えると、定員の充足率は収入への大きな要因となります(図3、図4)。日本私立学校振興・共済事業団「令和6年度私立大学・短期大学等入学志願動向」の入学定員充足率の分布をみると、大学598校中43校が充足率50%未満、17校が50%台で、全体の約10%の大学が定員充足率60%を割ることになります。経営面からみると重要な問題で、今後この傾向が加速するのではないかと危惧されています。

近年になり高校生の急速な短期大学離れが進行しています。令和6年の入学者数は約32,000人で、入学定員充足率は約70%となり、272校中249校が定員割れとなっています。大学と短期大学の両者を併設する学校法人では短期大学の大学への統合を進める所が増加しています。教員資格の問題はありますが、大学及び短期大学両者の教員の理解と協力が重要な課題として存在します。

大学の規模でみると、学生数4,000人未満の小規模大学と、4,000人以上の中規模大学・大規模大学とを比較した日本私立学校振興・共済事業団「令和6年度私立大学・短期大学等入学志願動向」を見ると、令和3年以降から小規模大学の入学定員充足率は100%を切っています。経営面から考えると既設学部・学科の入学定員を増やすことや、新設学部・学科の設置を模索しますが、設置認可に高いハードルがあり簡単にはいきません。この傾向は地方都市の大学ほど著しいと思われます。いかにして定員充足率を上げるかの一つの方法として大都市近郊から都市中心部への大学キャンパスの移転、もしくは新設が約10年前から始まっています。

定員充足の大きな追い風として、国は2020年4月から高等教育の修学支援制度が実施されています。この修学支援制度によって、大学進学率が上昇傾向にあることは確かです。この制度を受けている学生は私立の高等教育機関に多く、個々の大学で比較しても国公立大学に比べて私立大学での修学支援を受けている学生の比率は高いと考えられます。しかし、2024年度から「直近3年間の収容定員充足率が8割未満」の大学・短大、高専は原則として支援対象ではなくなります。令和6年の単年度を見ると私立大学の182校の入学定員充足率が80%未満でし

た。年次進行に伴い修学支援制度を受けることができない大学が増加すると予測されます。このような大学には受験生から見た魅力が一つ欠けることになります。

3 定員の充足について

令和7年に中央教育審議会答申が出され、急速な少子化の進行、新型コロナウイルス感染症後の遠隔教育などの教育システムの変化、国際社会情勢の変化、AI技術革新などへの対応が示されました。特に、学校法人に関しては、急速な少子化の進行による18歳人口と大学進学者数の減少は経営に直結する重要な問題です。これまで学生の定員数を充足するために情報科学分野や文理融合を目指した既存学科・学部の再編や新学科・学部を設置が行われて来ました。このような対応が出来るには財政的な余裕のある学校法人であることが必要と思われます。中小規模の多くの学校法人は限られた財源をもとにできる改革を模索しながら定員確保を目指しています。

定員充足と18歳人口の今後の推移は、学校法人にとって非常に重要であります。日本の総人口の減少が報じられ、その結果としての18歳人口の減少は約10年以上前から指摘されています。公立大学から私立大学に転職して、18歳人口予測を初めて具体的な数値として目にした時の衝撃は忘れられません。大規模な私立大学以外は生き残れるのだろうか、ぼんやりと不安に感じたことがいよいよ現実になりつつあるように感じます。

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移(図5)を見ると、18歳人口は2024年から2033年ころまで緩やかに減少し、2034年から急激に減少が加速すると予測されています。これに伴い高等教育機関への入学者数も変化していくと考えられます。2035年に約100万人から2040年には約70万人へと減少します。2025年6月5日に最新の人口動態調査結果が発表され、出生率が70万人を初めて割り込み、将来の人口減少が予測よりも早まることが予測されています。

全国的にみると、2024年5月1日現在の高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)は1168校。その内、大学は813校あり、国立が86校、公立が103校、私立が624校で全国の大学の

76.8%を占めています。大学の全国の高等教育機関学生数は約272万人で、私立に約78%の205万人が在籍しています（図6）。

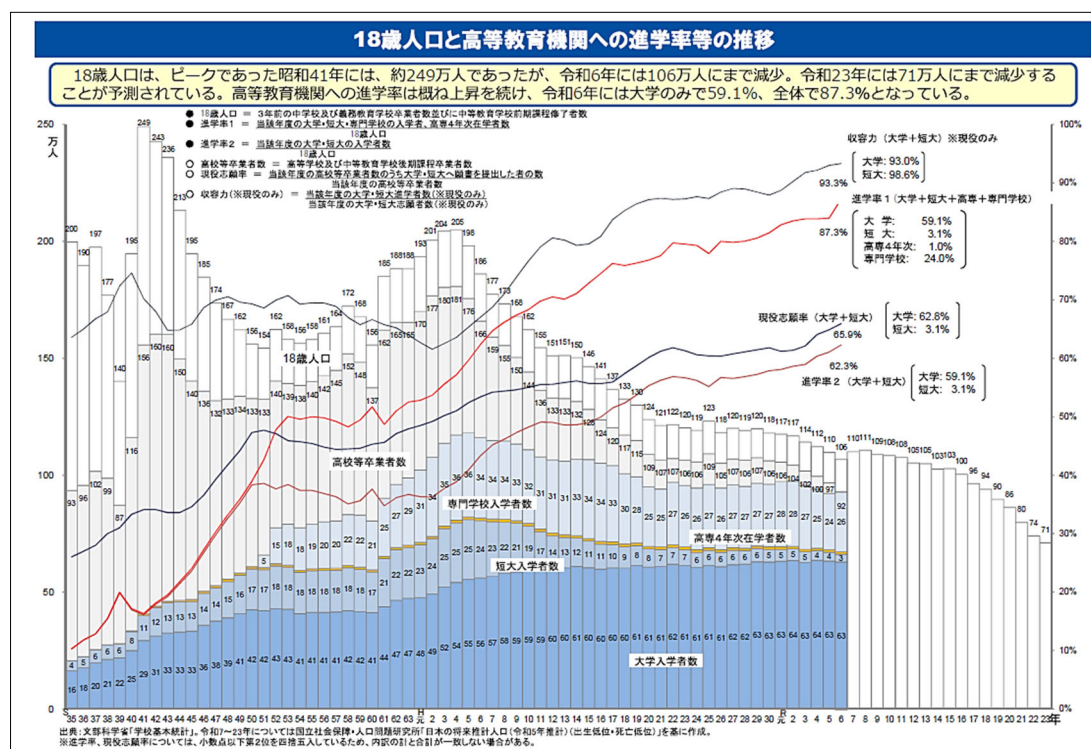


図5：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）
関係データ集（1）

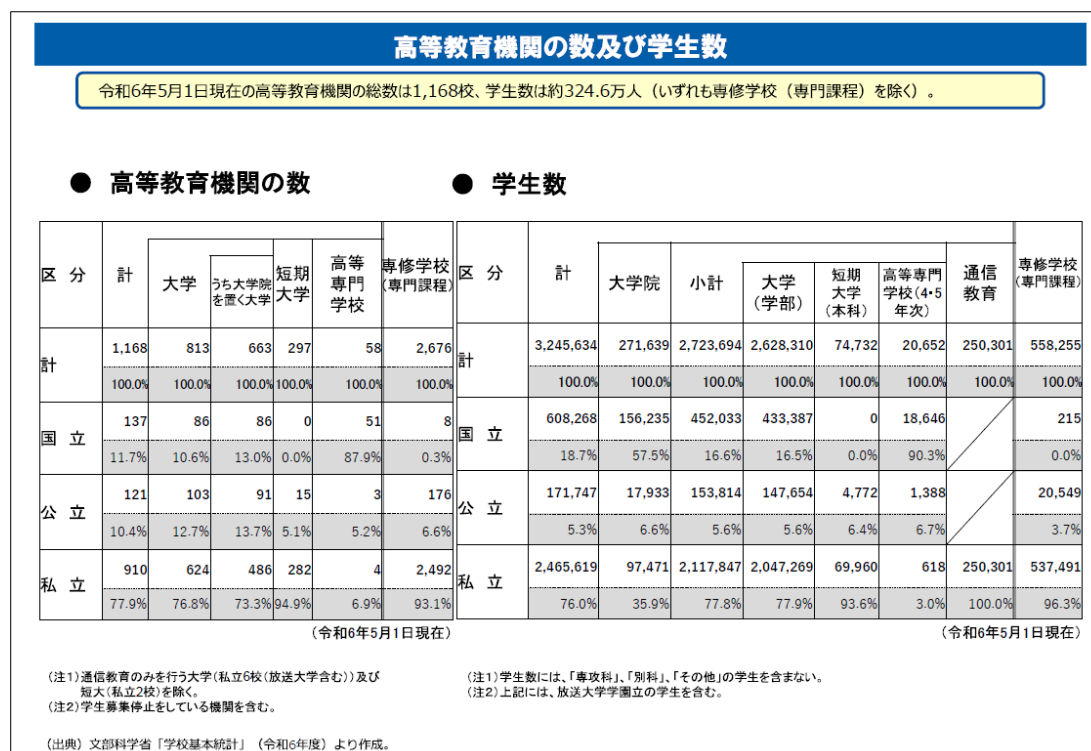
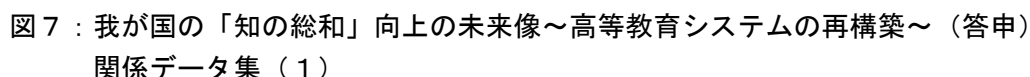


図6：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）
関係データ集（2）

45.6%でした。2024年には男性が61.9%で、女性は54%でした。約10年で女性の進学率は約10%増加しました。この傾向は今後も続くものと思われます。



その中で大都市圏周辺地域の大学の定員増や新設学部の設置は制限されてきましたが、地方都市での状況の回復にはなかなか難しいように思います。

このような状況を予測して大都市中心地へのキャンパスの進出が約10年前から始まっています。入学者の大都市圏への集中と、地方都市の学校法人・大学への入学者の減少に対してはこれまで色々な施策が講じられて来ました。

少子化の影響は一番初めに小学校に影響が出始め、年ごとに中学校、高等学校、最後に大学に出てきます。文部科学省 私立学校・学校法人基礎データ 「私立学校・学校法人に關す

る基礎データ」によると、令和4年の状況では、小学生の1.3%が、中学生では28.9%が、高校生では34.3%が、大学生では74.7%が私立の学校に在籍しています（図8）。平成4年を境に私立学校に在籍する短期大学生数、高等学校生数と幼稚園生徒数が急速に減少してきています（図9）。このような状況の中で大阪府では

2025年からすべての家庭の高校無償化が始まりました。大阪府では公立高等学校から私立高等学校への入学者数の緩やかなシフトが起きている。将来の進学を考えると、私立高等学校への選択を有利にしているように思います。

私立学校の状況						
	学校総数			在学者総数		
		うち私立学校	割合		うち私立学校	割合
大学・短期大学	1,116	915	82.0%	3,025,676	2,261,295	74.7%
大学	807	620	76.8%	2,930,963	2,171,692	74.1%
短期大学	309	295	95.5%	94,713	89,603	94.6%
高等専門学校	57	3	5.3%	53,511	1,676	3.1%
特別支援学校	1,171	15	1.3%	148,633	875	0.6%
中等教育学校	57	18	31.6%	33,367	7,080	21.2%
高等学校（全日制・定時制）	4,824	1,320	27.4%	2,956,909	1,015,164	34.3%
義務教育学校	178	1	0.6%	67,799	228	0.3%
中学校	10,012	780	7.8%	3,205,226	246,337	7.7%
小学校	19,161	243	1.3%	6,151,310	79,882	1.3%
幼稚園・幼保	15,776	11,894	75.4%	1,744,277	1,530,973	87.8%
幼稚園	9,121	6,152	67.4%	923,089	807,572	87.5%
幼保連携型認定こども園	6,655	5,742	86.3%	821,188	723,401	88.1%
専修学校	3,049	2,859	93.8%	635,568	612,906	96.4%
各種学校	1,046	1,041	99.5%	102,108	101,664	99.6%

（令和4年5月1日現在）

図8：文部科学省 私立学校・学校法人基礎データ 「私立学校・学校法人に関する基礎データ」 <https://www.mext.go.jp/content/000220510.png>

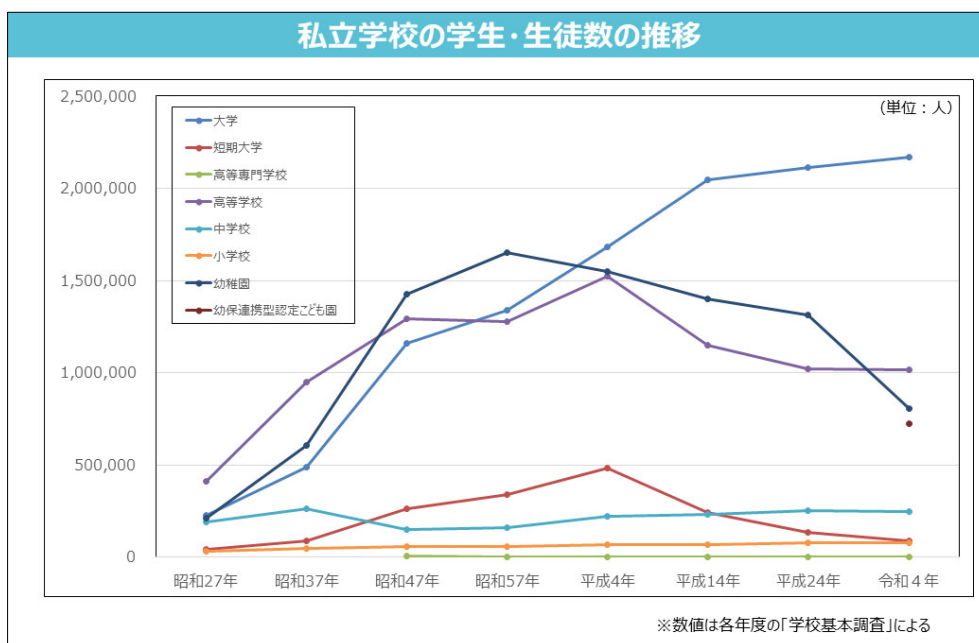


図9：文部科学省 私立学校・学校法人基礎データ 「私立学校・学校法人に関する基礎データ」 <https://www.mext.go.jp/content/000220513.png>

7. 地方における大学の存立可能性を考える

田村 秀（長野県立大学 教授）

1 はじめに

中央教育審議会の「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下「答申」とする）が2月に出され、この内容を具現化するために様々な検討組織が立ち上がった。

筆者も、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」（以下「検討会議」とする）の委員として議論に加わっている。この会議は、私立大学の振興に向けて、私立大学に期待される役割を明確化し、その役割を果たしていくための具体的な方策等に焦点を当てて検討することを目的として設置されたものである。

答申が出された背景には大きな危機感がある。それは、急速な少子化をはじめとする国内外の諸情勢の急激な変化にほかならない。昨年の出生数は70万人を切ったとされている。これは現在の18歳人口の3分の2ほどである。2024年の大学進学者数は約63万人だったのが、若干の進学率の増を見込んでも、2040年には約17万人減の約46万人となり、現在の定員規模の約73%と大幅に減少することが予測されている。

その影響は大規模の大学よりも中小規模の大学に、大都市部にある大学よりも地方の大学に、そして地域社会により深刻な影響をもたらすと懸念されている。

本稿では、このような状況を踏まえ、地方における大学の存立可能性について、地方¹の大学を取り巻く環境の変化を俯瞰し、答申内容が地方の大学にどのような影響を及ぼすかを考察し、今後の展開について私見を述べるものである。

2 地方における大学を取り巻く環境の変化を読み解く

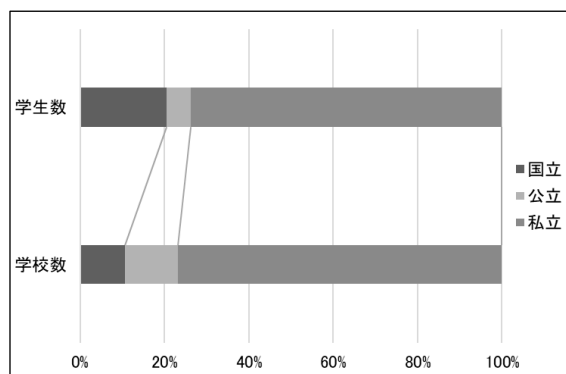
2-1 大学を取り巻く環境の変化

文部科学省の資料によれば、18歳人口は1966年の約249万人をピークに、1992年の約205万人を経て大幅に減少を続けていて、2024年には約

106万人となった。これはピーク時の42.6%に過ぎない。一方、この間の大学進学率は一時期を除いてほぼ右肩上がりに上昇し、大学進学者数も1966年の約29万人から2024年の約63万人と倍以上になっている。

学校基本調査によれば、2024年の学校数は813、私立大学が全体の4分の3を占める624で、公立大学が103²、国立大学が86となっている。学生数³は約295万人、私立大学が約77%となっている。学校数、学生数とも1955年に私立大学が占める割合はそれぞれ53.5%、59.7%と5割台だった。それが1970年頃には7割を超え、現在では私立大学が大多数を占める構成となっている（図1）。

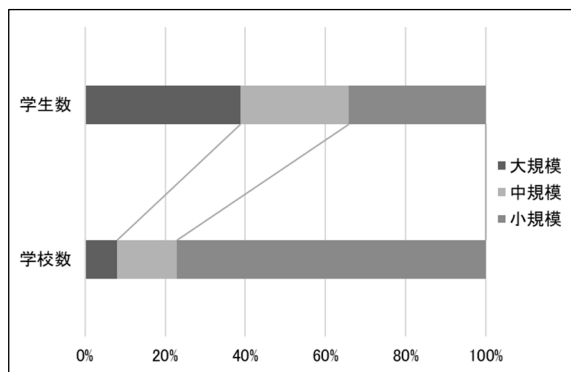
図1 設置者別の学校数と学生数



出典：文部科学省「学校基本調査」（令和6年度版）

大学の規模別⁴でみると、2022年度の学校数では大規模大学が7.9%、中規模大学が14.9%、小規模大学が77.1%と圧倒的に規模の小さな大学が数の上では多くなっている。一方、入学定員数では大規模大学が38.8%と最も多く、小規模大学が34.1%、中規模大学が27.1%となっている（図2）。後ほども触れるように、小規模大学は地方の私立大学に多く、大規模大学は三大都市圏の私立大学で大半が占められている。

図2 規模別の学校数と学生数



出典：検討会議配布資料

2-2 地方における大学を取り巻く環境の変化

三大都市圏に比べると地方では大学の数や収容力も低い。その結果、18歳人口の多くは地方から三大都市圏へ流出し、卒業後に地元に戻る割合も高くないために、20代、30代の層の流出が恒常的に問題視されてきた。

政府統計の総合窓口では、都道府県毎に大学収容力指数⁵と自県内の大学への進学割合⁶が示されている。大学収容力指数は、それぞれの都道府県における大学の収容力を指標化したもので、前年度に卒業した高校生のうちの進学者数を分母としているため、浪人して入学する学生が多かった1980年代から1990年代は全体で150を超えることが恒常化していたが、近年はおおむね120以下となっている。

収容力が100を超えれば、一応自県内の進学者を自県内の大学だけで収容できるという目安となる。指数が示されている中で最も古い1976年度には東京都と京都府が400を超えていた。つまり自県内の前年度進学者の4倍以上の収容力があったということになる。一方、最低の三重県は27.6と自県内の進学者の4分の1強しか収容力がなく、他に和歌山県、滋賀県、静岡県が30を切り、50以下の県も19あった。

その後、高齢化社会への移行を視野に入れた看護系大学の相次ぐ新設や自治体による積極的な私立大学誘致、公立大学設置に関する事実上の規制緩和⁷などによって、地方への大学設置が一定程度進み、その結果、三大都市圏と地方における大学収容力の格差も縮小した。2023年度の大学収容力指数によれば、最大は京都府の238.1、最小は三重県の45.3と以前に比べると

と差は縮まったが、それでも5倍以上の開きがある。

自県内の大学への進学割合についてみると、1980年度は滋賀県が7.7%と最も低かった。これは滋賀県の高校卒業生で大学進学した者のうち、滋賀県内の大学に入学したのが13人に1人しかいなかった計算になる。また、25%以下が31県と約3分の2の県で4人に3人以上が県外大学に進学していた。この状況は長らく変わらなかったが、近年は若干改善され、2023年度の最低は奈良県の15%、25%以下の県は17となった。ちなみに最も高かったのは愛知県の72.1%で東京都、北海道の順だった。

このほか、大学進学率についても三大都市圏と地方では開きがある。2024年度の新卒者における4年制大学の進学率は東京都が73%、京都府が71%、三大都市圏の都府県はすべて60%を超えていて、このほか、広島県が63%、奈良県が62%となっていた。一方、最も低いのは鹿児島県の38%、東京都の半分強に過ぎず、35ポイントも開きがあった。このほか、東北、中国、九州の多くの県では進学率は半分に満たない状況にある。

このように、大学収容力、自県内の大学への進学割合、そして大学進学率を都道府県ごとにみると、三大都市圏と地方では依然として教育の格差が大きく広がっているということがみえてくる。

2-3 地方の私立大学を取り巻く環境の変化

三大都市圏と地方の大学を比べると、国立大学ではあまり規模の違いは大きくないが、公立大学や私立大学は規模の面で違いが大きく、さらに、私立大学では地方のほうが入学定員充足率などをみるとより厳しい環境にさらされていることが検討会議の資料から明らかとなる。

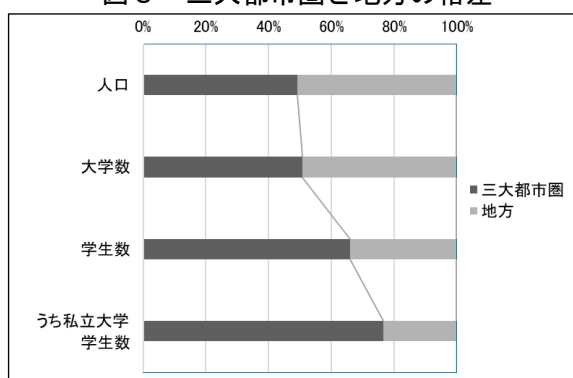
三大都市圏の大学の学生数は国公立あわせて全国の66.0%であるのに対して、私立大学に限ってみると76.7%と大都市により多くの私立大学が立地している現状がみえてくる。見方を変えれば、国公立大学は私立大学に比べると相対的に地方に多く立地しているということが学生数の状況からも読み取れる。

三大都市圏の人口は全国の49.3%、ほぼ半分

を占めている。一方、地方には私立大学の学生数の23.3%しかいない。つまり人口に占める私立大学生の割合は、三大都市圏は地方の3.4倍⁸ということになる。主に18歳から22歳前後の若者が大都市に集中している一因が大学、それも私立大学の偏在によるものであることは明らかだ。

規模の定義は前述のものと異なる⁹が、2024年度における私立大学の中の大規模大学は51校、うち9割以上の47校が三大都市圏に立地している。また、入学定員数では、この47大学だけで私立大学全体の40.6%を占めている。私立大学のうち、小規模大学についてみると入学定員数の43.9%が地方の大学で占められている。つまり大規模な私立大学は三大都市圏にほとんど集中し、一方、地方の私立大学の多くは小規模なものとなっている。学校数でみると地方の私立大学の9割近くが小規模大学だ。

図3 三大都市圏と地方の格差



出典：文部科学省「学校基本調査」（令和6年度版）ほか

入学定員充足率については、三大都市圏はこれまで100%を超えていたが、2024年度は99.87%となった。一方、地方については2021年度以降100%を切り、2024年度には92.48%となった。充足率をみると、規模が小さな私立大学ほど厳しい状況になっている。

入学定員が3,000人以上の平均は103.7%で前年度より若干上回るなど、1,000人以上の区分ではすべて100%を上回っているが、1,000人未満の区分ではすべて100%未満で、600人未満では80%台、もっとも小規模な100人未満では74.9%と充足率は4分の3程度、すなわち、定員が40人とするとう入学者数は30人にとどまっている計算となる。

小規模大学の割合が大きいこともあり、地域別にみると地方の私立大学が厳しい状況に置かれていることがより明らかになる。東京都、大阪府、福岡県が充足率については100%を上回っているのに対して、四国が76.3%と最も低く、宮城県を除く東北5県が78.1%、広島県を除く中国4県が78.3%と8割を切っている。

このように、地方の私立大学は小規模なものが大部分であり、その多くが定員割れなどによって学校運営が厳しい状況となっていることがこれらのデータからも読み取れる。

3 答申内容から地方における大学へのメッセージを読み解く

中教審の答申には様々な事項が盛り込まれている。そのどれもが多かれ少なかれ、地方の大学にも関係するものであるが、ここでは特に地方に立地する大学や自治体をはじめとする地域社会の構成員が真摯に受け止めるべきメッセージを概説する。

答申では、急速な少子化によって定員未充足や募集停止、経営破綻に追い込まれる高等教育機関が更に生じることは避けられないとの認識を示しつつ、高等教育機関の偏在の影響を直接受けるのは若者であり、社会全体にも影響を及ぼすとしている。その場しのぎではない、在り方の見直しが重要であり、問題を先送りせずに、我々の世代で解決すべきとも語っている。

知の総和の向上のために質の向上、規模の適正化、アクセスの確保と3つの政策目的を設定しているが、その中でもアクセスの確保は地方にとってもっとも重要な観点である。また、東京一極集中の是正や災害や感染症等に対するレジリエンスを有する強くしなやかな国土形成が引き続き課題となっている中で、地方の大学が、地域社会の持続的な発展をけん引しながら地方創生を推進していくことが果たすべき役割としてより重要になるという認識は単に大学関係者だけでなく、自治体や産業界や金融機関など地域のステークホルダーも共有すべきものである。

すなわち、地域の将来像について議論する際に、自治体にとって特に地元の大学は重要なパートナーとなる。一方で、高等教育に関する行政としての役割はもっぱら国であり、自治体に

はあまり関係がないという認識がこれまで自治体関係者の少なからずで共有されてきた節がある。都道府県では連携する部署を設けるなど比較的大学とのつながりはある程度保たれてきたが、多くの市町村では大学との連携は特定の部局では行われていても、全庁的な取り組みはあまりみられなかった。

この点は答申が出されたことを契機にすべての自治体が大学との連携が地域の活性化に様々な点で結びつくという認識を新たにすべきである。これは大学関係者もこれまで以上に教育研究、そして社会貢献の場として地域とのつながりの重要性を再認識すべきということである。

その一方で、高等教育機関全体の規模の適正化は避けては通れないものとなっている。大学進学率が大幅に上がることが見込めない中では、急速な少子化は大学の再編・統合や縮小、撤退は国公立の別を問わず検討せざるを得ない重たい課題である。大学自らがまずは議論すべきことではあるが、これまでもみてきたように三大都市圏に比べて充足率が低くなっている地方においては、大学だけに任せるのでは

なく、自治体など地域社会の関係者も一緒になって問題意識を共有し、議論すべき状況になっている。

答申では、私立大学の公立化については、安易な設置は避ける必要があると認識している。総論としてはその通りだろうが、自治体や地域のステークホルダーが大学の存続が地域社会の存続のためにも真に必要なものであるという共通認識があつて、住民の多くもそのように望む場合には、公立化を避ける必要はないと考える。ただ、公立化はいわゆる打ち出の小づちではない。様々な選択肢の中の一つに過ぎないのであり、公立化すればすべての問題が解決するわけではないのだ。

答申の中で、地方の立場で最も議論すべき事項が、地理的観点からのアクセス確保に関するものである。再編等を市場経済における選択に委ねるのみでは、地方における教育機会の確保に多大の支障が生じるおそれがあるという指摘はまさに的を得たものであり、極力そのような事態を避けるために地域の実情に合ったアクションを起こすべきである。答申では具体的に表1のような提案を行っている。

表1 地理的観点からのアクセス確保

ア 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
○地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
・地域構想推進プラットフォーム（仮称）（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
・地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
・国における司令塔機能の強化等
○協議体での検討を促す仕組みの整備
・国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
・コーディネーターの育成・配置等
○地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
・協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
・地域研究教育連携推進機構（仮称）（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入等
イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進
○地方創生を進めるための高等教育機関への支援
・国内留学
・学生寮整備
・サテライトキャンパス
・キャンパス移転等の取組推進等
○遠隔・オンライン教育の推進
・大学間連携による授業の共有化等

出典：答申要旨③

この中では、地域構想推進プラットフォーム（仮称）（以下「地域構想フォーム」とする）と地域研究教育連携推進機構（仮称）（以下「地域連携機構」とする）の新たな仕組みを構築することが大きな柱となっている。この点についての具体的な内容と評価については次節で述べることとする。

4 大学の目指すべき道は

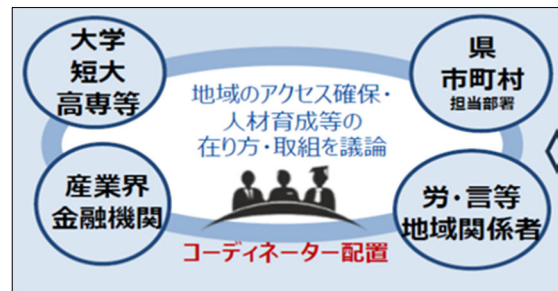
4-1 総論

地方における大学はどの程度存立可能なのか、データをみる限りでは悲観的にならざるを得ないというのが現実だろう。だが、地方こそ、大学の存在は地域社会のあらゆる面で必要不可欠なものであり、自治体は大学とともに地域の活性化に向けて真剣に取り組んでいくことが求められる。地方の大学が統廃合などによって相次いで消滅してしまえば、まさに自治体の消滅可能性も高まってしまいうだろう。そうならないために、それぞれの地域において自治体や地域社会のステークホルダー、大学が真剣に議論し、方策を考える場は不可欠となる。

地域構想フォームは、現在少なくとも273あるとされる、複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための地域連携プラットフォームを発展させるものであり、地域における協議体の実質化は当然のことながら必要であると考えられる。具体的には、地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報を共有し、共通認識を深めるとともに、大学と自治体、産業界等の地域のステークホルダーが一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保などの取組みを支援することが主な役割とされている（図4）。

このような地域における協議体は他にも例はあるが、どちらかというと地域社会のいわゆるお歴々が集まるものの、実質的な議論を交わすというよりも形骸化して顔合わせが主たる目的となっているものが少なくない。人口減少をはじめとする地域を取り巻く課題の解決のために残された時間はあまりない。一方で、自治体はもちろんのこと、大学であっても十分な問題意識が共有されているとはいえないのではないだろうか。

図4 地域構想フォームのイメージ図



出典：答申〈参考3〉

単に組織のトップが顔を揃えるだけでは、それこそ時間の無駄となりかねない。地域構想フォームを立ち上げる場合、それぞれの組織の実行部隊ともいべき人材が議論する場を合わせて設けることが欠かせない。

答申には、議論の円滑化のためにコーディネーターの重要性が指摘されている。その通りではあるが、大学、自治体、産業界、金融機関等様々な地域社会のステークホルダーの間に入って潤滑油のような存在となり得る人材がどの程度いるのかという懸念もある。コンサル頼りではなく、地域の実情をよく理解した適材適所の人材を育成することも課題となるだろう。

一方、地域連携機構は、連携開設科目を中心とした大学等連携推進法人の取組みを発展させたもので、地域構想フォームでの議論を踏まえ、科目だけでなく、大学間での様々な業務の共同化を進めることが想定されている。具体的には入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが考えられている。また、大学間連携推進パターンに加えて、自治体や産業界なども参画する産官学連携推進パターンも考えられている（図5）。

図5 地域連携機構のイメージ図



出典：答申〈参考3〉

地域連携機構については、大学統合に向けた一里塚であるとして警戒する向きも少なくないのかもしれないが、地方における大学の状況を踏まえれば、共同化をある程度進めなければ大学の存立自体が危うくなると考えたほうが将来の展望が開けるはずだ。自治体行政では一部事務組合や広域連合を自治体間で設置し、様々な事務を共同化することが一般的に行われている。そのような事例を参照すれば抵抗感も少しは和らぐのではないだろうか。

地域連携機構がどのようなスタイルをとるかについては、地域の実情に応じて柔軟に考えるべきだろう。全県で1つの機構を作ったほうがいいところもあれば、エリアごと、あるいは大学の主たる教育分野ごとに作ったほうが機能するケースもあるだろう。画一的に進めることだけは避けるべきだ。

4-2 国立大学について

地方の国立大学の多くはその道県内で最大規模の入学定員を有し、高等教育機関の中心的な存在となっている。その意味では地域構想フォームや地域連携機構についても議論をけん引するリーダー的な存在となることが期待される。しかしながら、地方の国立大学がどれだけ危機感を持って行動することができるだろうか。おそらく学長をはじめとする執行部やその周辺にいる教職員の多くは取り組む必要性は痛感しているだろうが、大多数の教員が危機感を持っているか、正直なところ疑わしいものである。あるいは危機感を持っていても新たな行動に移せない、あるいは移す余裕がない、といったところが本音かもしれないのである。

法人化以降、教育研究費が削減され、その反面学内行政など事務的で煩雑な仕事が増え、教育研究に十分な時間がかけられないという不満の声はよく聞かれる。確かにそのような側面があることは否定できないが、改めて地方にある国立大学の役割ということを真摯に捉えて、その構成員としての使命をそれぞれの立場で果たしていかなければ、国立大学であっても厳しい状況に陥っていくだろう。地元企業よりも東京の大企業との共同研究にばかり関心が向いているという指摘を産業界から聞いたことがある。研究者としては最先端の研究は魅力的

だろうが、地元の企業を支えるということも地方の大学人としては疎かにしてはいけない使命のはずだ。国立大学に勤務し、大学改革の難しさを実感した経験を持つ者として特に気になる場所である。

4-3 公立大学について

公立大学の設置主体は自治体であり、本来であれば地域構想フォームや地域連携機構について、国立大学とともにリードしていくべき存在ではある。山梨大学と山梨県立大学では連携協定を締結し、大学アライアンスやまなしを設立し、2021年に全国初の大学等連携推進法人¹⁰に認定されている。このようにすでに先行している取組みは大いに参考とすべきである。

一方で、構成員がどれだけ危機感を共有できているかについては、国立大学とあまり状況は変わらないといえるかもしれない。国公立と一括りで捉えられることが少なくないが、設置者が自治体であるということの意味を改めて認識すべきだろう。

これまで、公立大学は国立大学に準じた存在と自他ともに認め、国立大学の取組みを参考に、といった傾向が様々な面で見られてきたが、今後の生き残りという意味でも横並びという意識を改め、独自の展開を進めていくべきではないだろうか。

例えば、アメリカの州立大学の場合、州内学生と州外学生では授業料の差を大きくつけていて、メリーランド大学の場合は4倍となっている¹¹。日本の公立大学については、入学金については域内と域外の差をつけていても、授業料については同額としている。今後の公立大学の使命は、域内の人材育成がより重要となるとすれば、アメリカのような域内外で授業料の差をつける取組みを進めて、より域内の高校生が進学しやすい環境を作るのも一案ではないだろうか¹²。

4-4 私立大学について

地方の私立大学ほど危機感を持っているところはないだろう。小規模大学が多く、充足率の低下はまさに大学の存亡にかかわる大問題である。一方で、地域社会のエッセンシャルワーカーを数多く輩出し、域内の高校生の進学先

として大きな役割を果たしているだけに、自治体にとっても特に重要な存在としてもっと認知されるべきである。

他大学に飲み込まれてしまうのでは、という危惧があるのは理解できるが、地域構想フォームや地域連携機構に積極的に関わらなければ存立の可能性は低くなってしまいうだろう。地元の国立大学や公立大学が迅速に動き出すことが望ましいが、実際にそうなるとは限らない。地方の私立大学同士がまずは連携するというのも選択肢として考えておくべきだ。もちろん、学校法人にはそれぞれの建学の精神があり、連携がそう簡単にできるものとは思われないが、お互いのリソースを相互に上手に融通しながら、効率的で効果的な学校運営につなげる工夫を模索すべきだ。

4-5 自治体及び地域のステークホルダーについて

今回の答申を、自治体及び地域社会のステークホルダーももっと自分事として受け止めるべきである。高等教育について、これまでも触れてきたように、自治体には当事者意識がほとんどなかった。もちろん、大学誘致などに熱心に取り組んだところも少なくないが、誘致が成功した後には自治体と大学は必ずしも積極的に連携してきたところばかりではない。公立大学を設置している自治体も、大学の運営には関与しても、他の私立大学との連携に熱心だったとはいえない。

地方の大学、特に私立大学の存立が地域社会の存立にもかかわってくるという強い問題意識をもって、この答申の内容を理解すべきであり、一方で、文部科学省も大学に対してだけでなく、自治体向けに積極的に情報発信すべきである。地方行政や地方財政に関しては直接的に関わってくるだけに、自治体向けに説明会が頻繁に行われているが、本答申に関して、一度地域大学振興に関する情報交換会がオンラインで実施されている。参加者をみると小規模な自治体で参加しているところもあるが、都道府県でも参加していないところがある。少なくとも地域構想フォームや地域連携機構を実効性あるものにしたいと本気で考えるのであれば、自治体や地域のステークホルダー

向けの地域構想フォームや地域連携機構に絞った説明会を対面でブロックごとに開催するなど多くの自治体の参加を促す取り組みを行うべきであり、また、自治体も積極的に参加すべきである。

4-6 三大都市圏の私立大学の在り方

三大都市圏の私立大学の中でも大規模大学は経営努力もあって、なんとか定員充足率を高い水準で維持してきたが、急速な少子化はこれらの大学にも大きな影響を及ぼすだろう。

都心の利便性を武器に地方から多くの若者を集めることが今後も考えられるが、単に市場経済に委ねるだけでは、特に東京及びその周辺の私立大学の一人勝ち状態が続き、地方の私立大学の多くは危機的な状況に陥ってしまうだろう。

そもそも、高層ビルの中の上下移動だけで一日のキャンパスライフが完結するというスタイルは大学教育にとって理想形なのだろうか。郊外の広々としたキャンパスで大学生活を送るというのは古今東西を問わず一般的なものであるはずだ。

アメリカのアイビーリーグに属する8つの大学は、すべて東海岸ではあるが、7つの州に分散している。これだけ大都市偏在でかつ、私立大学の割合が高いのは日本と隣の韓国ぐらいだ。

地方創生という観点からも、東京23区内の大学学部の収容定員を原則として増加できないこととする定員規制については、2028年4月以降もなんらかの形で維持すべきというのがおそらくは地方の総意だろう。

一方で、答申でも指摘しているように今後はオンライン教育もさらに進むことが予想され、地方の私立大学にとっては三大都市圏の私立大学で行われる講義を聴講できれば、学生にとっても意義深いものとなる。地方の私立大学と連携したり、サテライトキャンパスを地方で積極的に展開するなど一定の要件を満たす場合には規制を緩和するなど、一律ではない取り組みが強く求められる。

このほか、2024年度の入学者をみると、人文科学の学生の87.5%、社会科学の学生の88.3%といわゆる文系学部の9割近くは私立大学生で

ある（図6）¹³。また、私立大学の学生総数の半分近くが人文・社会科学となっている（図7）。この点は、三大都市圏でも同様の傾向となっていると考えられる。理系人材への社会のニーズが高まっている中で、特に私立大学の学部再編は不可避ではないだろうか。

図6 分野ごとの入学者割合
（国公立別：2024年）

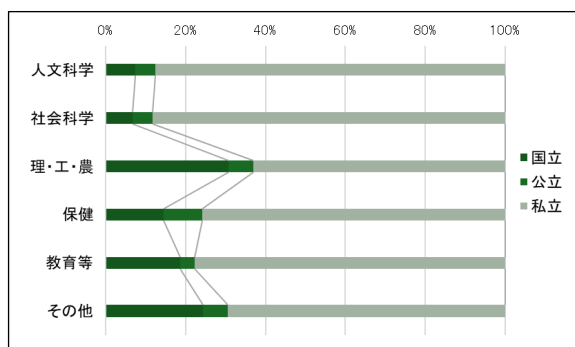
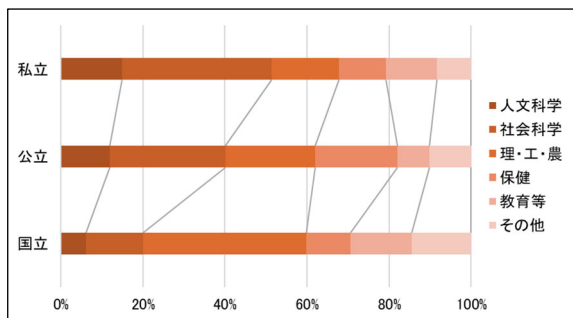


図7 国公立ごとの入学者割合
（分野ごと：2024年）



6 おわりに

少子化の流れは世界的にもヨーロッパ、そして東アジアで顕著となっている。すでに韓国や台湾、シンガポールなどでは合計特殊出生率が1を切り、日本よりも状況は深刻化している。

国の推計よりも少子化のスピードが速まることも当然考えられる。2040年に現在の定員規模の7割を大きく割り込むことも起こりえるのだ。しかし、ここ2年程度は大学進学希望者も少し増えると見込まれているため、危機感が十

分に共有されていないのが現実の姿だ。

大学冬の時代に、自治体の役割もこれまで以上に大きなものとなる。まずは答申が示した問題意識を共有すべく、この内容を関係者が理解することが第一歩となる。

人口減少社会の中で、現状をいかに守るかという意識が強くなりがちだが、ピンチをチャンスに変えるべく、攻めの姿勢も、特に地方では重要となる。大学の新設、新学部の設置はすべて認めるべきではないという声も聞かれるが、新陳代謝はどのような分野でも不可欠である。大学が進化するためにも、競争原理は一定程度必要となる。

また、本稿では触れることができなかったが、地方における短期大学が重要な役割を果たしていることも留意すべきである。

三大都市圏と地方、それぞれに相応しい大学の在り方についての議論が答申を踏まえ、各地で活発化することを切に望むものである。その際、地域社会の中核的存在である自治体が主体的に取り組むことが、地方創生を真に実りあるものとするためにも強く求められるのだ。

【参考文献】

- 田村秀（2021）『公立大学の過去・現在そして未来 持続可能な将来への展望』玉川大学出版部
- 中田晃（2020）『可能性としての公立大学政策 なぜ平成期に公立大学は急増したのか』学校経営研究会
- 日本私立学校振興・共済事業団（2024）「令和6（2024）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」
- 文部科学省「学校基本調査」（各年度版）
- 文部科学省（2021）『諸外国の高等教育』明石書店
- 文部科学省（2023）「文部科学統計要覧」（令和5年版）
- 文部科学省（2024）『諸外国の教育動向2023年度版』明石書店
- 文部科学省（2025）「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」配付資料

¹ 地方については様々な定義があるが、ここでは、大学が集中している東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、京都府、兵庫県、千葉県、埼玉県のいわゆる三大都市圏以外の39道県を地方と称することとする。

² 大阪公立大学に統合した大阪府立大学と大阪市立大学を含む。

³ 学士課程だけでなく、修士、博士課程を含む。

⁴ 大規模大学は入学定員が2,000人以上、中規模大学

は 1,000 人以上 1,999 人以下、小規模大学は 999 人以下である。

- ⁵ 大学収容力指数は当該都道府県における大学入学者数を高卒者のうち大学進学者数（前年度）で割った値を 100 倍して指標化したもので、1976 年度以降のデータが掲載されている。なお、このデータには短期大学も含まれている。
- ⁶ 出身高校所在地県の県内大学への入学者割合（対大学入学者数）のことであり（当該県の高校出身者で当該県の大学入学者数／当該県の高校出身者である大学入学者数）、1980 年度以降のデータが掲載されている。なお、このデータには短期大学も含まれている。
- ⁷ 1960 年代後半以降、当時の自治省は都道府県や政令指定都市以外の自治体による大学設置を事実上認めていなかったが、方針が転換され、1988 年に一部事務組合立で釧路公立大学が設置され、その後は一般市でも公立大学の設置が行われるようになった。

⁸ $(76.7 \div 49.3) / (23.3 \div 50.7) \approx 3.4$ となる。

⁹ 前述の定義は入学定員を基にしているが、こちらは収容定員が 8,000 人以上の大学を大規模大学、中規模大学は 4,000 人以上 7,999 人以下、小規模大学は 4,000 人未満としている。

¹⁰ 2024 年 10 月時点で 8 法人が認定されている。

¹¹ 文部科学省 2021、89 頁。

¹² このほか、私立大学ほどではないにしても、学部間の授業料を実際にかかる経費の割合を考慮して、もう少し差をつけるということも検討すべきではないだろうか。これは国立大学、公立大学の両方にいえることである。

¹³ 学校基本調査の区分のうち、教育、家政、芸術を教育等に、その他と商船をその他に再区分して掲載した。

8. 地方圏における大学と地域との連携状況について（内閣府調査結果から）

長島 有公子 ((一財)日本開発構想研究所 都市・地域研究部 担当部長)
景山 紘翔 ((一財)日本開発構想研究所 都市・地域研究部 研究員)

はじめに

本内容は、本研究所が内閣府から令和6・7年度に受託した「地方へのサテライトキャンパス設置等に向けた連携事例の調査分析業務」の報告書に相当する「地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集」（以下、5万人未満調査（令和6年度）、5万人以上調査（令和7年度）の実施結果を参考に作成したレポートである。

公開されている報告書内容の他、公開資料を基に独自集計等を行った結果等を掲載している。

本調査の背景

令和4年12月の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、「デジタル技術等も活用した効果的な地域課題の解決等に資する東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置に向け、地方公共団体と大学等の連携を推進するほか、誘致を希望する地方公共団体に対し、計画検討段階から助言等を行う」こととされた。そこで、内閣府では東京圏に集中しがちな大学機能や若年層の力を生かした地方創生を目指す地方公共団体を支援することを目的として調査を実施しており、本調査もそのうちのひとつとなっている。

また、令和7年2月21日の「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（文部科学省）においては、高等教育政策の目的の一つとして「アクセス」が挙げられ、地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現を図ること、性別や居住地、家庭背景の違いなどによる進学率の格差を防ぎ、意欲ある者が進学をあきらめない社会の実現の必要性が示されている。

このように、東京一極集中の是正という国土計画的観点のみならず、実際に進学する者の目線での教育の機会均等という両方の観点から、地域における大学との連携や大学(サテライト)機能の維持、設置促進は重要な意味を持つ

と考えられる。

なお、本レポートでの大学サテライト等とは、大学・大学院などの学部学科・研究科（別置キャンパス¹⁾）の他、研究所、教育研究に関わるフィールド活動の拠点施設、その他の大学関連施設を含むものとする。

表1 調査概要
(アンケート形式の事例収集調査)

	令和6年度 人口5万人未満調査	令和7年度 人口5万人以上調査
調査期間	令和6年1月12日 ～ 令和6年1月31日	令和6年11月1日 ～ 令和6年11月30日
調査対象	東京圏、及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体を除く、人口5万人未満の市町村	東京圏を除く、人口5万人以上の市町村、及び、令和6年に能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体
調査方法	調査対象に内閣府から電子メールにて調査票を配布し、一般財団法人日本開発構想研究所の特設メールアドレスへ返信	
回収状況	対象数：1,108 団体 回収数：420 団体 回収率：37.9% うち、連携事業を回答した数：288 団体 回答事例数：504件	対象数：421 団体 回収数：263 団体 回収率：62.5% うち、連携事業を回答した数：222 団体 回答事例数：475件
調査内容	連携先大学、連携事業の内容、連携事業の形態、実施した地方公共団体の支援内容等	連携先大学、連携事業の内容、連携事業の形態、実施した地方公共団体の支援内容等

※東京圏とは、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を指す

※人口は、令和2年国勢調査結果に基づく

1. 内閣府調査結果の概要

令和6・7年度に実施した調査概要については表1に示す。

令和6年度の人口5万人未満の地方公共団体を対象とした調査（東京圏と令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体²を除く、人口5万人未満の地方公共団体を対象）では、420団体の市町村から回答を得た（回収率37.9%）。

420団体のうち、大学等との連携事例を回答した団体数は288団体、事例数は504件である。

令和7年度の人口5万人以上の地方公共団

体を対象とした調査（東京圏を除く人口5万人以上の地方公共団体と令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体を対象）では、263団体の市町村から回答を得た（回収率62.5%）。

263団体のうち、大学等との連携事例を回答した団体数は222団体、事例数は475件である。

なお、収集した事例については、全国10エリア別に内閣府ポータルサイトに掲載している³。

表2 人口5万人未満の団体の事例の10エリア別、及び連携先のキャンパス別内訳

（単位：件）

<5万人未満調査の結果>	北海道	東北	北関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄	計
回答で得た連携事例件数	63	86	34	48	49	3	50	44	42	85	504
近隣地域（主に市町村内）キャンパスとの連携事例件数	7	2	4	1	3	0	6	10	1	4	44
近隣地域（主に市町村）外にあるキャンパスとの連携事例件数	56	82	30	48	47	3	45	35	39	81	466
近隣地域（主に市町村内）・外両方のキャンパスとの連携事例数	0	0	0	1	1	0	1	3	0	0	6

2. 全国10エリア別の連携事例数について

回答のあった連携事例ごとに、連携先の大学の（教員や学生が所属している）キャンパス等の場所について、市町村内・外キャンパス別の件数、及び内外両方との連携別に事例数の内訳をカウントし、整理を行ったのが表2・3である。（全国10エリア別⁴。市内・市外についてはダブルカウントあり）

回答のあった地方公共団体と大学との連携事例では、同一連携事業における連携先の大学（キャンパス）が複数にわたり、中には市内・市外両方のキャンパスと連携している事例がみられる。また、連携事例の中には、元々は市外の大学との連携であるものの、事業等の進捗に伴い、連携先の大学の元のキャンパスとは別に、市内に新たな活動拠点（サテライト等）を設置し、現在はその新たな施設に所属する教員や学生が事業を行っているケースもある。

<5万人未満調査の結果>（表2）

人口5万人未満の調査結果を全国10エリア別にみると、当該市町村内の大学等と連携して

いる団体数は、中国エリア（10件）が最も多く、次いで東海エリア（7件）、近畿エリア（6件）の順となっている。

一方、近隣地域（市町村）外の大学等キャンパスと連携している団体数は、東北エリア（82件）が最も多く、次いで九州・沖縄エリア（81件）、東海エリア（56件）の順である。

近隣地域内・市外両方のキャンパスとの連携事例数は、全体で6件であり、中国エリア（3件）、甲信越エリア（1件）、東海エリア（1件）、近畿エリア（1件）となっている。（表2）

人口5万人未満の市町村においては、そもそも市町村内に大学キャンパスがある地域が少ないので、連携先はおのずと近隣地域（市町村）外になるケースが多く、回答のあった連携事例のうちの91.6%を占めている。

<5万人以上調査の結果>（表3）

人口5万人以上の調査結果を全国10エリア別にみると、近隣地域の大学等と連携している団体数は、近畿エリア（72件）が最も多く、次いで東海エリア（42件）、東北エリア（22件）

の順となっている。

一方、近隣地域（市町村）外の大学キャンパスと連携している団体数は、近畿エリア（77件）が最も多く、次いで東海エリア（46件）、東北エリア（31件）の順となっている。

近隣地域内・市外両方のキャンパスとの連携事例数は、全体で45件であり、近畿エリア（16件）が最も多く、次いで東北エリア（7件）、東海エリア、中国エリア（5件）の順となっている。

東京圏の次に大学の立地が集中している近畿地域において、市内・外を問わず、大学との連携事例が圧倒的に多いことが分かる。

人口5万人以上の地方公共団体には、当該団体内に大学が立地していることが多く、近隣地域内に立地する大学とは既に何らかの連携関係にあり、（複数の連携事業を実施しているとみられる。そのため、回答の際の留意点として、

「連携を通じて既に大学のサテライト等を整備している（整備する予定がある）事例」や、「東京圏に本部がある大学との連携事例」、「地域にとって連携のメリットが明らかな事例」などを優先してご記載いただくことを依頼している。その事情を考慮しても、人口5万人未満の結果と比較すると、市内キャンパスとの事例数が極めて多くなっている（5万人未満：44件、5万人以上：228件）。一方、回答で得た連携事例数のうち、市外キャンパスとの連携割合は低くなっている（5万人未満：92.5%、5万人以上：61.5%）。

人口5万人以上の地域では、市町村内には大学が立地していなくても、近畿や東海エリアなど大学が多い地域を中心として、比較的周辺エリアに立地しているので、大学との連携事業を行いやすい環境があるとみることができる。

表3 人口5万人以上の団体の事例の10エリア別、及び連携先のキャンパス別内訳

（単位：件）

<5万人以上調査の結果>	北海道	東北	北関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄	計
回答で得た連携事例件数	18	46	37	33	83	26	133	31	16	52	475
近隣地域（市内）キャンパスとの連携事例件数	8	22	14	15	42	8	72	20	7	20	228
市外キャンパスとの連携事例件数	10	31	24	20	46	21	77	16	11	36	292
市内・市外両方のキャンパスとの連携事例数	0	7	1	2	5	3	16	5	2	4	45

3. 人口規模別の連携事例数について(表4)

令和6・7年度に実施した内閣府調査結果の合計値を人口別に再集計した結果が表4である。（令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体は令和7年度の対象となっているため、表2・3の各数値と表4の数値は一致しない箇所がある）

先に記載した様に、5万人未満の市町村においては、市町村内に大学キャンパスがある地域が少ないので、連携先は市町村外になるケースが多く、回答のあった連携事例総計のうちの92.5%を占めている。

人口5万人以上～10万人未満の地方公共団体では、当該市町村内に大学が立地しているケースが増えるためか、連携事例件数のうち

31.2%が近隣地域（市町村内）キャンパスとの連携事例となり、市町村外キャンパスとの連携事例の割合が76.9%と人口5万人未満に比べて低くなっている。

この傾向は人口が多くなるにつれて顕著となる。人口10万人以上～30万人未満では、近隣地域（市町村内）キャンパスとの連携事例が58.8%、市町村外キャンパスとの連携事例が53.4%と割合が拮抗する状況となり、人口30万人以上では近隣地域（市町村内）キャンパスとの連携事例が65.8%、市町村外キャンパスとの連携事例が39.5%と、近隣キャンパスとの連携が多数派となる。つまり、大規模な地方公共団体ほど、当該市町村外よりも市町村内に立地する大学と連携事業を行う傾向が高くなってい

ることがわかる。

一方、市内・市外両方のキャンパスとの連携事例に着目すると、最も割合が高いのは人口10万人以上～30万人未満の市町村(12.3%)である。

人口30万人以上の市町村においては5.3%となっており、市町村の規模の大きさが必ずしも多様な連携に繋がるわけではないことをうかがうことができる。

表4 人口別、及び連携先のキャンパスの市内・外内訳
(令和6年度・7年度調査結果の合計値)

(単位：件(％))

人口規模	5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	計
回答で得た連携事例件数	526 (100%)	173 (100%)	204 (100%)	76 (100%)	979 (100%)
近隣地域(市内)キャンパスとの連携事例件数	48 (9.1%)	54 (31.2%)	120 (58.8%)	50 (65.8%)	272 (27.8%)
市外キャンパスとの連携事例件数	486 (92.4%)	133 (76.9%)	109 (53.4%)	30 (39.5%)	758 (77.4%)
市内・市外両方のキャンパスなどとの連携事例件数	8 (1.5%)	14 (8.1%)	25 (12.3%)	4 (5.3%)	51 (5.2%)
東京圏の大学等との連携事例数 —市外との連携件数における割合—	96 (18.3%) —19.8%—	36 (20.8%) —27.1%—	32 (15.7%) —29.4%—	17 (22.4%) —56.7%—	181 (18.5%) —23.9%—

※人口5万人以上の調査結果には、令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体が含まれているため、表2の連携事例件数の合計と表4の5万人未満の連携事例件数は一致しない箇所がある。

表5 東京圏の大学等との連携事例数(10エリア別)
(令和6年度・7年度調査結果の合計値)

(単位：件(％))

地区名称	北海道	東北	北関東	甲信越	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	計
回答で得た連携事例件数計	81	132	71	81	132	29	183	75	58	137	979
回答で得た連携事例件数のうち、市町村外キャンパスとの連携事例件数	66	113	54	68	93	24	122	51	50	117	758
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
東京圏との大学等との連携事例数の合計	24 36.4%	41 36.3%	17 31.5%	31 45.6%	20 21.5%	7 29.2%	11 9.0%	8 15.7%	6 12.0%	16 13.7%	181 23.9%
東京圏との連携のうち、人口5万人以上の地方公共団体	6 9.1%	19 16.8%	11 20.4%	12 17.6%	14 15.1%	6 25.0%	8 6.6%	2 3.9%	0 0.0%	11 9.4%	89 11.7%
東京圏との連携のうち、人口5万人未満の地方公共団体	18 27.3%	22 19.5%	6 11.1%	19 27.9%	6 6.5%	1 4.2%	3 2.5%	6 11.8%	6 12.0%	5 4.3%	92 12.1%

4. 東京圏の大学等との連携(表4・5)

令和6・7年度に実施した内閣府調査結果のうち、東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)に本部を持つ大学等との連携事例について

て抜き出し、人口規模別に集計したものが表4の最下段、10エリア別に集計したものが表5となる。

＜人口規模別の集計結果から＞

人口規模別に東京圏の大学との連携事例数をみると、実数上は、人口規模が小さい市町村ほど東京圏の大学との連携事例が多い結果となっているが、連携事例数全体を母数とする割合では人口30万人以上の市町村が22.4%と最も高率となっており、次いで人口5万人以上～10万人未満が20.8%と、人口規模別にはさほど差が無い様にみえる。

ただし、市外キャンパスとの連携事例数を母数とする割合においては、5万人未満は19.8%、5万人以上～10万人未満が27.1%、10万人以上～30万人未満が29.4%、30万人以上が56.7%と、人口規模が大きいほど東京圏の大学等との連携事例数の割合が高くなることがわかる。

小規模な地方公共団体における市外の大学との連携は、その内の約2～3割が県内大学などの比較的近い所にキャンパスを持つ大学との連携が中心となっている一方で、人口規模が30万人以上の団体では5割以上が東京圏の大学との連携を行っていることになる。

大規模な地方公共団体においては、市内や県内の大学との連携事業を日常的に実施しており、大学との連携事業そのものに慣れているとみることができる。その様な大規模な地方公共団体が地域の課題解決等にあたり、さらに近隣の大学には無い分野や、東京圏の大学だけが有する特定分野の専門性や最先端の技術等を求めて連携事業を行っている状況がうかがえる。その背景には、遠方の大学と連携事業を行えるだけの財政力や交通の利便性、市町村内に立地する大学教員のネットワーク水準の高さ等があると推察する。

＜10エリア別の集計結果から＞

全国10エリア別に東京圏の大学との連携事例数をみると、181事例のうち、41件が東北エリア、次いで31件が甲信越エリア、24件が北海道エリアなどとなっている。

それぞれのエリアにおける市町村外キャンパスとの連携事例数を母数として東京圏の大学との連携事例数の割合をみると、甲信越エリアが45.6%と最も高率であり、次いで北海道エリア（36.4%）、東北エリア（36.3%）、北関東エリア（31.5%）などの順で高くなっている。これらのエリアは、大学進学時においても東京

圏に進学する率が高い傾向があり、連携事業においても顔が東京圏に向いているとみることができる。

一方、近畿エリアは9.0%、四国エリアは12.0%、九州エリアは13.7%など、車や電車などで1～2時間圏内の周辺地域に多くの大学が立地しているエリアにおいては、東京圏の大学等との連携割合が低くなっている。中国・四国エリアにおいては、近畿圏の大学と連携する傾向が強く、九州エリアでは九州内の大学と連携する傾向が具体的な事例内容から推察される。

大学が市町村内や周辺に少ない地方公共団体においては、庁内の各種審議会委員に県内大学の教員を登用することはあっても、日常的に大学や教員と接する機会が少ない地域が多く、連携以前に、未だに「大学との付き合い方」そのものに慣れていない担当者も多い。

一方、市内に大学が複数立地している地方公共団体においては、大学（教員）側から地域の課題解決に向けた教育・研究テーマに関わる連携事業やフィールド提供を求められる機会にも恵まれていることから、普段から大学との連携に関する経験値が高く、地域の課題解決に大学の機能を生かすノウハウが溜まっているとみられる。そのような経験値などを背景として、遠方の大学との特定分野における連携事業にも積極的な傾向をうかがうことができる。

＜最後に＞

本レポートの分析で、改めて分かったことは、大学が多く立地している、あるいは立地している地域が周辺にある市町村においては、大学と何らかの関係性をもつ機会に恵まれ、大学との連携事業を多く実施している傾向がみられる。一方、大都市圏から離れた人口が小規模な市町村においては、大学の立地地域からも遠い市町村が多く、大学との連携事業どころか日常的な大学との付き合いの頻度も少ないとみることができる。

かつて、自然資源に恵まれた地域には、人口規模に関わらず、森林や火山、地熱、天文、農・林業などの大学演習施設が立地していたが、近年では、それらの施設も縮小傾向にある。

今後は、周辺に大学等の立地が少ない地域や人口5万人未満の地域については、教育・研究

の機会均等の視点や、大学の機能や知見を生かした地方創生機会を創出する視点から、半ばブッシュ式の支援が必要であると考える。

移動の利便性の観点や、地域の課題を研究テーマとする教員が当該地域に集まる傾向などからみると、当該団体内や周辺にある大学との連携を促すことが自然であると思われるが、伝統的な文化圏や生活圏などの事情を背景として周辺の大学との連携が進まない地域もある。そこで、あえて東京圏などの大学集中地域に立地する大学のサテライト設置や連携事業の実施を促すことは、周辺に立地する大学の当該地域への関心を促進することにもなると考える。

理想的な姿としては、地域をよく知る大学と、大都市圏の大学とが、当該市町村の地域資源や課題を生かし、身の丈に合ったサテライト等の教育・研究機関を協働で設置し、市町村も含めて、オンライン上だけではなく実際にお互いが行き来する仕組みが、小規模でも多く全国に広がることだと考える。

それには、大学が地方圏へ積極的に目を向けるための助成制度や、市町村側が継続的に大学を受け入れることができる仕組みづくり等への更なる支援が必要である。

5. 多様な大学サテライトの事例紹介

～内閣府調査結果から～

本項目では、令和6・7年度に策定した「地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集」から、回答された連携事例のうち、特に大学等のサテライト設置に結び付いた事例を取り上げて、その概要を紹介する。

なお、東京圏などの大都市圏に本部をもつ大学が、本キャンパス以外で特定の学部学科、あるいは特定の学年のみが学ぶ場として地方圏に長期間にわたって設置・運営されているキャンパスの事例としては、東京農業大学オホーツクキャンパス（生物産業学部の1～4年生）や昭和大学（全学部の1年生が全寮生活）、北里大学十和田キャンパス（獣医学部の2年生以降）、帝京大学宇都宮キャンパス（理工学部総合理工学科・医療技術学部・経済学部）などが代表的な事例である。いずれも、立地している地方ならではの地域資源や地場産業、あるいは地域コミュニティとの結びつきが強く、地域ニ

ーズの変化に対応した学部学科等の改組転換を図りつつ、キャンパスの運営を維持している状況にある。

本レポートでは、今後の大学機能を生かした地域創生のあり様を検討する際の参考としていただくために、恒常的に授業を行っているキャンパスに限らない、様々な「大学サテライト」の事例を以下に紹介する。

なお本事例は、人口5万人未満の団体に関しては令和6年1月、人口5万人以上の団体に関しては令和6年11月時点の情報であることをお含みおきいただきたい。

○静岡県 富士市

～「ふらりば」～

（設置のきっかけ・主旨）

市内に立地していた短期大学の静岡市移転に伴い、市内に大学がなくなってしまったことをきっかけとして、大学誘致に向けた庁内外の動きが起こったこと。学生を含めた整備検討委員会を設置し、必要な機能や設備などを整備。富士市の地域資源をフィールドとすることによる多様な大学との連携や交流の場を提供し、富士市の地域課題の解決に繋げることを目的とする。

（設置時期）：令和6年（2024年）10月

（設置場所）：富士市立中央図書館分館内

（設置・運営者）：富士市（図書館の一部を自費で改修）

（施設概要）：

- ・広さ-70㎡（7m×10m程度）
- ・大型ディスプレイ・大容量Wi-Fi・椅子20脚・机・仕切り・セキュリティカメラなどを整備（利用状況）：

・令和6年度-23件、のべ239人

・令和7年度（4～5月）-9件、のべ96人

（主な利用内容）：会議、フィールドワークの拠点、講演会など

（市の支援施策）：

- ・「富士市フィールドワーク推進補助金」を実施中。単年度で200～300万円の予算を確保し、1件20万円程度の調査費を支援している。

（将来の方向性）：

- ・県内外の多くの大学と市との連携事業の拠点とする他、県内外の大学間、教員間、学生間の連携を目指す。

- ・将来的には、市内のＪＲ駅の近隣ビルのテナントとして入居することを検討中。
- ・地域の民間事業所との連携や協力を得て、人手の確保や経費の確保など、持続性のある事業を目指す方針。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005050000/p007717.html>

○兵庫県 丹波市

～「関西大学 佐治スタジオ」～

（設置のきっかけ・主旨）

2006年、関西大学環境都市工学部・建築環境デザイン研究室の学生グループが、本市青垣町佐治を舞台にした日本建築学会近畿支部設計・提案競技に応募し、丹波市長賞を受賞。本市と関西大学の連携協定締結と前後して、活動拠点「関西大学佐治スタジオ」を設立。その後、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択され、地域再生を軸に滞在型講座を展開し、単位認定の授業が生まれたことで現在まで活動が続く。

大学がない町で若者が溢れる地域再生を目指し、住民と共に力を合わせて地域課題の解決や地域の発展に向けて活動し、学生と地域が共に学ぶことを目的とする。

（設置時期）：平成19年（2007年）7月

（設置場所）：兵庫県丹波市青垣町佐治（空き家を改修）

（設置・運営者）：関西大学と丹波市非営利法人「佐治倶楽部」が5軒の空き家を管理。関西大学が丹波市で行う授業やプロジェクトの運営を「関西大学・丹波市連携事業推進協議会」から委託を受けて運営している。

（市の単年度予算）：約400万円

（活用した支援制度や助成金等）：内閣府 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

（事業概要）：

- ・5軒の空き家を活用。
- ・関西大学は、丹波市を舞台に地域と連携を図りながら、「関わり続ける定住のカタチ」をテーマに農山村におけるまちづくり及び地域の再生を実践している。
- ・具体的な取組の一環として、1週間本市に滞在し、地域の生業である林業や農業などの体験・報告会へ参加する「ワークキャンプ（丹

波）」、本市に2泊3日滞在し、地域再生に関わるゼミの開講、伝統行事への参加を通じた地域環境のデザイン構築（ATACOM）などがある。

（利用状況）：

- ・主に8月から11月にかけて実施される、ワークキャンプ（丹波）、地域再生（丹波）、地域交流ワークショップにおいて、学生のワークショップや作業室として活用されているほか、学生・大学の交流拠点として、様々な連携事業を行う場所となっている。

（市の支援施策など）：

- ・丹波市内での調査・研究活動支援事業として関西大学が学生の交通費や活動費の一部を補助する制度を持っている他、宿泊費を丹波市が負担する仕組みもある。

（将来の方向性）：

- ・丹波市に関心や関わりを持ち、応援しようとする人や大学組織などの外発的な活力（関係人口）をもうまく取り入れていくことで、地域課題を解決しようとする様々な担い手（主体）・外部活力を確保していくことが今後重要と考えている。

<https://kandai-u-saji.com/>

○滋賀県 草津市

～「アーバンデザインセンターびわこ・くさつ（UDCBK）」～

（設置のきっかけ・主旨）

立命館大学が立地する南草津の強みや優位性を活かした産官学の連携の促進によるまちづくりを推進するため、草津未来研究所の調査研究成果をもとに、南草津エリアのまちづくり拠点として平成28年10月に設立され2016年にプラットフォームとしてアーバンデザインセンターびわこ・くさつを創設。

（設置時期）：平成28年（2016年）10月

（設置場所）：草津市野路1丁目13番36号 西友南草津店1階

（設置・運営者）：草津市

（市の単年度予算）：約2,000万円

（活用した支援制度や助成金等）：内閣府 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

（事業概要）：

産官学の連携によるまちづくりに向けて、立

命館大学の教員がセンター長・副センター長に就任。ワークショップや社会実験、専門家による講義を実施。

具体的には、市の施策への反映を目指し、事業成果を提案する「提案型スクール」である都市デザインマネジメントスクールや、社会実験を行っている。

(将来の方向性) :

10年後、20年後を見据えた南草津駅周辺における車から人中心の利用したくなる居心地のよい都市デザイン・まちづくりを考えること。

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/sisetsuannai/community/UDCBK/index.html>

○鹿児島県 薩摩川内市

～「長崎大学及び福島県立大学 薩摩川内サテライトキャンパス」～

(設置のきっかけ・主旨)

- ・2011年に東日本大震災が発生し、2016年に長崎大学は、福島県立医科大学と共同で、緊急被ばく医療等を行う人材を育成する修士課程を開設した。
 - ・薩摩川内市は、2013年から長崎大学に対して、職員研修の講師を依頼し、長崎大学は、本市が原発立地市であり、医療人材育成機関である鹿児島純心大学が立地していることから、サテライト講義が可能かどうかの検討を開始した。
 - ・2018年に長崎大学と鹿児島純心大学は連携協定を締結し、2019年に鹿児島純心大学に「薩摩川内サテライトキャンパス」を開設した。
- (設置時期) : 平成4年 (2019年)

(設置場所) : 鹿児島純心大学 (鹿児島県薩摩川内市天辰町2365)

(市の支援内容) :

- ・長崎大学と鹿児島純心女子学園が連携協定を締結し、市は入学者に対して補助金を交付している。
- ・単年度の予算額は約28万円。

(活用した支援制度や助成金等) : 薩摩川内市放射線 知識 普及啓発人材確保補助金 (学生に対して大学の入学金を補助するもの)

(事業概要) :

長崎大学及び福島県立医科大学の共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻 (修士課程) の学生をサテライトキャンパス (鹿児島純心大学) に受け入れ、インターネット会議システムを活用して長崎大学、福島県立医科大学で行われる講義をリアルタイムで受講している。二年次には長崎大学が拠点を設置している福島県川内村で行われる実習に参加し、実際の線量測定やそれを基にした住民とのリスクコミュニケーションについて学ぶ。

令和元年度～令和6年度までの入学者は4人。

【参考文献】

一般財団法人日本開発構想研究所 (2025.02) 「人口5万人以上の地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集」

一般財団法人日本開発構想研究所 (2024.03) 「人口5万人未満の地方圏の地方公共団体における大学との連携事例集」

- 1 ここでの別地キャンパスとは、本部キャンパスが当該自治体外にある大学等のキャンパスや、当該自治体内にある大学等が別の場所にも恒常的に授業を行う場所を市内に持っているケース (駅前キャンパスや○○学部だけのキャンパス) などのことを指す。
- 2 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用を受けた地方公共団体は甲信越エリア3団体7件 (新潟県3団体7件)、北陸エリア9団体15件 (富山県2団体6件、石川県6団体8件、福井県1団体1件) である。
- 3 内閣府地方創生推進室『地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援ポータルサイト』 (<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/satellite-campus/index.html#gsc.tab=0>)

- 4 道府県全国10エリアは下記の区分とする。
北海道 : 北海道
東 北 : 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
北関東 : 茨城県・栃木県・群馬県
甲信越 : 新潟県・山梨県・長野県
東 海 : 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
北 陸 : 富山県・石川県・福井県
近 畿 : 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中 国 : 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四 国 : 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄 : 福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

—下河辺淳アーカイヴスについて—

1. 「下河辺淳アーカイヴス」について

下河辺淳氏は、戦後の国土計画・国土政策の中心的役割を担い、日本の復興とその後の社会資本整備の発展に大きく寄与され、また内外の政策研究機関の育成、発展にも尽力されました。

2002[平成14]年に総合研究開発機構（NIRA）大来記念政策研究情報館の特殊コレクションとして「下河辺淳アーカイヴ」が公開されましたが、2007[平成19]年8月に総合研究開発機構法が廃止され、NIRAで管理することが困難になったため、同年秋に下河辺氏個人に移管されました。

その後、一般財団法人日本開発構想研究所が下河辺氏からの寄贈を受け、2008[平成20]年1月に「下河辺淳アーカイヴス」として開設いたしました。同氏の業績を顕彰し、その著作物および関連する資料について収集・保存・管理を行うとともに、その資料情報を公開し、閲覧に供しています。

2. 「戦後国土計画関連資料アーカイヴス」について

下河辺氏が財団法人国土技術研究センターに寄託されていた国土計画・国土政策関連の資料、各種文献等について、同氏の許諾を得るとともに、同センターのご厚意により当アーカイヴスに収蔵しました。

全国総合開発計画や首都機能移転問題、社会資本論等多岐にわたる資料群を広く皆様にご活用いただくため、公開に向けて順次整理を進め、2013[平成25]年に開設いたしました。

3. 著作物・関連資料の展示

著作物、資料、関連情報等を収集・保存・管理するとともに、広く公開しております。

公開時間：平日（月曜日～金曜日） 10：00～17：00

※書誌をご覧になりたい方は、事前に電話（03-3504-1760）でご連絡下さい。有料になりますが、出来るだけコピーの便宜はお計りいたします（コピー不可の書誌があります）。

4. ホームページ上での資料情報の公開

—ホームページをリニューアルしました—

一般財団法人日本開発構想研究所のホームページリニューアルに伴い、2024年11月より、「下河辺淳アーカイヴス」ならびに「戦後国土計画関連資料アーカイヴス」の検索サイトが新しくなりました。従来どおり、キーワード検索、「タイトル」「出版物名」「著者名」「発行年」での検索も可能です。登録情報は随時更新してまいります。スマートフォンやタブレット端末でもお使いいただけますので、ぜひご利用ください。

＜下河辺淳アーカイヴスアドレス(URL)＞<http://www.ued.or.jp/shimokobe/>

＜戦後国土計画関連資料アーカイヴスアドレス(URL)＞<http://www.ued.or.jp/sengo/index.php>

* 「下河辺淳アーカイヴス」では、下河辺氏に関する関連資料や情報等について、随時収集を行っております。情報提供、資料のご寄贈等ございましたら、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。
一般財団法人日本開発構想研究所 「下河辺淳アーカイヴス」 TEL：03-3504-1760 FAX：03-3504-0752
E-Mail: shimokobe-arck@ued.or.jp

下河辺淳アーカイヴス Archives Report バックナンバー

巻号	発行 年月	タイトル	主な内容	版型/ 頁数
Vol.21	2025・6	災後の時代にどう生かすか 阪神淡路大震災30年の検証	「創造的復興」の夢と現実―阪神・淡路大震災30年の教訓（御厨貴氏×飯尾潤氏×神田榮治氏×加藤正文氏）／下河辺淳氏の国土・土地政策を検討する（宮本憲一氏）／下河辺さんとの思い出（堀内正美氏）／戦後国土計画関連資料アーカイヴスより（島津千登世）	A4/58
Vol.20	2024・6	ボランティア・エコノミー	「ボランティア経済」研究の経緯と展望（根本博氏）／「戦後国土計画関連資料アーカイヴスについて」（島津千登世）／「―戦後国土計画関連資料アーカイヴスより―1 列島改造」（島津千登世）	A4/66
Vol.19	2023・06	「文化首都」再考	鼎談「『文化首都』再考」（石毛直道氏×端信行氏×中牧弘允氏）／「国土政策は文化とどのように向き合ってきたか」（幾度明氏）／「その日その日を楽しんでやりなさい」（佐藤友美子氏）／関西文化学術研究都市と「下河辺メモ」（島津千登世）	A4/72
Vol.18	2022・06	地域から考える国づくり	「地域から考える国づくり」（青山公三氏）／「復帰50年の沖縄から国づくりを考える」（江上能義氏）／「下河辺DNAを残す手づくりシンクタンク」（嶋津隆文氏）／「斜面地居住を考える～都市再生の現場から」（檜楨貢氏）／「冗談亭日常・下河辺さんのことなど」（中谷健太郎氏）／「データで見る、下河辺淳と『地域』のかかわり」（島津千登世）	A4/66
Vol.17	2021・06	相生相剋一人、自然、そして国土	「下河辺さんのこと」（小野寺浩氏）／「人、自然そして国土～人と自然研究会報告」（渡辺綱男氏、亀澤玲治氏、鳥居敏夫氏）／「脱炭素社会への疑問～私は炭素でできている」（中村桂子氏）	A4/66
Vol.16	2020・06	365日の川を想う―流域圏構想	「ふたたび流域へ」（竹村公太郎氏）／「＜流熱派＞への変わらぬ期待」（岸由二氏）／「所蔵資料にみる『下河辺淳と流域圏構想』」（島津千登世）	A4/56
Vol.15	2019・06	下河辺淳：国際交流の足跡	「下河辺淳：国際交流の足跡」（島津千登世）	A4/62
Vol.14	2018・06	首都機能移転と「下河辺メモ」	「首都機能移転と『下河辺メモ』」（島津千登世）	A4/56
Vol.13	2017・06	追憶―異彩のプランナー 下河辺淳氏を偲ぶ―	〔追悼寄稿〕木幡和枝氏、今野由梨氏、近藤共子氏、高島由美子氏、富田玲子氏、中村桂子氏、日根野真弓氏、比屋根米子氏、藤田桂子氏、下河辺千穂子氏	A4/52
Vol.12	2016・06	下河辺淳の地方へのまなざし	鼎談「下河辺淳の地方へのまなざし～虫の目・鳥の目・魚の目」（榛村純一氏×辻一幸氏×戸沼幸市氏）	A4/47
Vol.11	2015・06	震災復興～阪神・淡路大震災 20年の教訓～	対談「震災復興～阪神・淡路大震災 20年の教訓～」（五百旗頭真氏×御厨貴氏）／「阪神・淡路復興委員会と下河辺淳氏」（島津千登世）	A4/40
Vol.10	2014・06	下河辺淳所蔵資料からみる「沖縄」	鼎談「沖縄県政と下河辺淳氏」（吉元政矩氏×坂ロー氏×上原勝則氏）／「『沖縄問題同時検証プロジェクト』を振り返る」（御厨貴氏）／「沖縄問題を解決するために（下河辺メモ）」（江上能義氏）	A4/41
Vol.9	2013・06	戦後国土計画関連資料アーカイヴスの開設	「戦後国土計画関連資料アーカイヴスの開設にあたって」（下河辺淳）／「戦後国土計画関連資料アーカイヴスについて」（島津千登世）	A4/41
Vol.8	2011・12	「頭脳なき国家」を超えて	対談「『頭脳なき国家』を超えて」（小川和久氏×下河辺淳）	A4/29
Vol.7	2011・06	38億年の生命誌―生きものとしての人間を考える	対談「38億年の生命誌―生きものとしての人間を考える」（中村桂子氏×下河辺淳）	A4/25
Vol.6	2010・12	日本経済―その来し方行く末―	鼎談「日本経済―その来し方行く末」（香西泰氏×小島明氏×下河辺淳）	A4/27
Vol.5	2010・06	日本列島の未来	対談「日本列島の未来」（御厨貴氏×下河辺淳）	A4/35
Vol.4	2010・03	水と人のかかわり	鼎談「水と人のかかわり―流域に生きる」（青山俊樹氏×定道成美氏×下河辺淳）	A4/27
Vol.3	2009・11	クルマ社会の未来	対談「クルマ社会の未来」（志田慎太郎氏×下河辺淳）	A4/21
Vol.2	2009・07	日本の食と農を考える	対談「日本の食と農を考える」（石毛直道氏×下河辺淳）	A4/21
Vol.1	2009・03	21世紀の日本とアメリカ	対談「21世紀の日本とアメリカ」（山本正氏×下河辺淳）	A4/21

※Vol.1「21世紀の日本とアメリカ」を除き、若干の余部がございます。

ご希望の方は、一般財団法人日本開発構想研究所「下河辺淳アーカイヴス」までご連絡下さい。

一般財団法人 日本開発構想研究所 復刊UEDレポート バックナンバー

巻号	発行 年月	タイトル	主な内容	版型／ 頁数
第22号	2024・06	今、再び「ウェルビーイング」を考える	8論文収録〔阿部和彦氏、広井良典氏、添田隆昭氏、小澤いぶき氏、Biruk Tilahun Demissie氏他(エチオピア)、Chhado Drukpa氏(ブータン)、藤原整氏、小畑晴治氏〕	A4／94
第21号	2023・06	荒ぶる地球・激動する世界におけるくにつくり	8論文収録〔阿部和彦氏、木村実氏、瀬田史彦氏、薄井充裕氏、小畑晴治氏、大木健一氏、戸沼幸市氏、金子健氏〕	A4／80
第20号	2022・06	研究所が歩んで来た半世紀をふりかえるー財団法人日本開発構想研究所 50 周年に寄せてー	研究所内外の約100名の執筆者に、50周年の祝辞と半世紀の研究所の活動に寄せて思うことを語ってもらった	A4／244
第19号	2021・06	ポストコロナの持続可能な都市と国土ーSDGs と NUA を巡って	7論文収録〔岡部明子氏、志摩憲寿氏、外岡豊氏、梅田勝也氏、小畑晴治氏、大木健一氏、阿部和彦氏〕	A4／104
第18号	2021・別冊	新宿研究会活動報告	はじめに、シンポジウム(田島泰、木村晃郁、椎原晶子、梅澤隆)、追想(中山弘子、青柳幸人)、参考報告、むすび	A4／90
第17号	2020・06	コロナ・パンデミックに対応できる国づくり、まちづくり	8論文収録〔戸沼幸市氏、大西隆氏、石川幹子氏、川上征雄氏、大木健一氏、小畑晴治氏、梅田勝也氏、阿部和彦氏〕	A4／72
第16号	2019・06	グローバルとローカルの交叉する世界の国土・地域政策	14論文収録〔麦島健志氏、野田順康氏、城所哲夫氏、瀬田史彦氏、片山健介氏、岡部明子氏、志摩憲寿氏他〕	A4／112
第15号	2018・06	大学改革と地方創生ー地方大学振興のあり方ー	1座談会7論文収録〔天野郁夫×合田隆史×梶田勲一×荒井克弘×鎌田積×戸沼幸市6氏の座談会、鳥飼玖美子氏、金城正英氏他〕	A4／100
第14号	2017・06	下河辺淳とその時代を語るー下河辺淳研究の勧めー	1鼎談1対談6論文収録〔大西隆氏・栢原英郎氏・養原敬氏鼎談、今野修平氏、川上征雄氏、大内浩氏、後藤春彦・鈴木輝隆氏対談他〕	A4／100
第13号	2016・06	地方再生と土地利用計画ー市町村による総合的な土地利用計画制度の提案ー	2会議録、6論文収録〔梅田勝也氏、水口俊典氏、土屋俊幸氏、養原敬氏、安曇野市・篠山市・桜川市の土地利用計画事例〕	A4／102
第12号	2015・06	戦後70年の国土・地域計画の変遷と今後の課題	1鼎談7論文収録〔今野修平氏・藤田隆成氏・川上征雄氏鼎談、北本政行氏、梅田勝也氏、橋本武氏他〕	A4／98
第11号	2014・06	土地利用計画制度の再構築に向けてー人口減少社会に対応した持続可能な土地利用を考えるー	7論文収録〔大村謙二郎氏、交告尚史氏、高鍋剛氏、梅田勝也氏、西澤明氏・明石達生氏・大橋征幹氏他〕	A4／72
第10号	2013・06	大学の国際化とグローバル人材の育成	6論文収録〔潮木守一氏、森田典正氏、南一誠氏、藤井敏信氏、吉崎誠氏、角方正幸氏他〕	A4／54
第9号	2012・06	大震災後の国づくり、地域づくり	7論文収録〔大和田哲生氏、橋本拓哉氏、中山高樹し、今野修平氏他〕	A4／78
第8号	2011・06	みちを切り拓くコミュニティの力ー超高齢化・人口減少の中で、未曾有の大震災と遭遇ー	7論文収録〔広井良典氏、巽和夫氏、村井忠政氏、檜谷恵美子氏、森反章氏他〕	A4／68
第7号	2010・07	地域経営	8論文収録〔平松守彦氏、望月照彦氏、西尾正範氏、鈴木豊氏他〕	A4／94
第6号	2009・11	大都市遠郊外住宅地のエリアマネジメント	1会議録7論文収録〔小林重敬氏、中城康彦氏、梅田勝也氏、佐竹五六氏他〕	A4／94
第5号	2009・03	ネットワーク社会の将来	1対談8論文収録〔石井威望氏×戸沼幸市氏、斉藤諱淳氏、澤登信子氏、藤井敏信氏他〕	A4／96
第4号	2008・07	グローカル時代の地域戦略	1対談8論文収録〔下河辺淳氏×戸沼幸市氏、大村虔一氏、石井喜三郎氏、今野修平氏他〕	A4／88
第3号	2008・01	諸外国の国土政策・都市政策	9論文収録〔城所哲夫氏、片山健介氏、村上顕人氏、大木健一氏他〕	A4／86
第2号	2007・07	大学改革と都市・地域の再構築	10論文収録〔天野郁夫氏、福井有氏、牧野暢男氏他〕	A4／88
第1号	2007・01	人口減少社会の研究ー人口減少社会の将来像、国のかたち、地域のかたち	10論文収録〔正岡寛司氏、坂田期雄氏、天野郁夫氏、今野修平氏他〕	A4／74

※2008・01号「諸外国の国土政策・都市政策」、2011・06号「みちを切り拓くコミュニティの力」を除き、若干の余部がございます。ご希望の方は、総務室までご連絡下さい。

一般財団法人日本開発構想研究所

当研究所は、昭和 47 年 7 月からの歴史を踏まえ、平成 24 年 7 月に、財団法人日本開発構想研究所(特例民法法人) から、国の「公益法人制度改革」に伴い「一般財団法人日本開発構想研究所」に名称を変更いたしました。

設立年月日	昭和 47 (1972) 年 7 月 5 日
移行登記年月日	平成 24 (2012) 年 7 月 2 日
基本財産	100,000 千円

評議員及び役員等一覧

(令和 7 年 6 月)

【評議員】

荒井 克 弘	東北大学名誉教授
梶 田 叡 一	学校法人聖ウルスラ学院理事長
岸 井 隆 幸	一般財団法人計量計画研究所 代表理事
瀬 田 史 彦	東京大学大学院工学系研究科(工 学部)准教授
坂 井 秀 司	元一般財団法人自治研修協会 理事長
廣 兼 周 一	元独立行政法人都市再生機構 理事長代理
松 本 久 長	株式会社E&Lコンサルティング 代表取締役
定 岡 祐 二	株式会社みずほ銀行 執行理事 産業調査部長
奈 良 敦	日鉄興和不動産株式会社 常務執行役員 事業開発本部長

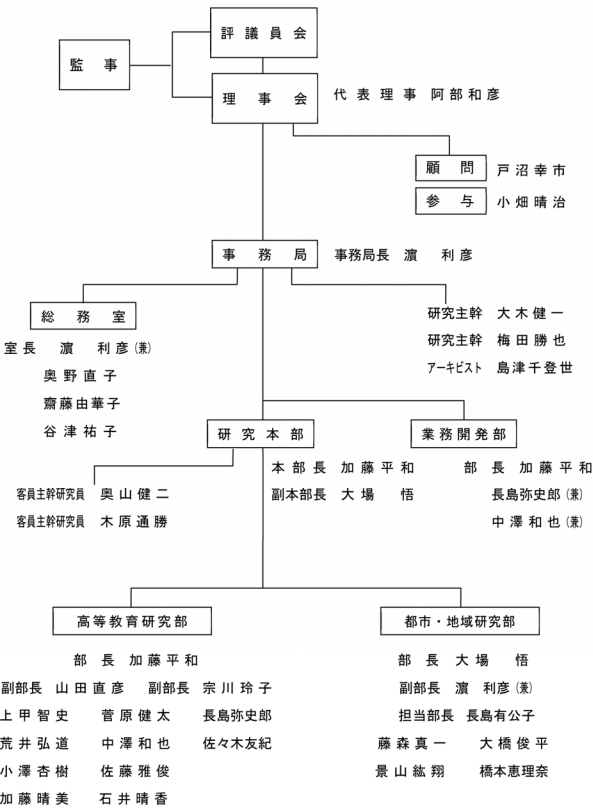
基本理念

一般財団法人日本開発構想研究所は、くにつく
りから、まちづくり、ひとつづくりまで、活力に満
ちた明日の社会の形成に役立つ学際的な研究調
査を、人と人とのふれ合いを大切に、地道に進め
るために設立された研究機関です。

そのため、多彩な研究者からなる内部スタッフ
を擁し、必要に応じて外部専門家の協力を得つつ
総合的かつ実践的な研究を行うシンクタンクと
しての歩みを進めています。

組織及び調査研究スタッフ

(令和 7 年 6 月)



代表理事	阿 部 和 彦	
理 事	田 畑 貞 壽	千葉大学名誉教授
	小 林 重 敬	横浜国立大学名誉教授
	鳥飼玖美子	立教大学名誉教授
	岩 尾 洋	大阪市立大学名誉教授 前四天王寺大学学長
	加 藤 平 和	
	大 場 悟	
	山 田 直 彦	
	宗 川 玲 子	
監 事	相 田 康 幸	元日本開発銀行企画部長 元産業基盤整備基金監事
	山 下 恒	日鉄興和不動産株式会社 執行役員 企画本部 イノベーション創出部長

【顧問等】

顧 問	戸 沼 幸 市	早稲田大学名誉教授
参 与	小 畑 晴 治	前一般財団法人日本開発構想研 究所理事